平成23年第3回瑞穂市議会定例会会議録(第4号)

平成23年9月22日(木)午前9時開議

議事日程

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

本日の会議に出席した議員

| 1番 | 堀 | | | 武 | 2番 | 熊 | 谷 | 祐 | 子 |
|-----|---|---|---|---|-----|-------|---|----|----|
| 3番 | 西 | 岡 | _ | 成 | 4番 | 庄 | 田 | 昭 | 人 |
| 5 番 | 森 | | 治 | 久 | 6番 | 棚 | 橋 | 敏 | 明 |
| 7番 | 広 | 瀬 | 武 | 雄 | 8番 | 松 | 野 | 藤四 | 即郎 |
| 9番 | 広 | 瀬 | 捨 | 男 | 10番 | \pm | 田 | | 裕 |
| 11番 | 小 | 寺 | | 徹 | 12番 | 若 | 井 | 千 | 尋 |
| 13番 | 清 | 水 | | 治 | 14番 | Щ | 田 | 隆 | 義 |
| 15番 | 土 | 屋 | 隆 | 義 | 16番 | 小 | Ш | 勝 | 範 |
| 17番 | 藤 | 橋 | 礼 | 治 | 18番 | 若 | 袁 | 五 | 朗 |
| 19番 | 星 | Ш | 睦 | 枝 | | | | | |
| | | | | | | | | | |

本日の会議に欠席した議員(なし)

欠員(1名)

本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

| 市 | 長 | 堀 | 孝 | 正 | 副市長 | 奥 | 田 | 尚道 |
|--------|-----|----|-----|---|---------------------|---|---|-----|
| 教 育 | 長 | 横 | 山博 | 信 | 企 画 部 長 | 伊 | 藤 | 脩 祠 |
| 総 務 部 | 長 | 早; | 瀬 俊 | _ | 市 民 部 兼 巣南庁舎管理部長 | 髙 | 田 | 薫 |
| 福 祉 部 | 長 | 宇 | 野睦 | 子 | 都市整備部長 | 福 | 冨 | 保 文 |
| 調整 | 監 | 岩 | 田勝 | 之 | 環境水道部長 | 弘 | 畄 | 敏 |
| 会計管理 | ! 者 | 馬 | 渕 哲 | 男 | 教 育 次 長 | 林 | | 鉄 雄 |
| 監査委事務局 | 員長 | 松 | 井章 | 治 | | | | |

本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 田宮康弘 書記 清水千尋

書 記 今木浩靖

開議の宣告

議長(星川睦枝君) 皆さん、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問

議長(星川睦枝君) 日程第1、一般質問を行います。

個人質問の通告がありますので、順番に発言を許します。

10番 土田裕君の発言を許します。

土田裕君。

10番(土田 裕君) 皆さん、おはようございます。

議席番号10番、日本共産党、土田裕でございます。議長に発言のお許しをいただきましたので、通告どおり2項目にわたりまして質問させていただきます。

1項目めとして、平成22年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計について、7点にわたりまして質問させていただきます。1点目として、国民健康保険税の歳入歳出の現状でございます。2点目は、国民健康保険税の税率及び賦課割合でございます。3点目は、国民健康保険税の収納状況でございます。4点目は、他市町の国民健康保険税の現状でございます。5点目は、特定健康診査についてです。6点目は、人間ドック費用助成についてです。7点目は、一般会計繰入金についてであります。以上7点にわたりまして質問をさせていただきます。

最後の2項目めとしまして、前回にも質問させていただきました防災計画の見直しの議事で、 五六川西部(牛牧)排水機場について再度質問をいたします。詳細は質問席にて行いますので、 よろしくお願いいたします。

では、最初に平成22年度の国民健康保険税の状況を質問したいと思います。

それに入る前に、国保の加入状況をちょっとお知らせしておきます。

22年度、去年の3月現在で6,806世帯1万2,743人が加入されています。ことし、23年度末では6,908世帯1万2,846人、102世帯103人の増加でございます。それを踏まえながら、1点目として、瑞穂市国民健康保険税の歳入歳出の現状をお聞きします。

議長(星川睦枝君) 髙田市民部長。

市民部兼巣南庁舎管理部長(髙田 薫君) 改めまして、おはようございます。

土田議員からの御質問でございますが、平成22年度の国民健康保険事業の決算状況ということでございますが、いろいろな決算資料等でもお知らせをいたしましたとおり、歳入総額45億5,245万9,393円、前年度よりは1億9,090万9,480円、4.38%の増加でございました。歳出にお

きましては42億7,981万5,704円、前年より2億8,587万235円、7.16%の増でございました。歳 入歳出の差額2億7,264万3,689円につきましては、23年度に繰り越しをさせていただきました。

歳入の主なものといたしましては、22年度保険税率を改定いたしましたので、昨年度より 8,410万2,000円の増加をいたしております。また、前期高齢者交付金は1億9,674万1,000円の 増でございます。

次に、歳入の減少したものでございますが、国庫支出金、療養給付費交付金、高額共同事業 交付金、繰入金の減がございました。これら総額で2億5,543万9,000円の減でございました。 また、基金積立金の取り崩しは、前年度より1億3,292万9,000円の減少でございました。

歳出におきましては、保険給付費が27億5,974万6,000円と昨年度より2.22%の伸びでございました。後期高齢者支援金は5億1,519万6,000円、介護納付金が2億236万7,000円、基金積立金が2億4,042万6,000円となっております。

平成22年度国保会計でございますが、総括的に申しますと、被保険者数は増加傾向でございます。これに対しましては、景気後退からの離職者の増加ということではなく、定年退職による、いわゆる団塊の世代の方々の被保険者がふえてまいりました。この退職者の増加傾向は今後とも続くものと予想されております。

医療分の税率を改定いたしました結果、2年連続の単年度収支赤字から、22年度におきましては2,046万6,000円の黒字ということになりました。また、緩やかな景気回復や収納対策プロジェクトチームの成果などもございまして、収納率が向上をいたしました。

また、歳出におきましては、保険給付費は引き続き増加傾向ではありますが、その増加額が昨年度より減少したことによりまして、財政運営が好転をいたしました。

以上で、歳入歳出の状況の報告とさせていただきます。

〔10番議員挙手〕

議長(星川睦枝君) 土田裕君。

10番(土田 裕君) 市民部長から2項目めまでの質問の回答をもらいましたが、決算報告書の資料を見ますと、前年度比で1億9,000万余り、4.38%伸びが出たと。合計しまして、歳入の結果が2億8,870万余りの増加というような報告がございました。

それを踏まえながら考えますと、この医療費の中で資料を見ますと、21年度が6,928件の7,957万1,771円、22年度が6,563件、5,667万7,721円、約2,200万余り減少をしています。去年の議会でもお示しされたときの答弁でございますが、医療費が大変高額になってきたということでございます。ちなみに、平成19年度は約1億78万円何がし、21年度が1億399万円と上がっているときが国保税の値上げの時期でございました。こうして医療抑制の比が移る減少がわかったことが、今報告されました。

それを考えながら、2点目の質問に移らせていただきます。

2点目は、先ほども答弁が若干ございましたが、ダブるところは省かせていただきますが、 国民健康保険税の税率及び賦課割合についてお伺いします。

平成21年度、並びに22年度の国民健康保険医療部分の保険税率をお答え願います。所得割、 資産割、均等割、平等割の金額、税率の答弁をお願いします。

議長(星川睦枝君) 髙田市民部長。

市民部兼巣南庁舎管理部長(髙田 薫君) ただいま御質問の税率でございますが、平成22年度から医療分の税率を改定いたしました。内訳といたしまして、所得割、21年度が4.45でございましたが、それを6%に、資産割は25%を30%に、均等割2万6,000円を2万7,500円に、平等割2万1,000円を2万2,500円に改定をいたしました。22年度の賦課割合でございますが、所得割は41.37%、資産割は11.41%、均等割は33.20%、平等割は14.02%でございます。ちなみに、所得割と資産割を合わせて応能割、均等割と平等割を合わせて応益割と言っておりますが、平成21年の税率改定において、当時の経済不況下ということもあり、その改定方針、応能割・応益割が地方税法に規定いたします50%ずつではなく、資産・所得のある方に負担をお願いする指針が出されたという経過から、応能割に3%を加算した経過がございます。以上でございます。

〔10番議員挙手〕

議長(星川睦枝君) 土田裕君。

10番(土田 裕君) 今、部長の方からお答えがございましたとおりに、資産割等々の問題がございますが、賦課割合の税率と平等割等々が上がっているというような報告がございました。均等割というような感じで物事をやりますと、均等割と平等割の応益の説明もございました。国の指針でございますというような答弁でございましたが、この賦課割合がどんどん応能・応益割のバランスをとるための応益割をだんだん引き上げていくという国の指針でございました。しかし、これが高い保険税の一番要因ではないか。国の税率のものもございますが、ここを一番基準にしながら、地方自治体のあるべき姿がどうなのか、福祉にどういうような考えをするかというような方向を見出さなければなりません。

それを踏まえながら3点目に移るわけでございますが、この3点目の中には、ある方の悲痛なる訴えと、保険証を取り上げられて命まで落としてしまうという現状を昨年の9月議会で質問させてもらいましたが、何度も述べると思いますが、少し聞いていただきたいと思います。

3点目に移らせていただきますが、国民健康保険税の収納状況についてお答えをお願いいた します。

ちなみに短期証明書、1年間保険税を未納の場合は、二、三ヵ月の保険証を出す。今は1ヵ月になってしまう場合も事例によってあると聞かされています。そして、資格証明書、各市町村の保険者の裁量にゆだねられているということでございましたが、2000年の介護保険法施行

に伴い国民健康保険法が改定されました。その中で、特別な理由がなくて1年間滞納している場合は、資格証明書といって医療の窓口負担が10割になるという制度でございます。その短期証明書と資格証明書の発行件数もお知らせください。

議長(星川睦枝君) 髙田市民部長。

市民部兼巣南庁舎管理部長(髙田 薫君) 御質問の収納状況でございます。平成22年度、現年度分におきましては90.61%、前年度より0.41%の増加。過年度分は10.44%で、前年度より1.62%の伸びとなっております。伸びておりますが、県内21市の中におきましては、現年度分で19番目、滞納繰越分では21番目の収納率の現状でございます。

次に、2点目の御質問の資格者証、短期証でございますが、22年7月1日現在で、短期証の 交付世帯数は687世帯、資格者証は165世帯。これが1年後の平成23年7月1日現在ですと、短 期証の交付世帯数は465、資格証明は120世帯でございます。

〔10番議員挙手〕

議長(星川睦枝君) 土田裕君。

10番(土田 裕君) 今、報告がございました。高くて払えない国保の税の内容等も含めまして、詳しくここの資料もございますが、22年7月現在、6,882世帯の加入者の中で、2,246世帯の方が滞納されている。約3割の方が滞納処分になっているということでございます。今御報告にありましたけど、短期証明書が687世帯から、ことしは465世帯と、緩やかな減少という報告もございました。資格証にあっては、改善が見られて、165世帯が120余りとなってきたという報告がありましたが、この内容等は今現在、無職者並びに非正規の方々が、今雇用体系が大変厳しい折でございます。正規の保険証を取り上げてしまう、こういう問題が提起をされています。

ここに一つ例を出しますが、牛牧の60歳代の御夫婦の相談でございます。数年前は景気もよく、商売もそこそこでやっていましたが、御主人が交通事故の後遺症から仕事ができない日々が続いています。交通事故の示談もうまく進んでなく、苦しい生活がいまだに続いているそうでございます。3年前には持ち家も売り渡しましたが、まだ借金が残っているそうです。市民・県民税を含めた国保税を滞納されています。奥さんが数ヵ月前から体調が悪くなりましたが、国保税の滞納で医療機関にかかれない状態でございますという悲痛な訴えでございます。窓口相談では、収納プロジェクトチームとの会話でございますが、ここが問題ですが、ある一定の金額を支払わなければ保険証は発行できないと言われたそうでございます。このような現状を考えますと、収納向上と言っていますが、無慈悲な保険証の取り上げ、過酷な保険料の取り立てではないかと思わざるを得ません。

また、昨年度の議会でも小寺議員が述べられました、障害者年金受給者に対して銀行振り込み当日に差し押さえてしまう。このような事例を考えますと、行き過ぎた取り立て、並びに納

税者の個々の納付状況等を説明、機械的な収納を取りやめて、きめ細やかな説明をしているか どうか、疑いを感じます。

そこで、部長にお聞きしますが、このような現状を踏まえながらどのようなお考えを持って いるか、お聞きしたいと思います。

議長(星川睦枝君) 髙田市民部長。

市民部兼巣南庁舎管理部長(髙田 薫君) 滞納整理事務につきましては、以前から答弁をさせていただいておりますように、納税相談には負担の公平性の確保ということも考慮いたしまして、細やかな対応に心がけて実施しているつもりでございます。

相談にお見えになる方々に関しましては、残念ながら、その前にいろいろ通知を差し上げて おるわけですが、その呼びかけに応じて納税相談に来庁してもらえるという方は少ないという ところが現状でございます。以上でございます。

〔10番議員挙手〕

議長(星川睦枝君) 土田裕君。

10番(土田 裕君) 市民部長の方から今御答弁がありましたが、昨年度の議会も同じことを、市民部長はかわられていますが、述べられていました。いろんな観点、執行部の考え方と国民の苦難を乗り越えながら低減を図りたいというような思いを募っておる日本共産党であるからこそこういうことを訴えるということではなくて、人間としてこれはどうかというようなものがございます。

ここにもう一つ、NHKの放送の内容でございます。差し押さえがひどくなったときに、このような事態が起きているというようなことが、ことしの2月のNHKテレビでも、年金を差し押さえられた方が自殺されたということが特集で放映されている衝撃でございました。保険税が高過ぎて、払いたくても払えない人から保険証を取り上げる、障害者年金まで差し押さえる、こうした強権的な差し押さえが急増しているんじゃないかと私は思います。これが収納率向上の実態であると思われます。余りにもひどいとは思いませんか。再度、髙田市民部長にお聞きします。

議長(星川睦枝君) 髙田市民部長。

市民部兼巣南庁舎管理部長(髙田 薫君) いろいろな実態があろうかとは思いますが、私どもも収納の担当としては一生懸命頑張っております。払っていただいている納税者の方々が多数お見えになりますので、その方々との公平性も確保しながら事務を進めておるということでございます。

また、議員御指摘のような方々に対しましては、そういった事態になる前に、ぜひとも相談にお越しいただきたいと思います。私たちも、そういった実情をお聞きすれば、それなりの対応は当然させていただくということで対応しておりますので、ぜひともそういう方々に対しま

しては、我々も通知を出しておるのでございますので、その通知等に素早く反応していただい て、今こういった実情だということを納税相談に一刻も早くおいでいただければ、それなりの 対応はしておるつもりでございます。

〔10番議員挙手〕

議長(星川睦枝君) 土田裕君。

10番(土田 裕君) 今、髙田市民部長の方からも御答弁がございました。早期の相談が必要だというのもわかりますが、実情を考えながら、納税相談に来られたときは親身になって、相手の立場を考えながらやっていただきたいと思います。

この件はまた述べさせていただきますので、4点目の質問に移らせていただきます。国保税 の他市町の現状についてお答えください。

ちなみに、基準課税額の例として、夫婦2人40歳以上、子供2人、給与収入財産が316万円、世帯所得の方が200万円、固定資産税が土地・建物を入れまして年額8万円の、概算で結構でございますので、瑞穂市、本巣市、北方の3近郊市町の今の国保税の状況はお幾らになっているか、お答えを願えたらと思います。

議長(星川睦枝君) 髙田市民部長。

市民部兼巣南庁舎管理部長(髙田 薫君) それでは、まず第1点目、他市町の国保税の現状の中での賦課方式でございますが、医療分につきましては、所得割、資産割、均等割、平等割の4方式がほとんどでございます。県内21市の中では、資産割がない3方式をとっておりますのは、本巣市と可児市でございます。

後期高齢者支援分、介護納付金分では、反対に、瑞穂市は所得割、均等割の2方式でありまして、資産割、平等割を賦課しておりません。この2方式は、瑞穂市と郡上市でございます。

3 方式は可児市でございます。本巣市は、後期高齢者支援金分が 3 方式、介護納付金は 2 方式ということでございます。

また、税率はそれぞれの市町の財政状況により違いますので、例えば医療分の所得割、低いところでは3.05%から高いところは7.40%までの大きな開きがございます。

瑞穂市周辺における土田議員御指摘の40歳以上の夫婦2人、子供2人の4人世帯というところの計算でございますが、御指摘の方法で計算いたしますと、瑞穂市は38万975円、本巣市で36万1,230円、北方町で42万2,100円となります。以上です。

〔10番議員挙手〕

議長(星川睦枝君) 土田裕君。

10番(土田 裕君) 今、報告がありました。国保の税率の方は施行の状況によって資産割、平等割等、先ほどもございましたんですけど、大変複雑なものになっています。しかし、金額を投影しますと、今の御報告をもとに、瑞穂市が38万975円、本巣市が36万1,230円と。そして

北方町が42万2,100円という御報告がございました。年間所得金額の約13%から15%が国保税の支払う割合でございます。年金と合わせますと、所得の約2割強がこの中から含まれていることがわかりました。これだけ景気の悪化する中で、ますます生活が苦しくなってきたんではないかという現状がわかるのではないでしょうか。

各自治体の御努力、並びに国の指針がございますので、一概にそれは語れないこともございますが、問題は軽減措置ということで、先ほども述べさせていただきましたが、このようなことで、余りにも高いんじゃないかというものが各自治体でわき上がっている現状でございます。こういう現状を踏まえながら、次の質問に移るわけでございますが、どこが高いのかということを考えるためには、やはり執行部の考え方も含めて問いたださなければならないと思います。

4点目の追加でございますが、国保新聞に載っています。「国保の被用者が35%に」ということで、これは何かというと、無職プラス非正規が4分の3になったということが出ています。21年度の市町村国保加入者の世帯のうち、世帯主が派遣労働者やパートなど被用者である世帯が過去最高の35.2%を占めていることが厚生労働省の21年度国保実態調査で明らかになった。前年度の31.0%から4.2%上がり、全加入者の3分の1を超えた無職者が39.6%と、前年度より3%増加、被用者と無職を合わせると、全加入者の4分の3に及んでいると。自営業者、農林水産業者が加入する制度と位置づけられた国保が、非正規と無職の制度に変貌してきたという国保の新聞、ことしの3月20日付の新聞に掲載をしています。

この状況を見ますと、瑞穂市もこのような実態があるんじゃないかということでございますが、なかなか実態がわからないと、職業だけではわからないというようなお話でございまして、これはこれで、自営業者が減り、無職者とともに非正規雇用、安定していない雇用の実態の人が加入されるという、事態が変わってきたということでございます。

いろんなものがございますが、これはまた資料を添付させていただきましたんですけど、瑞穂市の国民健康保険における世帯状況、所得階級層の資料を見ますと、1人、2人世帯の割合が、22年度の統計で約8割を超えてきたという報告もございます。また、課税所得の200万以下の国保税納入世帯は、22年度で約7割を超えているという資料もございます。これでいろんな角度から瑞穂国保の現状がわかったと思います。いろんな内容を精査する中で、国保の事業に欠かせない今度の役割でございますが、大変苦しい中で行われている国保事業でございます。執行部の皆さんも苦労されているというような方面で、責めるばかりじゃなくて、いたわる点も必要だと思いますが、この点を踏まえながら、次の2点は、こういう事業をやっているというような方向づけで質問させていただきます。

国保の厳しい状況がわかりましたが、次の質問の内容は、5点目として特定健康診査についてでございます。

昨年も質問させていただきましたが、なかなか特定健康診査の向上につながらないのが現状でございます。監査委員さんからでも御指導、御指摘をされましたが、疾病する前に、早期発見・早期治療から予防医療につながり、保険給付の抑制につながると報告されています。特定健康診査の現状をお聞きします。

議長(星川睦枝君) 髙田市民部長。

市民部兼巣南庁舎管理部長(髙田 薫君) 私どもも、特定健康診査については、まだ新しい制度の中でどのように率を上げられるのかということを苦慮しておるところでございますが、生活習慣病を早期に発見し、将来にわたり健康な生活を送ることができるということを目的として実施しているものでございます。

平成20年度から、40歳以上の被保険者に実施するように保険者に義務づけをされたものでございますが、瑞穂市の平成22年度の実績ですが、健診の対象者は8,243人お見えですが、受診者は3,573人、さらに人間ドック、事業所健診をされた方83人を加えた受診率は44.35%でございました。昨年度より0.61%の上昇となっております。対象者が増加しておるのはどこの市町村も同じではございますが、受診率が向上しているという市町村は少ないというのが現状でございます。以上でございます。

〔10番議員挙手〕

議長(星川睦枝君) 土田裕君。

10番(土田 裕君) 今、御答弁がございましたが、特定健康診査は糖尿病など生活習慣病の発生や重症化を予防することで、私も含めてですけど、メタボリックシンドロームの該当者や予備軍を減少させるための診査でございます。今、44というような報告がございました。これも昨年の9月議会でも質問させていただきましたが、こういう答弁がございます。瑞穂市におきましては、21年度46.1%という目標で進めてまいりました。それに若干落ちた形ですが、22年度におきましては53.6%という目標を持っておりますとの答弁でございましたが、ことしの実施健診率は、先ほど言われた44.35%という報告があり、目標値を約10ポイントぐらい下がっている現状でございます。より一層の特定健診の勧奨を進めるよう、御案内を進めていただきたいと思うとともに要望したいと思いますが、このことについてお答えができればお願いしたいと思います。

議長(星川睦枝君) 髙田市民部長。

市民部兼巣南庁舎管理部長(髙田 薫君) 先ほども少し述べさせていただきましたが、瑞穂市を含め他市町も苦労しておる点でございます。

今お示しいただいた目標でございますが、最終的には24年度、国は65%の目標達成ということを掲げておりますが、現状のままではこの率は考えていただければすぐわかりますが、なかなか困難な数字でございますが、あきらめずに啓発をしていきたいと思っております。また、

受診しやすい体制整備ということも考えていきたいと思います。

特に受診率の向上の中で、受診率の低い40歳代、50歳代への勧奨が特に必要かと思っておりますので、この対象年齢の方々を的に絞って進めていきたいというふうに考えております。以上です。

〔10番議員挙手〕

議長(星川睦枝君) 土田裕君。

10番(土田 裕君) 髙田市民部長から報告がございました。特に45歳から49歳までの項目を見ますと大変低い。21年度が総件数20%、そして男性が17.8%と特に低いという内容でございます。40歳から50歳までの受診率が低いという報告もございます。それを考えますと、早期治療・早期発見を早くされるような定期健診の方針を構築していただきたいと望む次第でございます。

続いて、6点目の人間ドック費用助成について質問させていただきます。

平成22年度より人間ドックを受診される方への助成が実施されています。受診件数と今後の助成制度拡充の進め方のお答えをお願いいたします。

議長(星川睦枝君) 髙田市民部長。

市民部兼巣南庁舎管理部長(髙田 薫君) 22年度の人間ドック助成事業でございますが、実績といたしまして、国保の被保険者で37人、後期高齢者医療被保険者で6人の合計43人でございます。ちなみに、23年度は現在54人の申し込みがございます。

今後への対応ということでございますが、被保険者への啓発並びに周知活動の継続はもちろんでございますが、人間ドック利用者の方々のために指定検査項目をより安価な契約でできる事業者がないのかとか、助成限度額の引き上げとか、申請・請求等事務面でそれが一度にできないかなどといったところの改良を検討してまいりたいと思っております。以上です。

〔10番議員挙手〕

議長(星川睦枝君) 土田裕君。

10番(土田 裕君) ありがとうございます。人間ドック費用助成制度、いろんなことを含めながら事務経費等の関係をより円滑にしようというような報告がございました。来年度は54人というような報告もございます。いろんなものがございまして、監査委員さんからも報告がございましたように、医療費の抑制をするということも踏まえながら必要じゃないかということで、この質問の中に取り入れさせていただきました。

時間も考えながら質問させていただきますが、もう1点関連質問として、昨年度も質問させていただきましたが、ジェネリック医薬品に関する質問でございます。ジェネリックというのは後発薬品、例えば風邪薬が新しいものができますと、これは先発で大変高い、しかし、後発薬品、ジェネリックというものを使うと、同じ種類であっても安く入ると。これは、本人が薬

局等、先生を含めた方に勧めることによって医療費が安くなるというような方向づけが国の方からも指針が出ているとお聞きしています。

そこで、今現在、本巣医学会の方の関係もございますが、このようなジェネリック薬品を使 うような勧奨の手続等は役場の方から推進できないものかどうか、お聞きします。

議長(星川睦枝君) 髙田市民部長。

市民部兼巣南庁舎管理部長(髙田 薫君) ジェネリック医薬品に関しましては、全国的な取り組みでこれを普及しようというところでございます。現実には、お医者様がこの医薬品に関しましてはジェネリックでいきましょうということを勧めていただけることもあるかと思いますが、できるだけ皆様方御自身が、この薬に関しましてはジェネリックではだめでしょうかということで、自発的な対応をお願いしたいと思っております。また、そういうことに関しましても、全国の国保保険者が前向きに考えておりますので、よろしくお願いします。

〔10番議員挙手〕

議長(星川睦枝君) 土田裕君。

10番(土田 裕君) いろんなこういうやつを勧めなければならない指針が国の方からも出ています。いずれにしましても、特定健康指導、そして特定健康診査、すこやか健診、特定歯科健診、人間ドック助成事業を含めて、効果的に、また効率的に必要に合わせてアピールしながら、受診率を向上しながら助成事業を拡大していきたい、そういう答弁でございましたので、国保に関する最後の質問に移らせていただきます。

これも昨年度の9月議会、並びに次の議会と再三質問をさせていただきますが、7点目として、国保特別会計への一般会計からの繰り入れについて質問させていただきます。

平成22年度の一般会計の繰入金と法定内、これ詳しいことを言うと難しいんですけど、保険税の軽減分と保険者の支援分、職員の給与、出産助成金などを含めた金額を法定内と呼んでいます。それと法定外、瑞穂市も行っている、県下他市町にも今大きく広がっている中学校卒業までの医療費、入院・外来とも無料になるという福祉医療制度でございます。これが法定外の支出というように分けられている次第でございますが、法定内と法定外の金額、そして基金、23年度、ことしの3月現在の国保事業における基金の積立金はお幾らでしょうか、お答えをお願いいたします。

議長(星川睦枝君) 髙田市民部長。

市民部兼巣南庁舎管理部長(髙田 薫君) 一般会計繰入金の法定内、法定外という御質問でございますが、議員が今おっしゃったように、法定内に関しましては5項目ございます。まず一つ目は保険基盤安定繰入金。これには2種類ございまして、7割・5割・2割軽減に関するもので1億2,326万8,550円。もう一つは、中間所得者層の支援として2,619万1,050円。三つ目に、職員給与等の事務費、交付税算定分に係るものでございますが6,172万7,000円。四つ目に、

出産育児一時金でございますが1,694万7,000円。五つ目に、低所得者が多い市町等の財政安定 化支援事業で1,036万円。この五つが法定内でございます。

法定外といたしまして、福祉医療費の波及増分で3,809万7,000円、特定健診負担分で1,556 万1,000円でございます。

基金でございますが、この22年度末で4億9,622万4,000円でございます。以上でございます。 [10番議員挙手]

議長(星川睦枝君) 土田裕君。

10番(土田 裕君) 今、御報告がございました。基金が約5億円余りというような報告がございました。賦課割合ですね、先ほどいろんな検討がございますが、これの見直し、再検討を含めるとともに基金を取り崩しながら、先ほどもるる述べさせていただきました高くて、払いたくても払えない国民健康保険税の値下げはできませんかという質問でございますが、昨年度もこのようなことを述べさせていただきました。前副市長の答弁でございました。簡単に述べますと、保険の種類というのは国保だけじゃなくて、職員が入ってみえる共済、並びに一般の方が入っている社会保険等々がございます。それらの方の税を使うためのバランスを考えながらやらなければならないことがあるという答弁でございます。

しかしながら、先ほども述べさせていただきましたが、非正規雇用並びにパート職員、そして無職の方が多く勧められている現状でございます。その中で、先ほども法定内の繰り入れの中でもありました軽減分も含めてでございますが、こういうような支援をしておるということでございますが、一般会計から、この保険の高くて払えないところの基金を含めて繰り入れができないかということなんですが、どうでしょうか。端的に再検討、また賦課割合の再検討等、所得、資産、平等、それから均等割の変更ができないものか、お聞きしたいと思います。お願いいたします。

議長(星川睦枝君) 髙田市民部長。

市民部兼巣南庁舎管理部長(髙田 薫君) 御質問の回答でございますが、まず賦課割合でございますが、瑞穂市におきましては、医療分の資産割が30%ということで、他市より少し高いという現状がございますので、これは検討したいというふうに考えております。

次に基金の活用でございますが、保険給付費などの費用不足に充てるための基金であること は御承知と思いますが、今後、運営上、余裕があれば保険税の抑制にもつなげていけるように 検討していきたいというふうに考えております。

また、保険税率の引き下げでございますが、今年度の運営状況を見てみますと、保険給付費がこの9月支払い分までで昨年度より4,200万円の増加を見ております。このままの増加を推移いたしますと、約1億円の増加が予想されると。今まで下がってきたものが上昇に転じていくということもございます。また、震災の影響で、国・県の調整交付金の減額、また景気雇用

の悪化が心配されておるところでございます。このような状況を勘案しながら、今後における 税率の見直しも視野に入れて検討をしていきたいと考えておるところでございます。以上です。

〔10番議員挙手〕

議長(星川睦枝君) 土田裕君。

10番(土田 裕君) 今、市民部長の答弁の中で、資産割を引き下げる考えという答弁でございましたが、確認をしたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

議長(星川睦枝君) 髙田市民部長。

市民部兼巣南庁舎管理部長(髙田 薫君) 他市町との状況と、また国保自体の運営状況も考えて、その辺は検討をさせていただくということでございます。

〔10番議員挙手〕

議長(星川睦枝君) 土田裕君。

10番(土田 裕君) ありがとうございました。いろんな財政事情がございます。医療分もふえてきたから基金の何かを考えなければならないというような方向づけでございました。

時間も押してきました。調整監も今待機をしている状況でございますので、 2 項目めに移らせていただきます。

五六川西部(牛牧)排水機場について質問させていただきます。

6月議会にも質問させていただきましたが、当排水機場の現状は大変おくれているというようなことでございます。花塚排水機場の予算化、そして別府排水機場の調査費計上などが進んでいる現状でございます。犀川統合排水機場ができた折に、ここの五六川西部(牛牧)排水機場の現状とともに、きのうも2人の議員が会派代表で、防災の設備に不可欠だということで質問されています。今後の五六川西部(牛牧)の排水機場の現状とともに、いつまでにできるのか、聞きしたいと思います。

議長(星川睦枝君) 岩田調整監。

調整監(岩田勝之君) お答えいたします。

昨日の新生クラブ棚橋議員への答弁と重複する点がございましたら、お許しいただきたいと 思います。

牛牧排水機場につきましては、昭和32年に設置されたものでございまして、毎秒3トンの排水能力を持っております。設置後50年以上経過しておりますので、機能の低下も懸念されているところでございます。花塚、別府と同様に、現在、改修に向けた協議の検討を行っております。

なお、牛牧排水機場につきましては、市で管理しておりますけれども、県が管理する起証田川から国の管理します五六川への排出となります。排出先の五六川でございますけれども、犀川の湧水池内にございまして、犀川排水機場、とりわけ第3排水機場、それから今回稼働いた

しました統合排水機場、こういったものの影響を大変大きく受けております。このことを踏ま えまして、犀川流域の内水排除と一体的な整備の協議、並びに要望を行っておるところでござ います。

〔10番議員挙手〕

議長(星川睦枝君) 土田裕君。

10番(土田 裕君) 岩田調整監から報告がございましたが、いつまでという日にち等は示されていません。今、台風15号も大変すごい、12号もすごかったんですけど、そういう折、県と国の事業の進め方等がございますが、市としてどう考えるかが問われている現状でございます。5万有余の安心・安全を守るためには、ほかの事業とともに進めなければならない牛牧の排水機場です。昨日も、職員の方が朝早くから出ているということも見させていただきました。いろんな観点から御苦労はなされたと思いますが、いつまでに整備ができるのか、再度お聞きしたいと思います。

議長(星川睦枝君) 岩田調整監。

調整監(岩田勝之君) 現在、国交省との協議の中では、牛牧閘門の整備計画により、犀川左岸の計画線が大きく変化しますという条件をいただいております。五六川、とりわけ牛牧閘門前後の整備計画立案の条件が出されたということでございます。かねてから市長のマニフェスト及び国からの条件などをもちまして、これまで県の方に要望してまいりましたところ、県では、この条件を達成するための牛牧閘門前後の概略設計に取りかかっておりますので、この計画を見ながら、今後の計画が立案されていくというふうに考えております。今後も各河川管理者と協議を重ねまして、財政厳しい折ではございますが、要望してまいります。

議長(星川睦枝君) これで土田裕君の質問を終わります。

続きまして、18番 若園五朗君の発言を許します。

若園五朗君。

18番(若園五朗君) ただいま議長の発言の許可をいただきましたので、個人一般質問を行います。

議席番号18番 若園五朗。

質問事項は3点ございまして、一つ、議案第46号瑞穂市まちづくり基本条例の制定について、2.包括外部監査の指摘事項に対する進捗状況について、3.犯罪のない安全・安心なまちづくりについて、以上3点について質問します。順次質問席にて行います。よろしくお願いします。

今回の9月定例会の議案の中で、重要な議案であると解釈しております。今回の瑞穂市まちづくり基本条例が制定されたならば、市民と行政が参画した瑞穂市の将来のまちをつくるためでございますので、みんなでその条例に沿って進めていきたいと考えております。

瑞穂市のまちづくり基本条例は、まちの憲法と言われております。自治体は、地域主権、地方分権で自治体独自の施策をつくる必要性から、自立した自治体運営のためのルールをまちづくり基本条例を制定し、市民・議会・行政が一体となって市民総参加による協働のまちづくりを推進するためでございます。

本定例会に提案されておる瑞穂市まちづくり基本条例、まちづくりの基本的なルールとして 市の最高規範に位置づけしております。本議案が可決された場合、条例に沿ってどのように進 めていくのか、企画部長にお尋ねいたします。

議長(星川睦枝君) 伊藤企画部長。

企画部長(伊藤脩祠君) ただいまの若園議員のまちづくり基本条例の制定を今後どうしていくかというところもございます。さらにその必要性、その提案に至った経過もお示しさせていただいてきましたが、重ねてその経過等も含めて御報告させていただきたいと思います。

御承知のとおり、平成12年に制定されました地方分権一括法により、地方自治体は国との関係を対等・協調に位置づけられ、まちづくりを地域主権で運営することが求められるようになりました。さらには、少子・高齢化、コミュニティの希薄化等に見られる社会環境の大きな変化、市民ニーズの多様化、東日本大震災クラスへの防災対応等の社会的課題は、今までの仕組みでは十分対応し切れなくなってきております。

そこで、これらの自治体運営は、自己決定・自己責任において自治体政府として自立するため、その担い手、主体である市民・市議会・市の執行機関との協働によるまちづくりが欠かせなくなりました。そのためのルールづくりが急務となっております。これに対応するため、まちづくり基本条例を制定するものであります。

この件につきましては、市長のマニフェストでもあり、条例制定に向けて、平成20年度から21年度にかけまして庁内のワーキングチームの検討を7回行い、素案を作成いたしました。さらに、これをもって平成22年度から23年度にかけまして、まちづくり基本条例推進委員会の皆様で8回を重ねる詳細な議論が行われました。さらに、この策定された案を、パブリックコメントを経まして条例案を作成いただきまして、9月18日に市長の方へ報告をいただいた経過がございます。

この制定議案につきましては、総務常任委員会で御審査いただいておるところでございます。 また、先日の庄田議員の総括質疑におきましても、その取り扱いについてを答弁させていただ いたところでございます。

条例作成まで足かけ3年かかったわけでございますが、この条例の特徴を申し上げますと、 名称のとおり、まちづくり基本条例とした点にございます。すなわち、市民が主体でございま すので、市民だれもがなじみやすく、参加と協働のまちづくりを推進していこうとする理念を 示させていただいておりますので、御理解のほどをよろしくお願いいたします。

〔18番議員挙手〕

議長(星川睦枝君) 若園五朗君。

18番(若園五朗君) 市民の皆さんにまちづくり条例をどのような形で周知されるのか、お尋ねしたいと思います。

もう一つですけれども、今回、まちづくり基本条例をつくるのは瑞穂市、そして今、多治見 市が行っているのか。県内ではどんな状況か、2点お尋ねしたいと思います。

議長(星川睦枝君) 伊藤企画部長。

企画部長(伊藤脩祠君) 他の自治体の実施状況ということでございますけど、自治基本条例という名称またはまちづくり基本条例という形でつくられている市町が相当ございますが、岐阜県内におきましては、多治見市が市政基本条例ということで、19年に制定されております。それと、岐阜市が住民自治基本条例ということで、これも19年4月1日制定されておりまして、輪之内町さんがまちづくり基本条例ということで、22年4月1日制定でございます。それから、垂井町さんがまちづくり基本条例、平成23年4月1日ということで、2市2町が制定をされているように資料は持ち合わせておりますが、その次に着くのは、私どもの今回提案させていただいたまちづくり基本条例になろうかと思います。

御質問の市民への周知ということでございますが、庄田議員にも答弁をさせていただいておりますが、この施行予定まで半年の期間がございますので、周知・普及活動としましては、当然に広報・ホームページでのお知らせ、さらにはリーフレットを作成して、配布をしたいと予定しております。各部署での会議等の機会あるごとに周知を図ってまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

〔18番議員挙手〕

議長(星川睦枝君) 若園五朗君。

18番(若園五朗君) ありがとうございます。今回のまちづくり基本条例と地方自治法との関連をお尋ねしたいのと、まちづくり基本条例は職員の方が全面的に取り組んでいただかなければならないので、その推進の仕方、職員の対応というんですか、推進していくのにどのように進められていくか、お尋ねしたいと思います。

議長(星川睦枝君) 伊藤企画部長。

企画部長(伊藤脩祠君) まず1点目の地方自治法とまちづくり基本条例の関連ということで ございますが、地方自治法の規定は321条にわたる膨大な法律でありますが、その規定の内容 を見てみますと、その規定事項は、自治体の組織や運営に関する内容が非常に多く、詳細に規定されておりますが、しかし、市民の参画・協働、さらには情報公開、個人情報保護、行政手続等の昨今の地方自治運営の基本となる規定がこの中には少ないように見受けられます。このようなことから、詳細につきましては、先ほど述べました法律を受けまして、瑞穂市の個別条

例ができ上がっておりますので、これらの例規・条例等を取り込むことによりまして、体系的な条例、まちづくり基本条例ができ上がるのではないかというふうに考えておりますので、自治法との関連は、当然法律でございますので、その範囲内で条例を定めるというふうに判断をしております。

あと職員のかかわり、責務の点でございますが、条例の8条に「職員の責務」というのを定めております。これに照らし合わせますと、職員の事務を本条例をもとに改善していかなければならないものでありますので、周知・啓蒙のため、職員研修の実施をまず考えております。さらには、条例の第3条第2項、本市における他の条例、規則等の制定・改廃、地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想及び個別行政分野の基本計画の策定、その他の市政の運営に当たっては、この条例との整合を図るものとしますという規定に基づきまして、本条例と整合性を図るとともに、今後、職員全体の取り組みとして考えております。以上でございます。

〔18番議員挙手〕

議長(星川睦枝君) 若園五朗君。

18番(若園五朗君) 続きまして、まちづくり基本条例の第5条の中に「市民の権利及び責務」というのがございまして、市民が主体的にまちづくりに参加する権利を有しているということは明記していますけれども、私個人としても、行政のいろんな項目について、ボランティア活動とかいろんなことをお願いするばかりじゃなくて、市民も行政と同じ立場でやるべきだと私は思っています。そうした中で、市民の責務について、今後どのように進めていくのか、お尋ねします。

議長(星川睦枝君) 伊藤企画部長。

企画部長(伊藤脩祠君) お示しいただきましたとおり、第5条に「市民の権利及び責務」ということで掲げられておりますが、市民が主体のまちづくりをするため、意見を述べたり、提案する権利やそのために必要な情報を知る権利があることを定めるとともに、責務として、地域組織に加入し、協力する必要性を持って活動するよう努力を定めております。

また、9条におきましては、自治会等の地域コミュニティに対する理解、取り組み、助け合い、問題解決に自主的に行動するよう努めることも定めております。これが責務というふうに考えておりますが、これらの具体的な例でいきますと、きのう、棚橋議員、若井議員、清水議員が防災組織の育成ということで一般質問されておりますが、これも、まさに市民が参加し、さらには一歩入って、参画をすることが必要であるということが質問で出されているように、きのう感じておりました。一つずつこれも推進をしていきたいと、職員全体で指導の部分もありますが、推進をしていきたいというふうに考えております。

〔18番議員挙手〕

議長(星川睦枝君) 若園五朗君。

18番(若園五朗君) 今回は、条例の中の私なりのポイントについて確認させていただいておりますが、その中の第11条に情報の共有というのがございます。市民の保有するまちづくりに関する情報は市民の共有の財産というふうに認識し、整理されておるところでございますけれども、徹底的な情報の共有、あるいは意思決定の過程の情報もできる限り公表するよう努めるということになっています。以前と比べると、議案の提案の書類が、市長が言われているように早くなったことと、ホームページも一段とすばらしい項目で、市議会の内容、あるいは決算の内容、監査委員の内容と、どこの方が見られても、瑞穂市の行政がガラス張りになっているということが、私も自分で実感しています。個人情報以外で情報を出すようにしてもらう中で、情報の共有ということで、再度、企画部長に確認したいと思います。

議長(星川睦枝君) 伊藤企画部長。

企画部長(伊藤脩祠君) 情報公開に取り組んでいるという評価をいただきまして、まことに ありがとうございます。

この第11条につきましては、市の執行機関、行政がまちづくりに関する情報については、すべて皆さんに共有として公開するということを定めておりますが、どちらにしましても、市の保有する情報はまちづくりの基本であることから、情報公開制度に基づく公開、さらには例規に定める公表等がございますが、それだけではなく、先ほどお示しいただきましたような審議会の会議録、さらにはいろんな情報を意思形成過程といいますか、その情報におきましても、できる限りホームページ等で公表をさせていただきたいというふうに考えております。

〔18番議員挙手〕

議長(星川睦枝君) 若園五朗君。

18番(若園五朗君) 今、すごく行政は努力しておるところでございますけれども、ややもすると、会議録の作成が遅くて、半年かちょっとおくれたという事例というか、本当に遅いこともございますので、職員も大変忙しいんですけれども、レベルの高いというか、もっと知ってほしい情報については早く会議録を作成し、ホームページに載せてもらうことによって、市民がいろいると御意見も言えるということになりますので、その辺も今後努力をお願いしたいと思います。

第2条の中にも情報の公開、先ほどと話が重なるかもわかりませんけれども、情報の公開というのは、私も一議員として、非常に大事と考えていますし、市民の方も本当に待ち遠しいというか、行政はどんなことをやってみえるか、広報で見て内容がわかるんですけれども、今インターネットもございますので、いろんな伝達手段がございますけれども、12条の情報公開について、再度答弁をお願いしたいと思います。

議長(星川睦枝君) 伊藤企画部長。

企画部長(伊藤脩祠君) 12条の情報公開ということでございますが、この12条におきましては、11条は市の執行機関が保有するということになっておりましたが、こちらは市議会と市の執行機関はということで、両者にかかっておりますが、この市民の知る権利をまず保障し、これらの情報をわかりやすく市民に提供することを定め、その公開方法は、情報公開条例によるものでありますが、あわせて公開に当たっては、個人情報保護を当然に配慮する必要がございますので、さらに徹底をし、進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

〔18番議員挙手〕

議長(星川睦枝君) 若園五朗君。

18番(若園五朗君) 第6条の中には、市議会の責務ということで、議員各位は認識しているところでございますけれども、議会が市民の意思を代表しまして、その活動を通して、市議会とか、議決機関として機能させる。そして、議会活動に関する情報を公開するとともに、開かれた議会運営に努めると。あとは市民に信託された機関であるということで議員も認識するところですが、今回のまちづくり基本条例ができることと、現在、議会基本条例も策定中でございますので、再度、私も心新たにして、この責務をもう一回確認しながら、一議員として市民のために頑張っていきたいというふうに考えております。

そうした中で、今回のまちづくり基本条例、前企画部長でありました副市長が、ある程度この中身等、全体的な流れを非常に理解して、今回に至ったということも確認しておりますが、そこも含めて、かつ第7条、市長の責務ということで、今、現市長の補佐役ということで大活躍ですけれども、市長にかわって、どのように補佐役として、市長の片腕として進めていくか、それも含めて2点お伺いしたいと思います。

議長(星川睦枝君) 奥田副市長。

副市長(奥田尚道君) 若園議員の御質問にお答えをさせていただきます。

議案第46号についての一般質問でございますが、本来、総括質疑で行っていただければよろ しいものを、あえて一般質問の中で詳細に質問されることにつき、本条例に対する若園議員の 思い入れを強く感じる次第でございます。そういった思いにこたえるということで、誠意を持 ってお答えしたいと思います。

そこで、市長の責務はということでございますが、市長は瑞穂市の長であり、同時に独任制の執行機関でもあります。独任制とは、行政機関などが一人の人で構成される制度でございますが、この条例で言う「市長」とは、市の執行機関としての市長を意味しまして、いわゆる市長部局と言っておりますが、集団の長と言ってもいいかもしれません。

地方分権時代にあって、首長の役割やその立ち位置はますます重要性を増していると言われ ております。それゆえ、地方選挙において、首長選挙に限りマニフェストが公職選挙法でも認 められておるということを考えますと、その政策でもって有権者に信を問うというものと考え るわけでございます。

そういう意味においても、今回提案した市のまちづくり基本条例では、第7条において、まちの代表として総合的な視点に立って、リーダーシップをとって、地域経営を行うべき市長について規定しておるところでございます。

お手元のこの基本条例の解説にも書いてございますように、7条の1項で「市長は、市の執行機関の一つですが、瑞穂市の代表として市政運営の最高責任者としての責務を負っているため、この条例で定めています」としております。かつ、その1項の中で「市長は、市民の信託を受けた二元代表制のその一方であり、この条例の基本理念に沿ったまちづくりを実現するために、常に公正かつ誠実に職務を執行しなければならない」というようなことを定めておりまして、2項では「毎年度、市政運営の方針の表明を通じて市政の方針をより明確化するとともに、さまざまな機会、媒体を通じて、市民や議会に説明することを規定しています」ということで明記しておるわけでございますが、市長一人では行政が回るわけではございませんので、8条の方に「職員」という形で規定もしておりますが、職員は、法律的に言いますと補助機関になるわけですね。補助機関といいますと、私ら副市長、それから会計管理者、一般職員等あるわけでございますが、先ほど来のお話でございますので、副市長としての役目というのは、市長を補佐し、その命を受け、政策及び企画をつかさどり、その補助機関たる職員の担任する事務を監督するという職務を行っておるわけでございますので、そういった職分に沿ってやってまいりたいと思いますので、御理解を賜りたいと思います。以上です。

〔18番議員挙手〕

議長(星川睦枝君) 若園五朗君。

18番(若園五朗君) 先ほど副市長は、総括でやればいいじゃないかということですけれど も、一番大事なのは、今回のまちづくり基本条例について、僕自身が総括ではこの十何項目を 聞くことは失礼だと自分で思っていましたので、今回こういう形で質問させていただきました。 続きまして第2問、包括外部監査の指摘事項に対する進捗状況について質問いたします。

瑞穂市では、平成22年6月に、瑞穂市包括外部監査契約に基づく監査に関係する条例を制定しました。この条例に基づきまして、平成22年9月から平成23年2月にかけ、公の施設の管理運営のあり方について包括外部監査が行われました。平成22年度包括外部監査の指摘事項に対する進捗状況と今後の取り組みについてお伺いしたいと思います。今回、28の施設が指摘された中で、結果として、意見が70件出て、169件が監査委員の方から措置状況が出されているところでございます。今、外部監査の指摘事項の進捗状況はどのようになっているか、お尋ねします。

議長(星川睦枝君) 伊藤企画部長。

企画部長(伊藤脩祠君) 包括外部監査の指摘事項に関することでございますが、まずこの経

過から少し御説明をさせていただきたいと思いますが、これはお示しいただいたとおり、22年度の包括外部監査ということで、公の施設の管理運営のあり方についてということでございました。この結果を受けまして、市の方は、5月から庁内プロジェクトを立ち上げまして、これまでに10回の検討会議を開きまして、各課の措置状況を取りまとめてきたところであります。この結果につきましては、地方自治法第252条38第6項の規定に基づきまして、先月29日に監査委員へ報告をさせていただきまして、その取り組み状況を議会の皆様にも配付をさせていただいたところでございます。また、市民の皆様にはホームページ等で最終公表をさせていただきたいと考えております。

この進捗状況ということでございますが、皆様方にお渡ししました資料をめくっていただきますと、まとめとしまして、結果と意見ということで、結果は99件の指摘、意見は70件の指摘をいただいて、計169件の指摘でございました。これについて、今回報告していただきましたのは9月までの状況ですが、69件が措置済みということになっております。率にしますと約40%の措置済みということになっております。今後、取り組みを進めてまいりたいと思います。

この結果につきましては、お話ししておりますとおり、年2回の公表をと考えております。 まず1回目は9月の議会で皆様に、さらに3月になろうかと思いますけど、議会定例会にその 状況を報告させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

〔18番議員挙手〕

議長(星川睦枝君) 若園五朗君。

18番(若園五朗君) いろいろと提言の中で、各施設の利用状況と使用料の見直しについて重点的に指摘されていますけれども、減免団体であれば利用者の負担は軽く済んでいるわけでございますけれども、監査報告の中にも、総合センターにおいても、年間の維持管理等も含めて非常に莫大な金額でございます。そうした中で、使用料の見直しについて、今どこまで進んでいるのか、どんなような考え方があるか、お尋ねしたいと思います。

議長(星川睦枝君) 伊藤企画部長。

企画部長(伊藤脩祠君) この指摘の中には、公共施設の使用料の見直しについてということでございますが、今これにつきましてもプロジェクトを立ち上げまして、全庁的な検討と統一的な見解を出す必要があるということから、引き続き慎重に検討をしている段階でございます。ここでは、公共施設の本来の使用料体系はどうあるべきかについて検討しておりまして、間もなく素案を取りまとめる予定でございます。その後、行政改革推進委員会の方にも諮りまして御検討をいただき、その状況についても皆様方に御報告をさせていただいておりますが、まだおとといにおきましても、このプロジェクト会議の取りまとめ、いろいろ対応をしておりますので、市の受益者負担の適正化の方針とか、そこら辺を再度、減免制度のあり方についてとか、そういうもろもろの統一的な見解を出すということで考えております。ただ、値上げありきば

かりではなく、全体を見直すということで進めておりますので、よろしくお願いいたします。 〔18番議員挙手〕

議長(星川睦枝君) 若園五朗君。

18番(若園五朗君) 非常にわかりやすい回答をありがとうございました。

瑞穂市には施設が幾つかございます。提言の中にも施設を統合するよう指摘されております。 監査委員の提言の中にも、似通った施設が多いと。市の財政、将来にできるだけ負担を少なく していくために、そして、今使っている財産管理について市民に説明し、その中に何もしない ことが最大の罪であるというふうな指摘の書き方もしてございますが、施設のスリム化を図っ ていくにはどのように考えているか、お尋ねいたします。旧巣南と旧穂積との施設が競合する 部分があるということも解釈していますが、施設の統廃合、そこら辺の考え方についてお尋ね したいと思います。

議長(星川睦枝君) 奥田副市長。

副市長(奥田尚道君) 今、若園議員御指摘の、冊子の8の提言というところにまさに書いてあるわけでございますが、確かに重複する施設があるということ、なおかつ5万人強、市内は、自動車ならばそれほど長い時間を費やすことなく移動可能な状況であるという御指摘もいただいております。短絡的にお話を申し上げますと、検討する中で、行政内部で見落としがちな視点からの指摘ということで、いわゆる経営的な視点からの効率性や費用対効果も考えなければならないというふうに感じておるところでございます。

しかし、先ほどまとめましたこの冊子の中でも、るる検討したわけでございますが、単純に経営的視点だけでは推しはかれない部分があることが顕著になってきております。一例を申せば、この報告の中に、税金が投入されていることを忘れてはいけないというふうな表現で書いてあるわけでございますが、本来、税金とは、憲法に言う公共の福祉に資するための納税の義務を負って納付されたものでありますので、真にその施設が公共の福祉に資する施設であれば、経営的理念から外れることがあっても、その施設が必要であるという感じを持たざるを得ないわけですが、要するに、その施設の公共の福祉を判断するのは市民であって、議会であるわけでございますので、市としてはこの施設を必要と認める限り、運営費を予算化することによって議会に問うということになりますので、本当に必要かどうかということで御判断をいただければというふうに考えておるわけでございますが、その施設の存在については検討はしなきゃなりませんが、先ほど来御指摘がありましたように、料金等については、やはり受益者負担の原則という観点から精査をしておりまして、来年度予算についてもそうした検討結果を反映させようというふうに考えておるところでございますので、御理解をいただきたいと思います。

〔18番議員挙手〕

議長(星川睦枝君) 若園五朗君。

18番(若園五朗君) 副市長が言われました、施設は市の財産でありますけれども、確かに行政は利潤を追求しないんですけれども、公共の福祉というのは原則ということは僕もわかっていますけれども、例えば現在つくられました水防センター、あるいはコミュニティセンター、そして各施設が、前市長から堀市長になってからも、どんどん地域の利便性を図るためにやるんですけど、現在ある既設の施設、そして新しい施設も含めてもう一度、例えばその近くの集落の方が利用するとか多目的に、今以上に行政が心を開いて、稼働率を今後とも高めてほしいと思っていますので、お願いしたいと思います。

その中にも、直営か、指定管理者制度の導入のことも指摘されているわけでございますけれども、シルバー人材センターとか、公共施設管理公社がございますけれども、具体的に、例えば駐輪場とか公民館、コミュニティ等の指定管理者制度についても指摘しておられますけれども、それについてどのように考えているか、お尋ねしたいと思います。見直しの検討をするということですが、どのように考えているか、お尋ねしたいと思います。

議長(星川睦枝君) 奥田副市長。

副市長(奥田尚道君) 指定管理については、既に自治法が改正になって各市も行っておるわけですが、今その反省の時期に来ているわけですね。シルバー人材も、それから公共サービスも、施設管理公社も指定管理者となる資格はあります。ただ市の方は、現状ではうすずみ研修センターを除いて直営という形でやっています。その受け皿がその体力があるかどうかということも考えますので、その中で、今の三つの団体をどういう形に持っていくかという問題も絡めながら検討すべき課題だということは考えておるところでございまして、指定管理者制度についてまるっきり考えていないというわけではございません。やはり効率性、あるいは市民サービスの向上につながることであれば、当然選択肢の中で選んでいきたいというふうに思っておるところでございます。

〔18番議員挙手〕

議長(星川睦枝君) 若園五朗君。

18番(若園五朗君) その中の整理番号166番の総合センター業務、前も総合センターの一般質問をさせていただいたんですけれども、年間の維持費が非常に多額な金額でございます。 そうした中で、随意契約の見積もり、あるいは設備業者以外の方の契約者じゃなくて、幅広い入札制度で契約者というようなことも指摘されておりますので、その考え方をお尋ねしたいと思います。

議長(星川睦枝君) 林教育次長。

教育次長(林 鉄雄君) お尋ねの総合センターの維持管理ということですが、先ほど随意契 約ということをおっしゃいましたが、いろんな業務につきましてほとんど入札をしております。 ただ、施設の受け付け業務については公共サービスにお願いしておるということで、これは随 契かと思います。ただ、予算の見積もりをとるときに多数の見積もりをとって、なるべく安い あれで積算して、管理予算化もしていきたいと考えております。以上でございます。

〔18番議員挙手〕

議長(星川睦枝君) 若園五朗君。

18番(若園五朗君) 先ほど総合センターについていろいろと御説明があったんですけれども、実際に、例の音響についても当初予算が6,300万で、3,109万という膨大な予算との格差があるということが一つの事例だと思うんですね。実際にはあれも関係している業者、教育産業ですね。確かに見積もりは見積もりですけど、きちっと査定し、その条件でやることが今回に直接には関係ないですけれども、そういうことを目配りした予算設計と、しっかりした入札をやらないと、結果として出ておるのが現状です。直接監査委員さんの内容とは別ですけれども、市民の税金である以上、もっと監査委員の指摘している169項目を、ある程度済んでいますけれども、全体にはまだ改善中64%、そして意見書は53%という状況でございますので、今以上にどんどん行政で打ち合わせされて、そのように交渉してもらうということをお願いし、包括外部監査の指摘事項について質問を終わらせていただきます。

続きまして、最後の質問でございますけれども、犯罪のない安全・安心なまちづくりについ て質問したいと思います。

以前の質問では、安全・安心なまちづくりとして、交通事故防止対策について質問させていただきましたが、市民からの要望とか、整備するのは整備していただいております。交通安全教室なども積極的に、実際に私も担当者とか、現場とか、たまに見ると本当に頑張ってみえる姿をいつも見ています。

6月定例会においても、多くの議員の方々が災害に強いまちづくりということで、防災計画 の見直し、あるいはハザードマップの見直し、自主防災組織についての答弁をされております けれども、私は今回、この質問の中で、犯罪のないだれでもが住みたくなるような安全・安心 なまちづくりの観点から質問させていただきましたので、防犯行政についての指針をお聞かせ ください。お願いします。

議長(星川睦枝君) 早瀬総務部長。

総務部長(早瀬俊一君) 今、若園議員さんから防犯行政の指針というお尋ねがございました。今、このまちで行われている防犯教室の中で、ハード面、ソフト面ということで分けてみますと、ハード面では、夜間における必要な照度として、街路灯とか防犯灯の整備ができております。道路、公園等につきましては、植栽を短く切るとか、また植栽の種類や維持管理をしっかりするとか、そういうことも進められております。そして、ガードレールにかわってガードパイプとか、そうしたものも使用をしてきております。穂積地区には7ヵ所の子供緊急通報装置、牛牧地区には3ヵ所のみずほっ子安全サポートブザーが整備されておりますし、今回、穂積駅

に防犯カメラなども設置する予定でございます。

また、ソフト面につきましては、小学生の犯罪が非常に多いということで、本当に朝晩多くの方がボランティアで参加していただきまして、見守りをしていただいております。この場をおかりしまして深く感謝を申し上げます。どうもありがとうございます。

また、平成22年2月には青色の回転パトロールも購入しておりまして、朝日大学のボランティア団体「めぐる」は、毎週1回通学路を巡回しておられます。また、地区の防犯協会とか、北方警察署から委嘱されています地域安全指導員、25名お見えですけれども、この方たちも防犯パトロールをしておられますし、通学路には多くの方が「子ども110番の家」ということで御協力をいただいております。

また、青少年育成市民会議、毎年行われて立派な意見とか出てまいります。本当にすばらしいなと思っておりますけれども、そうした中での声かけ運動、あいさつ運動などいろんな事業を進めておりまして、防犯というものについて言えば、ほとんど事業が進められておるような感じを受けています。ですので、私どもとしましては、今の御質問でございますけれども、実を言いますと、岐阜県においても、岐阜県犯罪のない安全・安心なまちづくり条例というものがございます。また、これに基づきまして行動計画が策定されておるということでございますので、私どもいろんな事業をやっておりますので、こうした防犯行政は全課にまたがるものでございますので、こうした県の行動計画等に沿いまして、いま一度総点検をし、少しでも犯罪のない、イメージとしては非常にいいまちにしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

〔18番議員挙手〕

議長(星川睦枝君) 若園五朗君。

18番(若園五朗君) ありがとうございました。瑞穂市において、軽犯罪発生件数の状況ですけれども、平成17年から平成22年の件数ですが、凶悪犯とか粗暴犯とかいろいろ犯罪にはあるんですが、17年度は1,136件、そして22年は782件ということで、6年間で354件減少しているということも、総務に見える松田対策監ですか、すごい活躍してみえると聞いているんですが、行政の皆さんがやってみえる成果がここに出ているかと私は思っています。

そうした中で、北方署管内の車上ねらい、平成22年1月から6月にかけては105件、平成23年1月から6月にかけて132件、そして自転車泥棒は、平成22年1月から6月は128件、平成23年は1月から6月が109件ということで、若干数字は車上ねらいはふえて、自転車盗難は減っているという状況の中、また空き巣においても、北方署管内では、平成22年1月から6月は30件で、23年1月から6月は47件ということで、その犯罪の項目によってはこのようにふえたり減ったりしております。また、北方署管内の交番別少年の補導、喫煙とか、深夜徘回とか、あるいは暴走行為などを調べてみますと、瑞穂市では、ことしの1月から5月にかけて138件、

本巣市においては109件、北方においては88件、真正においては24件ということで、非常に瑞穂市の数字を見ても大きくございます。

そうした中で、今回のJR周辺の防犯カメラについては非常に有効であるし、各中学校の防犯カメラの設置については、皆さんが御承認のところで、非常に犯罪軽減になっているかと私は分析しております。

そうした中で、先ほど総務部長が言われました中に、岐阜県においては、安全で安心に暮らせる社会の実現を目指し、これまで以上に安全・安心なまちづくり県民運動として位置づけるために、岐阜県犯罪のない安全・安心まちづくり条例が平成20年3月25日に制定され、また安全・安心なまちづくり行動計画の概要版が23年につくられておるということでございます。

そんな中で、安全・安心まちづくり行動計画の中にも、犯罪の防止に配慮した大規模な商業施設、あるいは道路等の構造設備に関する指針ということでございます。今、個々に行政は仕事を行っているのでございますので、岐阜県の安全・安心まちづくり条例の中に、各市町と連携をとりながら安全・安心なまちづくりを連携していくという条文も中にありますので、所管の交通安全係だけじゃなくて、こういう大規模施設の構造に対する犯罪の防止に関する指針とか、あるいは道路構造の指針とか、その中には通学路の児童の安全の確保のための指針、あるいは学校における児童等の安全確保の指針ということで、各所管ごとの指針がその概要版、条例の中に網羅されているところでございます。

今回、第3の質問の中で私が申し述べたいのは、岐阜県や長崎県が先駆けて安全・安心のまちづくり条例を制定している。そして、概要版も作成し、指針もつくって、その内容に基づいて学校は犯罪の軽減を高めるためにはどうしたらいいか。都市整備の方では、道路改良において、少しでも防犯対策をどうしたらいいかというしっかりした指針をつくっています。そうした中で、瑞穂市にはそういうのはないと解釈していますので、条例、概要版、指針を早急に整備してほしいというふうに提案しておきますが、その考え方について、総務部長にお伺いしたいと思います。

議長(星川睦枝君) 早瀬総務部長。

総務部長(早瀬俊一君) 今の犯罪のない安全・安心まちづくり条例というのは、各県で条例 化がされておりまして、それぞれ行動計画を持っておられるようでございます。また、その中 に、先ほど言われたように、市町村も協力をしてという文面が入っておりますので、市町村で やるべきことを、そうした条例化なり、すべきなのか。ほとんど指針が出ていますので、それ をもって再度総点検をする中で検討していきたいと思います。

また、私どもにも生活安全条例というのがございますので、これはどちらかというと犯罪とか暴走族ということになっておりますが、そのあたりも含めて一度点検をさせていただき、安全・安心に暮らせるまちというイメージを確立したいと思いますし、市民のそうした不安を払

拭して、犯罪が少しでも少なくなるようなまちづくりができたらいいかと思っております。 [18番議員挙手]

議長(星川睦枝君) 若園五朗君。

18番(若園五朗君) 条例、概要版、指針を作成するということで、検討してまいるということで、私は大変喜んでいます。

そうした中で、中学校のいろんな問題、あるいは特定な業者から各職員に電話がかかっている問題の対応についても、すべて松田さんが対応してみえるということも、個々の内容はわかりませんけれども、そういうものを含めて、もし学校が指針を持てば、困ったらすぐ松田さん、悪いときは北方警察署、交通安全の林さんというふうに、マニュアルをぴらっと開いたらすぐ電話をかけられるような指針をつくってもらえれば、行政も安心、市民も安心、各学校も保育園も皆さんが安心されますので、そういうものをつくって職員室なり保育室なりに張っておけば、先生はすぐ対応してもらえますので、瑞穂市の防犯の安全・安心対策を今以上に進められることをお願いし、9月定例会の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長(星川睦枝君) 若園五朗君の質問を終わります。

議事の都合によりしばらく休憩します。11時20分から再開いたします。よろしくお願いします。

休憩 午前11時04分 再開 午前11時20分

議長(星川睦枝君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

2番 熊谷祐子君の発言を許します。

熊谷祐子君。

2番(熊谷祐子君) 議席番号2番、改革の熊谷祐子です。

私は本日は通告どおり、瑞穂市の教育行政、市長部局と教育委員会の連携について、3項目 を質問したいと思います。

1番、放課後児童クラブの公営化、並びに教育委員会への移管について、2、穂積中学校新校舎の脆弱な内壁問題について、3、瑞穂市の伝統工芸柳こうりについて、以上を質問しながら、瑞穂市の行政をつかさどる市長と教育長、トップお2人の御答弁を求めていきたいと思います。

まず1番目からです。堀市長は、9月議会初日の所信表明で、「揺りかごから巣立ちまでの子育て支援の一元化を図るため、保育機能を教育委員会に集約して、子供の健やかな育成のための見守り等の環境を整備したことは大きな成果だと考えております」と述べられました。放課後児童クラブについては、どのような大きな成果があったとお考えでしょうか、お聞かせい

ただきたいと思います。ご答弁は簡潔に、聞いたことについてお答えいただきますようよろし くお願いいたします。

以下、質問席に移らせていただきます。

議長(星川睦枝君) 堀市長。

市長(堀 孝正君) 熊谷議員の御質問にお答えをさせていただきます。

放課後児童クラブですね。私、所信表明の中で「揺りかごから巣立ちまで」ということで、 教育委員会に移管した、このことによって大きな成果があったということを申し上げた。その とおりでございまして、熊谷議員も御承知のとおり、私も熊谷議員と一緒にこの瑞穂市の第1 回の議会活動をしてまいりました。その中におきまして、放課後児童クラブ、いわゆる学童保 育のことにおきましては公設公営でやるべきだと、こういうことを申し上げてまいりましたが、 これは取り上げていただけなかったというところでございます。

そんな中で、私、1期目に出させていただくときに、これを公設公営でやりますということを掲げました。それを、私の公約どおり公設公営に持っていくように、また施設の整備もそれぞれ整備をさせていただいたところでございます。

それを「揺りかごから巣立ちまで」という中におきまして、教育委員会の方へ移管をしました。昨年の11月からしております。それだけでも私は大きな成果ではないかと。本当に私がなっておらなんだら、これはできておらんと思います。それが、こういう形でできるようになった。これだけでも大きな成果でございます。

それから1年まだたっておりません。これからその中身のことにおきまして、教育委員会と 十分に連携をとりながら、精査しながら、しっかり中身の充実を図ってまいりたい、このよう に思っておるところでございます。

これまでは、この学童保育、放課後児童クラブにおきましては学校側は全く関係しておらなかったわけでございますが、もう学校側が関係するようになった。これだけでも大きな成果ではないか。これからしっかりと連携をとって、中身を充実してまいりたい、このように考えておりますので、よろしくお願いを申し上げて、私の答弁とさせていただきます。以上です。

〔2番議員挙手〕

議長(星川睦枝君) 熊谷祐子君。

2番(熊谷祐子君) 本日の私の目標は、まさにそこにございます。これから中身を本当につくっていただきたいと思います。

4年前、あの市長選を思い出しますが、学童保育、放課後児童クラブは大きな堀市長の最初 の市長選の争点であった。そして、若いお母さんや孫を育てている年配の女の人たちが多く投 票所に向かったと聞いております。

では、その中身の話ですが、現在どのようになっているか。実態について、話を進めていき

たいと思います。

ことしの6月24日に学童保育、放課後児童クラブについて投書がございました。便せん2枚でしたかしら、ここにコピーがございますが、要点を申し上げます。

結果として、このとおりであったと最初に申し上げます。中にどのようなことが書かれていたか、5点、要点を申し上げます。

- 1、ことしから市の放課後児童クラブのやり方が変わって、熱心な先生たちのやる気をなくすようなやり方になった。
 - 2、安心して子供たちを預けられない指導員がかなりいる。
 - 3、8,000円も取って、保育園や幼稚園の保育士が小学生に対してお守りをしているだけ。
 - 4、市の係の人たちは専門家なのか。これは担当課職員のことだと思うんですが。
 - 5、公設公営になって期待していたのに、怒りを感じる。

私は、これを6月末に受け取りまして、7月、8月に実態を調査させていただきました。延べ18回、21人に及びます。指導員、職員、学校関係者、退職した指導員、それに保護者たちです。結論は、投書のとおりでした。

まず、経緯を申し上げます。なぜそうなったのかを考えて、経緯を申し上げます。

平成21年、公営になった時点で事務量が一気にふえた。これは職員の話です。正職員だけでは追いつかなくなったので、補助職員として採用されていた指導員のMさん この方は保育士の資格を持っているだけです を8時間勤務の事務職として採用した。このときにこのMさんは公用車を一時期乗り回し、巡回指導員という指導員を指導する人がいるんですが、この方は元高校の校長だったそうですが、この方の上に立つ役割まで以後果たすようになりました。以後、22年、翌年11月に教育委員会学校教育課に移管されました。次の年、つまりことしの4月から幼児支援課にかわりました。

事務分掌によりますと、職員の名前を出していいのかどうかわかりませんが、IさんとKさんが事務分掌では児童クラブに関することをやるように事細かに書かれておりますが、実態は、この補助職員のMさんが元高校校長の巡回指導員の上にも立つような、IさんとKさん以上の指導事務をやってみえます。これに対する不満は大変強いものです。

補助職員の位置づけというのを調べましたら、あくまで正規職員の補助的業務を行うとなっており、もちろん事務分掌にMさんの名前は一切ございません。

もうちょっと詳しく、Mさん、職員、指導員の実態を申し上げます。

Mさんの事務ぶりについて。書類をよく紛失する。一番大きかったのは、年3回避難訓練があるんですが、計画書と報告書を全部なくして、7事業所に再提出させています。そのときのやり方が、「あっ、なくしちゃったから、もう一度出して」というものでした。指導員たちが驚いて、「どう書いたか覚えていません」と言ったら、「あ、適当でいいから」という言い方

で再提出をさせています。ほかにも書類の紛失がある。

それから、口頭の指示によることも多く、口頭で指導員が回答したことを覚えていない。 「この間、報告しましたよ」と言ったら、「あ、そうだっけ」という感じ。

それから、シフト。指導員たちは大勢いますので、シフトを組むのが大変なんですね。この事務分掌にはきちんと職員の担当があるんですが、この方がやっていて、決定や変更を前の日になって「あしたかわってね」と。その次の日、あしたかわった日を見ると、教育長が見える日だったりしたと。教育長が夏休みに回られたそうですが、チーフというのは指導員の一番の上ですね。チーフがいたのは1ヵ所だけだそうです。ほかは担当になっているとかわらされたと。

それから、指導員の人事についても裁量を持っている。年度末にある指導員が4月からやめますと言ったら、「やめないで」と。「あなたは全体をやってもらう立場にするから」と。それで、その方はずうっと4月、5月と待っていたら、結局何も話がなくて、非常に中途半端なやめ方をしたと。

それから、採用についても、元副市長、それからこの職員、それからMさんで、元議員の親族の関係するおすし屋さんに行って、そのおすし屋さんが閉鎖することを聞いたら、「じゃあ、うちで働いて」と言うと。一体だれの職場でしょうかということです。この方はすぐに指導員に採用され、じきにチーフになり、指導員や子供たちに「おめえ」という言葉を発し、この夏休み、児童はひっかいたり、つかみかかったりして、ひっかき傷を指導員につくり、私はそれを見せられました。

そして、指導員が意見を言うと、「気に入らないなら、やめてもらっていいから」と、その 指導員がこういう言葉を発すると。

つまり、Mさんは職務権限の逸脱行為ではないでしょうか。各7事業所を回って、児童の前で長々と注意していくと、子供の保育中に。指導員の立場がないそうです。非常にわきまえていないというか。

それで、指導員の中には他市の指導員を経験している方が何人か見えるんですね。北方町、本巣市、岐阜市。そうすると、瑞穂市の指導員は余りにレベルが低いと言われております。共通して言われました、別々にお聞きしたんですけど。

職員の実態ですが、私が7月、8月に回りました。そうしたら、職員の方は、Iさん、Kさんですね。議員が行くからとあらかじめ電話し、私か帰ると、すぐに電話があったり、それから飛んできたりして、熊谷議員は何を聞いたか、何を話したか。それにあなたはどう答えたか、根掘り葉掘り聞かれたと。これは職員です。こういう実態です。

それから、もうちょっと大きい視点で言いますと、学童保育、放課後児童クラブの指導方針が、下手なところで一貫し、まとまるところでまとまっていないという実態も見られます。職

員が、「親は自分の子供の面倒も見ないで勝手に働いているんだから、お守りだけしていればいい」と公言している。プリント学習は一切やってはいけない。発見したら注意する。説明に、ホワイトボードがちょうどあったので、それを使って、小学校教諭経験のある方、定年までなさった方が説明を始めたら、それを発見して、勉強はさせちゃいけないと。学習はいけないと。学校ではないと。で、物置にしまわされた。学校との連携もとらせない。学校に近い事業所ですと、「ちょっとこの子、これやっていないから見てやってくれる」と、学校の先生同士でわかるのかどうかわかりませんが、そうして見てやっていると、「勉強はしちゃいけないと言ったでしょう」という話になる。

それから、夏休みは一日いるんですが、学習は45分以上してはいけない。1年生から3年生まで同じ時間、だから遅い子も、もっとやりたい子も一切だめと。そうすると、兄弟で学童へ行かせている親にしてみると、上の子はプリントをやれたし、見てもらえたのに、何で下の子は見てもらえないのということになるという話でした。

いじめは、子供の訴えがあった。それから事故は、先ほどの「おめえ」と言う指導員がみずから起こしたわけですが、非常に公平に対処できなくて、この指導員は職員に大目に見られると。

児童高齢課はもっと柔軟で、プリントをやるかやらないかとか、ホワイトボードを使うか使わないかとか、そんなのは現場の創意工夫でやってくださいと、指導員に任されていたという話です。

結果としまして、公営化で事務が煩雑になり、その補助職員を雇う。雇ったのはいいと思うんですけど、権限を逸脱している。それから、学校教育課にあったときはちょっとわからないんですが、今、幼児支援課に移って、非常に運営の実態の中身が悪くなったと。レベルダウンしたと。

つまり、このいろいろなことを分析して、私は三つぐらいにまとめたわけですが、そもそも 保育士の資格を持っているだけの補助職員が、指導員は長く保育関係で働き、また小・中・高 の資格を有し、経験もしている指導員を、単なる補助職の方が指導するという立場をやるのは 非常に無理があるんじゃないかと思うんですね。そういうところからぎくしゃくしているんじ ゃないか。

それから、正規職員のお2人にも、放課後児童クラブのガイドライン、平成19年に厚労省から出ていますね。瑞穂市の放課後児童クラブもそれに準拠してやっていますよね。この中身が理解されていないと。お守りさえしていればいいんやと、そういうようなことはガイドラインがわかっていないのではないか。申すまでもなく、補助職任せになったと。

この3点ぐらいでレベルダウンしたんだと思いますが、分析すると。このような実態を教育 委員会は把握しているのか、お聞かせください。 議長(星川睦枝君) 横山教育長。

教育長(横山博信君) この場でいろいろな質問を受けているので、今ちょっと頭の中で整理できていないんですが、まず確認させていただきますが、昨年の11月から放課後児童クラブの事業についても、福祉部の児童高齢課から教育委員会の方にメンバーが来ていただきました。そして、この4月から正式に課として、幼児支援課ということで新しく課長をトップに据えてスタートを切りました。その間に新しいメンバーはといいますと、この4月からの課長だけでございます。というのは、もう児童高齢課のその職員、今、話題にされている補助職員につきましても、児童高齢課の時代からその仕事をしておっていただいている方のことでございます。これが教育委員会になってどうなったということよりも、児童高齢福祉課のその時代から同じことが続いておったことについて、今、指摘を受けているというふうに考えております。

この4月以降、私どもの管轄に、また課長をトップに据えて、11月からの期間も含めて、職員の動きそのものについては、この1年間を通じて、私として判断をしたいと思っております。だから、あることがあったから、その職員がとか、個人的に云々じゃなくて、1年という長さの中でその人の仕事ぶりを評価していきたいという私の考えがまずあります。

それから、メンバーがかわっていないのですから、児童高齢福祉課の時代にやっていたことが引き続き行われているものだろうと思ってスタートは切っていたという、そこら辺の指導監督の部分について弱さがあったということは認めますが、まだ1年も過ぎていない段階で、私として、いいとか悪いとかということはもう少し時間をいただきたいというのが一つ。

それから、学習が45分しか認められないというか、させてもらえないというような御指摘もありましたね。たくさんの御指摘をいただきましたので、一生懸命筆記をしておったんですが、その筆記したものについてちょっと答えさせていただきますが、これは放課後児童クラブの目的そのものが、遊びとか生活を保障するということでこの事業が進められておりますし、決して塾ではない、学習がメインではないということはもう議員も御承知のことだと思います。

親さんの中には、そういった時間をより多くとって、勉強を見てほしいと言われる親さんも見えるかと思います。しかし、当初入っていただいた契約の時点で、勉強を親さんの要望に従って何時間でもとか、そういうことを契約して入所していただいているわけではないということはまず確認をさせていただきます。

お話の中に、指導員の中で、そういったプリントをとかといって、一生懸命子供のためにと 考えてくださっているという指導員のお話を紹介していただきましたが、それは全員の指導員 がやれることではございませんので、指導員全体としての統一した指導の方針というか、方向 というのは、だれが指示するかといえば、管轄しているところが指示を出すべきであります。 それが、先ほど児童高齢福祉課では大変ゆったりとして、指導はすべて任されていたという話 で、さもいい話のように言われましたが、それでは教育委員会の担当する保育施設としては、 私としてはそれはそれぞれの場所に任せるということでは責任が持てないということで、一つ 一つこれから1年、2年かけて、いろいろ御指摘いただいたことについて、また精査して、よ り充実を図る、そういう方向で動いていきたいと思っております。以上です。

〔2番議員挙手〕

議長(星川睦枝君) 熊谷祐子君。

2番(熊谷祐子君) 今の御答弁について、少しだけ申し上げておきたいと思いますが、確か に児童高齢のときからその兆しはあったようです。調べました。ですけれども、そのときには 児童高齢の職員は泊まり込みで子育て支援の研修に行っている職員がきちんといましたね。そ れで、そこまで乱れなかったんじゃないかと思います。

それから、1年見守りたいと言われますけど、わかった時点でどうして対処されないんでしょうか。

それから、事務分掌、22年と23年を比べましたが、お1人の方については確かに放課後児童クラブの担当でしたが、その方は総括課長補佐の立場に移られて、実際は、児童高齢課にはいたけれども、放課後児童クラブを担当はしていなかったKさんが職員としてはやっていらっしゃるわけですね。それを、補助職員のMさんの方がなれていたわけですから、実態はその方がやるようになっちゃったと、そういうことらしいです。

移管するときは、年度末の異動のときも多分職員同士できちんと仕事の引き継ぎをすると思うんですけれども、それが、補助職員のなれた人が権限を持つような引き継ぎの仕方がされたようです。

それから、全員がやれることではないと。本当にそうです。だからこそ、指導員は保育士から高校の先生の体験者までいるわけですから、退職者まで。資格ももちろんです。やれる人がやれることをやったらいいと私は思うんです。それが、多分創意工夫である程度任されたと。だって、学校の先生って、勉強をとても楽しく教えることを知っていますもん。

そして、勉強を教えてもらいたい親がいたら、その親の子についてはやってもいいというふうになったそうですが、それっておかしくないですか。子供もいろいろ、親もいろいろ、指導員も本当にいろいろなわけですから、もうちょっと柔軟性を持たせて、子供たちが楽しく、子供というのは勉強と遊びの区別がつかないんですよね、遊びながら勉強しているわけですから、先生たちは、小学校の低学年なんかは特に、もっと大きくなってもそうだと思いますが、非常におもしろく、楽しく、本人は勉強しているというふうに思わせないで勉強を教えますよね。知的な刺激というのはとても人間はおもしろいわけですから、それができる方がいるなら、じゃあ、あなた、これはやってねというふうに、職場集団というか、そこの中でやってもいいわけでしょう。全員がやれるわけではないからやめさせるというのは、非常に子供や学童保育を矮小化すると思うんです。

ということをちょっと申し上げて、教育長さんも発言がありましたが、なぜ11月には学校教育課に入りながら、放課後児童クラブのことです、保育園のことじゃなくて。4月には幼児支援課に移ったんでしょうか。放課後児童クラブは1年生から原則3年生までって、幼児じゃないですよね。それが学校教育課からなぜ幼児支援課にそもそも移ったのか。それも非常に無理があることじゃないかと思っていますが、ちょっとその辺を御答弁願います。

議長(星川睦枝君) 横山教育長。

教育長(横山博信君) まず今の御質問ですが、年度途中ということで、議会のところでもいるいるお話を申し上げてきたとおりなんですが、まずそういった保育所とか、学童保育、子育て支援の関係の事務を教育委員会に移すということをまず行いました。その時点で、4月からは新しい課で動くというその前提でまず教育委員会に移すということをして、年度途中に新しい課長をつくるということはちょっと事務上問題がありましたので、課ということではなくて、学校教育課に置いたということでございます。

それから、先ほどのやれる人がというか、勉強や何か教えられる人、そういう資格を持った人がいるんだから、やれる人がやればよいということで、そういった指導者を生かした方がいいということを言われますが、先ほども申しましたように、瑞穂市の放課後児童健全育成事業実施条例の目的にもありますように、この事業そのものが学習ではなくて、そのまま読みますが、「保護者等か労働等により昼間家庭にいない児童に対し、瑞穂市放課後児童クラブを設置し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的とする」ということで、決してやれるからやればいいということじゃなくて、もともとが子供たちの親さん方の就労支援という流れの中で、お預かりをするということがニーズとして高いもんですから、そこの事業として起こしておる内容でございます。

「本事業の内容は次のとおりにする」と。第2条ですが、児童の健康管理、安全確保及び情緒の安定の確保。2番目、遊びの活動への意欲と態度の形成。3番目、遊びを通しての自主性、社会性及び創造性の形成。4、家族や地域での遊びの環境づくりへの支援。5、児童の遊びの活動状況というようなことで、本来の目的に沿わないことをやれとおっしゃっているかのように聞こえてしまうので、この事業そのものの目的に沿った形で、今、事業を展開しているということで御理解をいただきたいと思います。

それから、1年見守りたいと言ったことに関して、わかった時点で、すぐ行動すべきではないかという御指摘でございますが、もともとこの放課後児童クラブに関して議員の皆様に送られた文書は教育委員会には出されていないんですよ。ということは、教育委員会にそのことをお願いしているということで、教育委員会が要望として受けとめて動き出すというものではなくて、議員さんにわかってくださいと。議員さんにこれを問題にしてくださいという趣旨の文書の動きがあったわけですよね。それに沿って、今、熊谷議員さんは熱心にいろいろ調査して

いただいて、その問題点を御指摘いただいていると思っております。

そういったことを踏まえて、そしてまた教育委員会も組織でございますので、組織として機能するためには、その担当はもちろん、総括課長補佐はもちろん、課長も含めて、教育長がこういうふうに判断したからぼんというんじゃなくて、全体で考えていかなあかん問題ですから、またここら辺はよく調査をして、対応を考えていきたいと思っているということでございます。

〔2番議員挙手〕

議長(星川睦枝君) 熊谷祐子君。

2番(熊谷祐子君) 今の御答弁について、まず2点申し上げたいと思いますが、厚労省が出している放課後児童クラブのガイドラインには、放課後児童指導員は次に掲げる活動を行うこと。七つありますが、その中の三つ目に、子供が宿題、自習等の学習活動を自主的に行える環境を整え、必要な援助を行うことと、学習も位置づけられております。

また、私たち議員のところに投書が来たというのは確かですが、そんなことはここのことじゃなくても幾らでも議員のところに行政についての苦情とか、いろいろ来るわけですから、これに限りませんので。

そして、このガイドラインの中の最後にこういうふうにありますね。要望、苦情への対応、 二つあります。 1、要望や苦情を受け付ける窓口を子供や保護者に周知するとともに、要望や 苦情への対応の手順や体制を整備し、迅速な対応を図ることと書いてあります。だれが投書し たか犯人探しが行われたようですが、そんなことをやっている暇はありません。

2番目に、苦情対応については、苦情解決責任者、どなたなんでしょうか。苦情受け付け担当者、どなたなんでしょうか。第三者委員の設置や解決に向けた手順の整理等、迅速かつ適切に解決が図られる仕組みを構築すること。これが厚労省から平成19年に出ているガイドラインにあるということをお伝えしまして、私は、速やかに、迅速かつ適切にということで、少し提案をしたいと思います。

五つ考えましたが、ちょっと無理なものもございますが、まず一つ目は、学童保育については、放課後児童クラブについては児童高齢課へ戻す。これは無理ですね。しかし、その声も聞こえます。

それから二つ目に、放課後児童クラブは、対象の子供が幼児ではないわけですから、学校教育課へ移す。幼稚園と保育所を幼児教育課にしたらどうなんでしょうか。幼稚園から反対があるかもしれませんが、それも考えますが、幼児支援課の中身にふさわしいわけですね。学童を幼児支援課に置くことには無理があります。

それから担当者を、教育委員会には教員がいますよね。幼児支援課の中にも見えますね。その人にすること。

それから、補助職員の職務権限をきちんと本来の事務のみに限定させること。

もう一つは、指示系統をしっかり整理し、遵守すること。この場合だと、正規担当職員、下 に巡回指導員、下にチーフ指導員、下に指導員、その下にサポーターというふうになります。 きちんと公務員というか、役所ですから、指示系統を乱さないようにすることだと思います。

この提案について、課の話ですので、ちょっと市長にお伺いしたいと思います。

議長(星川睦枝君) 横山教育長。

教育長(横山博信君) 市長の前に少しお話しさせていただきます。

課とか、人事にかかわって、今、議員から要望が出てきたということですが……。

〔「提案です」と2番議員の声あり〕

教育長(横山博信君) 提案ということね。それぐらい、また各放課後児童クラブに通わせている親さんとか、職員の中でそういうような声が強くあるようでしたら、そういったこともあるのかなと思いますが、先ほども言いましたように動き出したばかりでございますので、私、教育委員会といたしましては、今の状態でいきたいと思っております。

また、これは人事の話ですので、関係の部署と、また市長とも相談しながらということにな ろうかと思います。

議長(星川睦枝君) 堀市長。

市長(堀 孝正君) 今、放課後児童クラブ、学童保育の関係におきまして、いろいろご質問をいただいておるところでございます。最初にもお答えを申し上げましたとおり、まだ本当に始めまして浅いわけでございます。教育長の方からもお答えをさせていただいておりますが、いろんなこと、私どもの知らないことも生かしていただいておるところでございます。そこら辺を善処するため、改善すべきは改善し、今後さらなる充実を図るために連携をとってまいりたい、このように思っておりますので、よろしくお願いを申し上げて、答弁とさせていただきます。

〔2番議員挙手〕

議長(星川睦枝君) 熊谷祐子君。

2番(熊谷祐子君) ガイドラインにありますように、迅速かつ適切に解決が図られる仕組み を構築していただきたいと思います。

二つ目、穂積中学校の増築校舎の壁の強度についてお尋ねいたします。

昨年4月から使用開始されました穂積中学校新校舎の内壁は、久米設計の設計図どおり12.5 ミリの石こうボード、外壁との接着はモルタルのだんご張りですが、非常に脆弱で、会議室は 机の角がコツンと当たると簡単に穴があき、1年間に少なくとも10ヵ所ほどあきました。生徒、 保護者、教師によっても穴があきました。修理は1穴だけで頼むと3万円で、学校は教育委員 会に報告や修繕費は求めず、保護者に弁償させたり、校内の修繕費を使って職員が修繕したり、 三つまとめて修繕を頼んだりと、工夫をしているそうです。 その後、増築されました巣南中学校の新校舎では、巣南中学の希望により、同じ轍を踏まないよう、壁は9.5ミリの石こうボードとの二重張りとし、外壁との接着もLGSという軽量鉄骨を下地にとめる丈夫なものとし、当然ながら一つも穴はあいておりません。

大日本土木が予定価格より4億6,300万円安い9億8,700万円で落札しましたが、同じ石こうボードでも、安価な外国製を使ったりする手抜き工事はなかったのでしょうか。

また、穂積中学校改築工事設計趣旨説明書というのがございますが、これには、生徒の使い 勝手を優先した施設計画、強固な材料の採用とありますが、強固な材料ではなかったわけです ね。工事中、定期的な立ち会い、監督はしたのでしょうか。

今後、何十年も穂中の保護者だけ弁償することになりますが、問題にならないとお考えなのでしょうか、お答えをお願いします。

議長(星川睦枝君) 林教育次長。

教育次長(林 鉄雄君) 穂積中学校の校舎建設につきましては、全国的にも活躍されている 名古屋の久米設計に設計委託をいたしました。

内壁の仕様につきましては、建築基準に基づくもので、建築確認の許可を得たものであります。

そうした基準に基づいて、同様の設計で愛知県下を中心に数多くの学校を設計されていますが、穴があくという事例はないということでございます。

さて、現在までの穂積中学校の破損の状況ですが、平成22年度においては13件の破損の事例がございました。うち、生徒が関係したと思われる事例ですね。生徒自身が足でけったとか、殴ったとか、物を投げて壊したとかいう事例が10件でございます。それから、教師が机を移動とかありましたが、その際に破損した事例は1件です。その他不明が2件ということですが、これはいつ、だれがやったかわからないということが2件あります。合計13件ということでございます。

今年度につきましては、学校の指導、生徒の自覚もあらわれ、5月に2件あったということで、そのうち1件は故意であります。1件が不可抗力ということで、それ以後は起きていないということでございます。

先ほど、保護者が修理ということでありましたが、故意であれば、壁だけじゃなしに、ガラスもそうです。いす、机もそうです。備品もそうです。こういった合板でも、ければ割れます。 そういったものについては責任を持ってもらうということは当然のことかと思っております。

また、巣南中学校の設計が、学校の要望により強度なものにということを言われましたが、 穂積中学校が竣工したのは平成22年の4月3日です。巣南中学校の設計は、21年の8月から22 年の5月末までです。すなわち穂積中学校の竣工以前には巣南中学校の設計が完了して、建築 確認等を受けておったということで、学校がそういった要望をするとか、私どもがそういった 指示をしたと。それに基づいて巣南中学校の設計がされたということにはなりません。時系列でそうなります。

また、そういった事例がありましてから、私どもは巣南中学校の設計の確認をいたしました ところ、確かに議員言われるように二重張りになっておったということはもちろん確認をいた しております。それは、後になってということでございます。

それから、議員御質問の中に1穴3万円とございますが、きのう、西岡議員言われましたが、裏づけが必要だということで、私ども、裏づけを持っております。1穴といいますか、安く済んだので8,400円、高いものでも2万9,400円ということで、平均しますと1万8,633円となります。1穴3万円と言われて、これが議事録、あるいは新聞に出るかもしれません。あるいは議員が何かの方法で、また報告されるかもしれません。間違った報告になるといけませんので、平均で1万8,633円であるということで御理解をお願いいたします。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

議長(星川睦枝君) 熊谷祐子君。

2番(熊谷祐子君) 私の言葉が足りなかったのかもしれませんが、先ほど申し上げたのは、 穂中の先生と巣南中の先生からお聞きしまして、1穴3万円の説明のときには、人件費が高い からということでしたから、そういうものも含めての話だったと思います。

30年も40年も学校の校舎というものは使うわけですね。故意にあいたものがあると言われましたが、巣南中では、故意にけ飛ばしたり、げんこつでたたいても穴があかないわけですよね、同じことをやっても。故意にやっても、自分の手と足が痛いだけなわけですね。

これだけ設備が市として違うものをつくって、そして弁償させると、故意だからといって。前提が全然違うわけですから、ということはおわかりいただけると思いますが、30年から40年使って、穂中の保護者だけが弁償し続けた場合、もしも何十年後かに裁判でも起こされたら勝てますか。何人かの人にこの話をしたら、何人かの人がそうやって言われました。勝てない、市は。だから、腰板の高さまででも補強するとか、やり直したらどうやと、今のうちに。私、専門じゃないので、専門の人とか、いろんな人に御意見を伺うんですけれども、そういう御意見でしたけど、いかがでしょうか。腰板の高さまでのやり直しですね。

議長(星川睦枝君) 林教育次長。

教育次長(林 鉄雄君) 今の質問と、先ほどの質問の中でありましたが、私、答弁が漏れておりましたが、使用材料の確認とかいうことがございましたが、壁の定義につきましては、施工前に、工事施工計画によって使用材料承認願というものが出されます。それは、JIS規格を取得している製品であることも、外国製品ではない、JIS規格を取った製品であるということも確認をいたしております。また、施工時においては、設計事務所や担当職員が現地で施工を確認しており、施工後も確認をしておりますので、仕様書に基づいた製品であったという

ことで間違いはございません。

割れるということで、巣南中学校もけ飛ばせば当然割れると思います。故意であるものについては責任をとってもらうということは当然であると思いますが、穂積中学校のみならず、すべての学校でも、物を大切にするといった教育、そういった指導を進めていきたいということで、壁だけじゃなしに、備品にしてもそうです。いろんなものにしても一緒ですが、物を大切に使うということを進めていきたいと考えております。以上です。

〔2番議員挙手〕

議長(星川睦枝君) 熊谷祐子君。

2番(熊谷祐子君) 御答弁が大分ずれたように思いますが、ちょっと時間がありませんので、 次に進ませていただきます。

伝統工芸についてです。

市は、伝統工芸を積極的に保護、支援していきたいと、平成23年1月7日、市民に回答し、また議会でも、平成22年12月15日に広瀬武雄議員の一般質問に答弁しております。

瑞穂市に在住のMさん(ことし76歳)の柳こうりは、宝塚歌劇の衣装ケースとして現在も使われております。ことし、岐阜県の伝統文化継承者顕彰の対象となられ、顕彰を受けるには、瑞穂市の推薦が必要だったわけですが、生涯学習課に推薦の案内が来ていたはずですが、推薦がなかったということで県の顕彰が受けられなかったということです。事実を確認したいと思います。

議長(星川睦枝君) 横山教育長。

教育長(横山博信君) 市といたしましては、議員さんが紹介していただいたような形に、瑞穂市の歴史、文化財、伝統の保護に努めていくということは大切だと考えております。今も別府細工とか、杞柳製品、竹荿等の地域の歴史や文化を象徴する伝統や文化、技術を改めて価値づけたり、その保全、継承、活用に取り組んだりするということが大切な仕事であると思っております。その中の一つに、さまざまな顕彰事業の活用というのも大きな取り組みの一つだと思います。

この伝統文化に関する顕彰は、市の顕彰に始まり、県の伝統文化継承功績者顕彰、それから 同じく県の伝統文化継承者顕彰、似たような名前ですが、それから、国の地域文化功労者表彰 等に至るまで、その内容も形態もさまざまでございます。

この候補者の推薦について照会があったものについては、その対象者に関する情報や、文化協会等、各種団体への照会も含めて、顕彰の要項に該当すると判断した場合に推薦をするということで、この質問にあったM氏について、今回は推薦した事実はないと。

この質問をいただいてから、ちょっと調べてみましたところ、このMさんという方は、長いことを記載したということで大変御尽力いただいた

方だということが改めてはっきりし、またこの県の顕彰にある 7 5 歳以上にも該当するということがわかりました。

しかし、調べてみると、平成17年に県の伝統文化継承功績者顕彰を受けてみえるということで、その上の段階としての県知事表彰ということが今回の推薦対象ということですが、この顕彰取り扱いを見てみますと、その取り扱い要項の第3、候補基準に、一つは、長年にわたり伝統文化活動の担い手として活躍し、伝統文化の継承、発展に貢献していること(活動歴50年以上及び年齢75歳以上)というような候補基準もございまして、活動歴とか年齢というものは十分該当していると思います。ただ、継承、発展に貢献しているという現在の継承活動ということに関して若干不明確なところもあり、今後、推薦すべきかどうか、さらに検討してまいりたいと。

ちなみに、県の伝統文化継承者顕彰は、過去2年間で瑞穂市は2名の方が受賞されている。 また、それは所属文化団体から推薦をされて県に上がっていった方ばかりで、これまで教育委員会が推薦するということは実際行われておりませんでしたので、市長が推薦するというその部分の、教育委員会が担当部署として推薦するということについては、今年度、どうしてせっかくの方が推薦できなかったかということについて、どうも県と近い方が県の担当者と詰めてみえたという話も聞きますが、県の担当者が、今年度の頭にお2人ともかわられたというような事実があって、実際県の方でのフィルターもかけてしまって、市と県との連携がうまくいかなかったということで、またこれから推薦するという方向で動いていきたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔2番議員挙手〕

議長(星川睦枝君) 熊谷祐子君。

2番(熊谷祐子君) 県の話ではなくて、市の話です。

きょうは、三つ申し上げましたが、ほかに巣南中本校舎の給食室を一つにする要望書が出ていても、気がつかなかったといって追加工事にしたり、それから、今回の議案に出ている社会福祉法人清流会に対して非常に不透明な補助金を出すなど、教育委員会のあんまり芳しくない話が続いております。

去年の12月に私のブログに、教員だと思うんですけど、教育現場の方からの声がありました。「瑞穂市の教育はどうなっているのでしょうか。市内の学校は閉塞感に覆われています。現場を見もしないで、表面的な言葉で職員は苦しんでいます。職員のやる気を奪ってはよい教育的効果は生まれないでしょう。教育は政治やお金、机上の空論で動くものではなく、心があってこその教育です。上辺だけの言動はすぐわかってしまう。はっきり言って、ここまでわかりやすく対応を軽視している市は、この近辺には瑞穂市しかないでしょう。このままでは瑞穂市の子供たちは彼らの虚栄心のための犠牲者です」と。こういう声が届いております。

私は、きょうは市長部局のトップである市長と、教育委員会のトップである教育長と、市の行政のお二方のトップに、あしき連携をなさらずに、どうかちょうちょうはっしと意見を言い合い、市の行政、教育行政を向上させて、適切かつ迅速な対応していっていただけるようにとお願い申し上げて、私の一般質問を終わりたいと思います。

議長(星川睦枝君) 2番 熊谷祐子君の質問を終わります。

議事の都合により、しばらく休憩します。

午後は13時30分から再開します。

休憩 午前 0 時21分 再開 午後 1 時34分

議長(星川睦枝君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

4番 庄田昭人君の発言を許します。

庄田昭人君。

4番(庄田昭人君) 議席番号4番、新生クラブ、庄田昭人です。

議長のお許しをいただきましたので、質問させていただきます。

8月に社会福祉協議会の主催する東日本大震災のボランティア活動に参加させていただきました。国難という大震災を目の当たりにして、家の土台だけが残り、ここに家があったのであるうと想像し、涙が流れ、復興には時間が必要であると感じましたが、しかし、一刻も早い復興を祈りました。

このボランティア活動により、瑞穂市も災害ボランティア活動の支援体制や仕組み、組織づくりをさらに充実させていかなければならないのではないかと考えるところでありました。

また、防災は自助、共助、公助、この三つのバランスを大切にする社会と言われますが、その説明は御承知のとおりで、説明はいたしませんが、昔から言われる御近所づき合い、近くで助け合う近所も必要ではないかと、私はこの考え方がこれからの日本のきずなであり、心だと思います。市民憲章の「助け合い、支え合う、優しいまちをつくります」とあるように、この市民憲章に恥じない行政や社会福祉協議会の支援活動への積極的な取り組みを重視してまいります。

本日の質問は3点、特定目的基金について、市税等収納対策推進プロジェクトチームについて、粗大ごみ有料化のその後についてです。

以降は質問席よりさせていただきます。

それでは、質問をさせていただきます。

特定目的基金について。

基金について調査すると、長年にわたり目的基金に変動のないものがある。それは、ふるさと農村活性化対策基金と地域福祉基金である。瑞穂市基金条例によると、定義、第2条の(1)

積立基金と(2)運用基金があることがわかる。(1)の積立基金は9種類あり、(2)の運用基金は ふるさと農村活性化対策基金、地域福祉基金、和宮公園維持管理基金の3種類があり、その中 のふるさと農村活性化対策基金、地域福祉基金の二つについて質問をいたします。

この二つは運用基金であることから、これらの基金についてはどのような運用になっているのか、お聞かせください。

議長(星川睦枝君) 伊藤企画部長。

企画部長(伊藤脩祠君) それでは、庄田議員の基金の概要につきまして、企画部の方から説明をさせていただきたいと思います。

瑞穂市の基金につきましては、先ほどお示しいただきました基金条例12件、さらには瑞穂市住民生活に光を注ぐ基金条例及び瑞穂市国民健康保険高額医療費資金貸付条例、計14件の基金を設置しております。議員おっしゃられるとおり、特定目的基金は、ある目的のために財産を維持し、資金を積み立てる積立型、定額の資金を運用するために設けた果実運用型に大別されます。

御質問の2件は果実運用型の基金でございまして、その収益を事業に充当して運用をしております。

[4番議員举手]

議長(星川睦枝君) 庄田昭人君。

4番(庄田昭人君) では、基金条例の第6条では、基金の運用から生じる収益はその属する会計の歳入歳出予算に計上して、当該基金の設置の目的を達成するために実施する事業に要する経費に充て、または当該基金に編入するものとある。ところが、金融機関預金では、利息が発生するが、ふるさと農村活性化対策基金は1,079万9,000円で、利息が1万4,038円、地域福祉基金は2億7,872万9,000円で、利息が36万2,347円と、平成22年度決算書の財産収入となっているが、基金条例にある、その属する会計の何に計上しているのか、お尋ねいたします。

議長(星川睦枝君) 伊藤企画部長。

企画部長(伊藤脩祠君) それでは、この2件の基金でございますが、まず一般会計に属する 基金でございます。本会計の予算に計上して、設置目的の事業の経費に利息等を充てておりま すが、具体的には、皆さんお持ちでしたらあれですが、決算の事業報告書14ページにございま すが、まず歳入としましては、財産収入の財産運用収入、利子及び配当金に計上しております。 地域福祉基金利子につきましては36万2,000円、ふるさと農村活性化対策基金利子につきまし ては1万4,000円を歳入として計上しております。

また、歳出につきましては、地域福祉基金を3款の民生費の老人福祉費に充当しております。 ふるさと農村活性化対策基金を6款の農林水産業費の農業振興費にそれぞれ特定財源として充 当しております。この決算書ではその表示がございませんでわかりませんが、予算書を見てい ただきますと、歳出事項別明細書の財源内訳、その他の特定財源ということで計上をさせていただいております。

ちなみに、金額にこの二つは変動がないということでございますが、これにつきましても、 事業報告書の方を見ていただきますと、27ページにございますけど、後でお目通しいただきた いと思いますが、基金の積立費ということで各基金をすべてここに上げておりますけど、積立 欄でこの二つについては積立額はゼロとなっております。これは、今申しましたように果実運 用ということで、各経費に充当をさせていただいておるということで、全く毎年の金額に移動 ないという結果で表示させていただいていますので、ごらんいただきたいと思います。以上で ございます。

〔4番議員挙手〕

議長(星川睦枝君) 庄田昭人君。

4番(庄田昭人君) 積み立てではなく、運用ということで確認ができました。

そこで、基金条例の第5条では、基金に属する現金は、金融機関への預金、その他、最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないとあるが、1万4,038円と36万2,347円が現状にて最も確実かつ有利な方法での保管となっているのか、お伺いをいたします。

議長(星川睦枝君) 馬渕会計管理者。

会計管理者(馬渕哲男君) 庄田議員の御質問にお答えいたします。

御質問の内容は、基金における現金保管の確認であると思います。

基金の管理は市長の権限に属しますが、基金に属する現金の保管は、地方自治法第170条第2項の規定により会計管理者の任務とされ、その保管については、同法第241条第7項の規定により歳計現金の保管の例によることとされています。

議員御指摘の瑞穂市基金条例第5条第1項で、基金に属する現金は、金融機関への預金、その他、最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないとあり、この場合の保管方法とは、いつでも現金化され、かつ元本が保障され、そして利子の有利な方法で保管することであります。また、同条第2項では、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券にかえることができると規定されています。

そこで、現在、基金に属する現金の保管状況ですが、資金計画を作成した上で、その基金の性質に応じた適切かつ安全な金融商品を選択、公金取り扱い業務及び借入金の状況を勘案し、1年以下の自由金利型の定期性預貯金、そして信用性の高い債券、2年利付国債で運用をしています。

御質問の地域福祉基金は、すべて1年の大口定期預金として、3金融機関に4口に分け、保管しています。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

議長(星川睦枝君) 庄田昭人君。

4番(庄田昭人君) 今、36万2,347円が大口4口に分けられているという答弁でありましたが、数年前には100万を超える利息であったというふうに、また後ほど、地域福祉基金のことでお尋ねしたいと思います。

さらに、少し詳細な部分に入りますが、ふるさと農村活性化対策基金は、巣南町、平成5年 よりある基金であるが、利率が悪くなったこの基金での運用は運用と言えないのではないでし ょうか。既にその目的基金の必要性がないのではないか。この基金がなくても、現在、農村活 性化対策となるような補助金制度があるのではないか、お尋ねをいたします。

議長(星川睦枝君) 福冨都市整備部長。

都市整備部長(福冨保文君) 議員御指摘のふるさと農村活性化対策基金でございますが、こ れにつきましては、同様の似たような性質の補助事業が農林水産省の方で設定されております。 平成19年度から、農地・水・環境の良好な保全とその質の向上を図る対策として、農地・水・ 環境保全向上対策という形で事業化がされております。この対策によりまして、さまざまな状 況変化に対応して、将来にわたって、農業、それから農地が保全されるような環境の向上を図 るという目的のために、農業者だけではなく、地域に根づいた、要は自治会とか、各種団体、 今、瑞穂市の場合ではPTAとか、そういう団体も中に入っていただいて、そういう活動の中 で、極端なことですが、環境保全、生態系の保全として、蛍の幼虫を放したり、そのえさであ るカワニナを放したり、それによって環境保全をしたり、あとは水路の保全として草刈りをや ったり、あとカバープランツ、それから防草シート、いろいろな事業をやっております。こう いうものについて、補助事業という形で、今のところ5年間ということで、平成19年から始ま りましたので、今年度、23年までになっておりますが、今年度からさらに農地・水保全管理支 払交付金というふうに名称変更をしまして、施設の長寿命化、土地改良施設の水路とか、橋梁 とか、いろいろなものの長寿命化の工事もできるようになってきました。これは確定ではござ いませんが、こういうことで補助メニューが追加されておりますので、今後もこれが延びてく るのではないかなというふうに思っておりますので、ふるさと農村活性化対策基金と同様の目 的の事業が今現在ありますので、こちらを活用している状況でございます。以上でございます。

[4番議員挙手]

議長(星川睦枝君) 庄田昭人君。

4番(庄田昭人君) では、基金条例にある目的や運用に対して、適切でないのではないか。 その目的である土地改良施設や利活用にかかわる集落共同活動を支援し、農村の活性化を図る ためという目的、その目的とは少しずれているような感じもしますが、この目的にも、もしく は今のふるさと農村活性化対策基金に対して利用ができないのであれば、廃止するべきではな いのか、お尋ねをいたします。 議長(星川睦枝君) 福冨都市整備部長。

都市整備部長(福冨保文君) そもそもこの交付金につきましては、平成5年にふるさと水と 土保全対策という形で創設されまして、岐阜県及び農業振興地域を指定している市町村におい て基金が創設されまして、そのために交付税として、原資として来ております。これはそうい う目的でございますので、現在は、先ほど言いましたように農地・水・環境保全向上対策とい う事業でやっておりますが、今後はこの事業が、先ほど言いましたようにちょっと延びるよう な予定ですが、この事業が終わった際には、もう一度関係機関とも相談して、1,079万ですか、 この基金については活用していきたいというふうに考えております。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

議長(星川睦枝君) 庄田昭人君。

4番(庄田昭人君) よりよい基金の運用、もしくはしっかりとした計画を持っていただきた い、そのように感じます。

では、先ほどの地域福祉基金について質問をいたします。

この部分の運用されていない原因、先ほども答弁の中にありました運用基金であること、元金は変わらないということでありますが、そのことについての見直し等はなかったのか。運用されていない原因についてお尋ねをいたします。

議長(星川睦枝君) 宇野福祉部長。

福祉部長(宇野睦子君) それでは、地域福祉基金についてお答えいたします。

先ほど、庄田議員もお話をされておりましたとおり、高齢者等の保健福祉の増進を図るため、 地域においても、在宅福祉の向上、健康づくり等の課題につき、民間活動の活性化を図りつつ、 地域の特性に応じた高齢者保健福祉施策等を積極的に推進するために、地方公共団体が地方福 祉基金を設置する経費として、地方交付税が措置されております。

この中で、この基金の活用を果実型ということで、先ほど議員もお話をされておりますけれども、平成9年に大幅な基金を取り崩す市町村が見受けられるということで、取り崩しをしないようにということで事務連絡が県より発せられております。それに基づいて、また平成18年までは総務省より検証の文書も県へ発せられておるということで、今までが果実運用で運営されているということでございますので、御理解をお願いします。

〔4番議員挙手〕

議長(星川睦枝君) 庄田昭人君。

4番(庄田昭人君) しかし、2億7,800万円ほどでございますが、その金利は36万円。本当に利息の運用が正解なのか。ちなみに21年度決算では、同じ元金でも119万5,250円と、約3.3倍の利息であった。この現状での目的運用型では、元金の活用方法は見直されなかったのか、答弁をお願いします。

議長(星川睦枝君) 宇野福祉部長。

福祉部長(宇野睦子君) 今までは果実運用型ということで運用させていただいておりますけれども、私の方も岐阜県の方に、やはりこういったことで運用していくことが正しいかということでお聞きしました。それで、先ほどの通知文でございますけれども、自治省及び厚労省から発せられている通知については廃止されておりませんということで、書面上は生きているということでございました。

しかし、岐阜県においても、やはり皆さん御存じのとおり財政が厳しいということで、岐阜県においても平成21年度に元本を取り崩しておられますし、県にお聞きしましたところ、21年度末までは3市1町においてこの基金が取り崩されているというふうにお聞きしております。

今後も、私の方、今年度、老人福祉計画を策定するところでございますけれども、この中において、老人福祉センターの老朽化というか、おふろ等、それから老人福祉センターをこれから利用していただく面で改修、それから改築等も発生してくると思いますけれども、それを踏まえて、多額な改修費等、そういうものが必要になった場合、これらの基金を一部取り崩しとか、そういうことも考えていかなきゃいけない。それは財政的な面で、これを取り崩すまでないということでございましたらあれですけれど、また財政当局と検討しながら、基金の活用をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

〔4番議員挙手〕

議長(星川睦枝君) 庄田昭人君。

4番(庄田昭人君) 答弁によりますと、平成9年は、県より、18年から20年度までということで、なかなか基金を取り崩すことについては非常に難しいようなことでありましたが、それ以降は岐阜県も取り崩しているということですので、目的の高齢者保健福祉の増進を図るため、運用の見直しや、より福祉の充実に役立てていただきたい。利用も計画的にお願いしたい、そんなふうに考えております。

また、基金について調査をしていくと、元金の取り崩しは非常に規制があることが確認できました。しかし、元金が絵にかいたもち、このようになってはいけない。金利運用に頼らず、よりよい方法や、必要なときに使え、次世代に借金を残さない方法と目的に合わせた計画や今後のための利息を基金に編入してもよいのではないだろうかと考えます。ふるさと農村活性化対策基金についても、基金の中に取り入れておけば、今後の27年度以降、よりよい方向に進められるのではないかというふうに考えますので、今後の予算運営や編成の御検討をお願いしたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

市税等収納対策推進プロジェクトチームについてです。

市税等収納対策推進プロジェクトチームについて、監査委員意見書にも収納率の効果があっ

たとの報告がなされているが、平成22年度ではどのような成果があったのか。また、プロジェクトチームの強化・充実についてはどのように考えているのか。

保育所保育料では不納欠損額が169万1,880円あり、法に基づく措置の導入と徴収体制の見直し、公平公正という観点からも不納欠損額を最小限にしなければならない。給食費では、収納未済額が約700万円、不納欠損額は約300万円である。さらに負担金、分担金、使用料等の徴収体制も一元化の確立を早急にするべきではないかと考えるが、いかがでしょうか。

議長(星川睦枝君) 髙田市民部長。

市民部兼巣南庁舎管理部長(髙田 薫君) 庄田議員におかれましては、市税等収納対策推進プロジェクトチームにつきまして注目をしていただき、まことにありがとうございます。

監査委員からの成果はあったとの報告の中で、どのような方法で成果が上がったのか。また、今後のプロジェクトチームの強化・充実についてという2点の御質問でございますが、スタート年度は22年度でございますが、22年6月からこのプロジェクトチームが活動を始めたところでございます。当初は、他市町に比べ収納率が低い国民健康保険税を中心に取り組みをいたしたところでございます。国保税の徴収困難未納案件を担当課で抽出していただきまして、プロジェクトチームに徴収事務を委託する手法をとったところでございます。

この手法につきましては、私ども税務課が市民税徴収困難対象者について、岐阜県税務課に ございます個人住民税特別機動整理担当へ引き継ぎを行っているものと同様に、今までの滞納 督促交渉とは少し違うぞということを滞納者に感じさせながら、相談交渉の場が変わるという 意識を与えることにより、分納、完納に向けた納税意識向上を図るべく取り組みをいたしたと ころでございます。

プロジェクトチームのやる気は高く、また市民の負担の公平性を確保するという目標を持ちながら、滞納者の方々には毅然とした態度で自信を持って折衝し、積極的に滞納整理処分を行った結果、その成果があらわれたものでございます。

また、今後のプロジェクトチームの強化・充実ということでございますが、職員定数の縛りということもございますので、徴収職員の増員ということもなかなかすぐにはいかないと思います。徴収ノウハウのある職員を一人でも多く養成し、税だけでなく、その他の債務についても対応、助言ができるようなチームにするために、今まで県庁に派遣しております研修の継続による人材養成とその能力アップがさらに必要と考えているところでございます。

また、派遣された経験職員からの指導、これもほかのチームの職員の能力向上にも寄与できるというふうに考えておりますので、大いに期待をするところでございます。

また、いずれにおきましても、今の経済状況下におきまして、収納率向上に取り組むという ことは大変困難なことと認識をしておりますが、一人でも多くの滞納者の方が自主納付をして もらえる納税者へつなげられるように行っていきたいと考えておりますので、御理解をいただ きますようにお願いいたします。

〔4番議員挙手〕

議長(星川睦枝君) 庄田昭人君。

4番(庄田昭人君) 相談窓口と納税意識の向上、市税等収納プロジェクトについては非常に評価が高い監査委員からの報告でありましたとおりでございますが、しかし、税外収入に関しては、早く徴収をしなければ、不納欠損額のように膨らむばかり、消えていくばかり、それで本当によいのでございましょうか。その部分について一刻も早い解決をしなければならないと思いますが、奥田副市長はどのようにお考えでしょうか、お伺いをいたします。

議長(星川睦枝君) 奥田副市長。

副市長(奥田尚道君) それでは、庄田議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思います。

今、御指摘がございましたように、監査委員の意見書の中にも随所に滞納処分等の御指摘があります。とはいえ、保育料については成果が上がっているというお褒めの言葉もいただいておりまして、全般的に悪いというわけではないなというふうに思っております。評価をいただいている分、御指摘いただいている分、さまざまあるわけでございますが、基本的には、先ほど髙田市民部長がお答えしましたようにプロジェクトを活用していきたいと。

このプロジェクト編成に至った経緯は、先ほどもちょっとお話がありましたように、監査委員からの、いわゆる滞納額の増高を指摘された面もございますが、岐阜県の税務課の方に職員を派遣したと。その派遣する段階で、市の債権を持っていって、そして、具体的にそれを徴収するというノウハウを学んでくるわけなんですね。

ちなみに、どういうふうに変わってきたかといいますと、先ほどもちょっと債権を中心にというような話がありましたが、この決算書の中にも、29ページを見ていだたくと滞納処分の状況というのがあるんですね。これをちょっと私なりに分析をしてみますと、平成22年度の決算に伴う内容は、不動産の差し押さえ件数が1件、そして債権の差し押さえ件数は367件、換価件数も367件でございました。その換価金額は3,898万8,000円なんですね。

平成21年度はどうであったかといいますと、不動産の差し押さえ件数は4件、そして債権の差し押さえ件数は238件、換価件数も238件で、換価金額は3,121万5,000円でございます。これを見ますと、平成22年度は債権の差し押さえ件数がふえたことによりまして、換価金額が780万円ほど増加しております。

それでは、ちなみに平成20年度はどうであったかと申しますと、不動産の差し押さえ件数が236件、債権の差し押さえ件数は40件、不動産の換価金額はどれだけであったかといいますと、33万円です。債権の換価金額は344万9,000円です。合計しますと、平成20年度の換価金額の合計額は377万9,000円なんですね。平成22年度、先ほど3,898万8,000円と申しましたので、実に

10分の1以下でございます。

このように、プロジェクトをつくったことによって手法を変えてきております。より効率的で、換価できやすいシステムに変えてきております。と申しますのは、やはり税務課の職員を派遣して、学んできた効果が出ているんだということで、それでプロジェクトもつくっておるわけですね。

それで、議員御指摘のように、租税債権はそういった換価処分ができますけれども、それ以外の料金等についてはどういうふうかということになりますが、料については、やはりこういったプロジェクトで学んできた職員がノウハウを伝授するということを中心にしてやっていきたいなと。例えば昨年9月には、「徴収・債権回収事務」というタイトルで職員研修を行いまして、関係部署の25名の職員が研修を受けております。そして、ことしは、6月に「収納率向上アドバイザーによる収納支援」というタイトルで外部講師を呼んで研修もやりました。

このように、職員を啓蒙しながら、一方では、先ほど言われたような公債権の中でも、いわゆる水道料金とか、公営住宅の家賃、それから公の施設の使用料とか給食費等は時効期間があるわけです。短いんです。そういうものについては、民法上でいいますと、時効には援用ということが必要なんですね。援用というのはどういうことかというと、裁判所に申し立てて、時効が来たから、これをチャラにしてくださいねということなんですが、そういった援用が要するわけですが、援用がなければ消滅しないということになりますので、事前に債権債務の確認をすると。それは、具体的に言うと、民法の規定がございますように、いわゆる催告ということですかね。そういったことで、支払い督促をすることによって時効の中断もできるわけでございますので、そういった専門的な知識を学んできた職員が、そういった部署の職員に啓蒙していくということもしながら、まずはプロジェクトチームをことしで4年目になりまして、4人送っております。ずうっとまた続けまして、先ほど高田部長が申しましたようにレベルアップを図っていきながら、そういった職員が今度逆にふえてくれば、そういった料金を徴収する部署にも異動等で送りながら、層を厚くしていきたいなというふうに思っております。

先ほど、ちょっとニュアンス的にはそういった徴収課をつくったらどうかというような御提案だと思いますけれども、やはり公債権の中にも、伝家の宝刀といいますけど、地方税法とか、国税徴収法が即きく債権と、そうでない料金とがございますので、そこら辺がやっぱり壁があります。なおかつ、地方税の関係で守秘義務も別に課せられておりますので、十把一からげの考え方はできないということだけ御理解いただきたいと思います。

[4番議員挙手]

議長(星川睦枝君) 庄田昭人君。

4番(庄田昭人君) 20年の37万7,900円から3,800万円ほど、約10倍というような、やっぱり動けば数字が出るということであると思います。何々課をつくれというようなことは私は申し

上げておりませんが、やっぱりプロジェクトチームのような職員の能力向上を持っていただき、職員としての収納義務、収納させるんだということのしっかりと意識向上をつくっていただきたい、そんなふうに考えております。

しかし、今後もやっぱり公正公平な収納となりますよう、細やかな心遣いとなるよう、収納 をお願いいたしまして、この質問を終わらせていただきます。

続きまして、粗大ごみの有料化、その後についてです。

有料化が市民に知らされ、あれだけ騒がれ、駆け込み搬入があり、新聞にもその状況が報道され、有料化の期日の延長とか、搬入日をふやせないかとか、交通渋滞をなくせとかなどの苦情を聞いたが、ぴたりとなくなってしまったように感じております。

では、有料化における駆け込み搬入量はどのぐらいあったのか、お聞かせください。

議長(星川睦枝君) 弘岡環境水道部長。

環境水道部長(弘岡 敏君) 庄田議員の御質問にお答えいたします。

粗大ごみの有料化に伴う、いわゆる駆け込み搬入につきましては、今、庄田議員のおっしゃられたとおり、美来の森、巣南集積場ともに大変な交通渋滞となりまして、皆様方には御迷惑をおかけしたものでございます。

この中で、有料化前の搬入量につきましては、美来の森、巣南集積場ともに前年度同時期の 約5倍から6倍の搬入量で、大きく上回っております。

このうち美来の森につきましては、埋め立て整備に伴う仮置き中の廃プラスチックや木くず等がありますもんですから、直接の正確な量ははじき出せませんが、6、7、8月の3ヵ月でプラスチックが173トン、木くずが270トンと、普通月の約6倍、それから搬入車両の数といたしましては、6月が毎週水曜日と第2・第4、一回日曜日をふやしたわけなんですが、5,808台。7月で4,290台であり、台数だけ見ても通常月の約2倍となりました。

それから、巣南集積場につきましては、プラスチックが6月に約19トン、7月に約24トンと、通常の月に比べて5倍から6倍に、木くずが6月に約22トン、7月に約23トンと、これも5倍以上になるなど、いずれも通常月に比べて5から6倍の搬入量でございました。以上です。

〔4番議員挙手〕

議長(星川睦枝君) 庄田昭人君。

4番(庄田昭人君) この2ヵ月間にわたって5倍から6倍の搬入量があったという6、7月の数字でありましたが、しかし、今後、この有料化に関してさらにいるいるな問題が出てきたのではないかな、そのように感じております。この問題点とは、市のホームページのごみ処理Q&Aの中にある高齢者対策について、8番目、最後の部分でございます。質問9の部分では、今まで不燃物は出せたものが出せなくなって、粗大ごみで美来の森まで行かないといけないとなると、独居老人とかが困る。拠点回収も遠い。何とかならないかという質問に対して、答え

としては、高齢者などへの対策として、今年度、老人福祉計画策定や平成25年度のごみ処理基本計画の見直しの中で検討していきたいとの考えで回答しておりますが、そんなところの問題についてはどのようにお考えでしょうか。

議長(星川睦枝君) 弘岡環境水道部長。

環境水道部長(弘岡 敏君) 問題点ということですが、まず第1に、粗大ごみ有料化そのものの周知徹底もさることながら、旧穂積町地区での分別の混乱が最も大きかったかと思います。これは、プラスチック類や金属類など、それまで地区ステーションで収集できていたものが、分別を厳正した結果、粗大ごみに分別されるということに起因するものであります。つまり、今まで無料で地区ステーションで出せていたものが、一部有料で、なおかつ地区ステーションで出せないということになったわけです。この点につきましては、棚橋議員の質問等もありましたんですが、4月以降、出前講座を58回開催するとともに、8月9日、11日には市主催の説明会も開催し、粗大ごみ有料化と分別の厳正化について、できるだけ市民の皆さんにお話をいたしたつもりであります。

さらに、今、御質問のありました出前講座で多かった御質問とその回答については、「ごみ処理Q&A」、今、議員が言われたものですが、冊子を作成し、市公式ホームページに登載するとともに、廃棄物減量等推進委員さんと自治会長さんに配付いたしました。

今、議員が言われたQ&Aの中で出前講座などの質問等があったわけですが、また質問で多かったものは、粗大ごみか、資源ごみか、品目による細かい分別方法などについての質問が多くありまして、掲載しております。

それから、去る8月30日には、自治会連合会の研修として、自治会長さん方に西濃環境保全 センターを視察いただき、可燃ごみの処理について研修いただいております。

こうした結果や地域の廃棄物減量推進委員さんや自治会長さんの御協力により、分別の混乱 も次第におさまりつつあると思っております。

それから、先ほどのQ&Aの質問の件でございますが、3月に老人福祉計画の策定のために65歳以上の方全員を対象としたアンケートが福祉生活課の方でとられておりまして、ごみ出しなど、生活支援に関する質問も設けて、市民各位からのニーズをお聞かせいただいておりますが、この調査で回収率86.1%において、このサービスの項目等いろいろあるわけなんですが、ごみ出しの支援については27項目中15番目で、上位のニーズには入っておりませんでした等もございますが、当初議員の方が言われた近所づき合い、コミュニティの福祉、共助の精神をこういう委員会の中で求めていきたいと思っております。以上です。

〔4番議員挙手〕

議長(星川睦枝君) 庄田昭人君。

4番(庄田昭人君) 高齢者の対策について、どのような検討だったのか、ちょっとわかりか

ねますが、やっぱり近所のおつき合いも大切だと思いますが、その中で、さらにまたこのごみ 問題の対応についてはどのように今後はお考えでしょうか。

議長(星川睦枝君) 弘岡環境水道部長。

環境水道部長(弘岡 敏君) 今後のごみ問題の対応につきましてですが、短期的には、粗大ごみ有料化を軌道に乗せ、分別の徹底化を進めていくことを最重要課題と考えております。特に有料化を財政負担の一助ととらえるだけでなく、分別の徹底とともに、市民各位にはごみ減量、あるいは再資源化を改めて考えていただく端緒としていただきたいと考えております。

そこで、この制度の変わり目をきっかけとして、データをとって分析を行い、粗大ごみ、資源ごみのみならず、可燃ごみの処理にも関連させて、ごみそのものの減量と収集費用、処理費用の抑制に努めていきたいと考えております。

長期的には、さきの6月議会で庄田議員の方の御質問にもお答えいたしましたが、ごみ処理 基本計画に基づいて、ごみを取り巻く諸問題を市民各位とともに考えながら、リサイクルセン ターなどの中間処理施設の充実などに取り組んでまいりたいと思っております。

この件に関連しましては、現在、美来の森においては、最終処分場の廃止と焼却炉の撤去に取り組んでおります。

まず、美来の森の最終処分場につきましては、県振興局と協議を重ね、今年度末の廃止に向けて整備を進めております。

また、今議会に補正予算でも計上させていただきました焼却炉の撤去につきましても、今年 度中に行おうとしておりますので、よろしくお願いいたします。

〔4番議員挙手〕

議長(星川睦枝君) 庄田昭人君。

4番(庄田昭人君) 分別の徹底や減量、費用の抑制などと言われますが、また、リサイクルセンターの充実、その前の平成23年度、今年度補正予算書に美来の森焼却炉施設解体工事 1 億円と計上しているが、会派説明会ではダイオキシン問題があるとの説明であった。しかし、詳細な説明ではないと考える。近隣の方々や議会にも、安全で安心のできるよう、焼却炉施設解体についての処理方法や解体方法などの説明をしっかりとしていただきたい。また、今後どのような問題が予想されるのか、お伺いをいたします。

議長(星川睦枝君) 弘岡環境水道部長。

環境水道部長(弘岡 敏君) 焼却炉の解体につきましては、平成22年の3月の議会におきまして、リサイクルセンターの整備を視野に入れ、平成23年度をめどに粗大ごみの有料化とともに、焼却炉の撤去を考えていると答弁しており、ごみ処理基本計画に沿う形で、早期解決のため本事業を行うものであることをまず御理解お願いいたします。

それで、工事に関しまして、焼却施設、日1トンの焼却の能力のあるものを解体、撤去する

ものであります。この撤去に際しましては、廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類暴 露防止対策要綱、廃棄物焼却施設解体作業マニュアルに沿って実施するものであります。

工事内容といたしまして、仮設工事、ダイオキシン類対策設備、飛散防止、施設部分の養生、それから除染工事、それから機械設備、基礎の解体、それから廃棄物の処理等が主なものであります。この過程の中で、特記仕様で作業中の汚染物質の調査もあることから、ダイオキシン類、重金属等、有害物質の有無によっては、特別管理産業廃棄物として飛散防止等の施設養生、除染、廃棄物処理の扱い方が大きく変わってくることなどから、これらの事態もかんがみ、あえて1億円を予算計上いたしましたので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

〔4番議員挙手〕

議長(星川睦枝君) 庄田昭人君。

4番(庄田昭人君) 1億円の解体費用でございます。より近隣の方に安全で安心のできる説明をいただきたい、そのように思います。また、ダイオキシンという問題についても、産廃での処理費用、飛散防止等、そこもきちっと処理をお願いし、またリサイクルセンターの充実を視野に入れていただきたい、そのように考えております。

今回の質問は、基金では、補正予算書24ページですが、基金繰越金入金があり、財政調整基金、減債基金などを減額して、公共施設整備基金を増額している。財源の調整や市債の償還金分を減額して、公共施設整備基金などを増加しているのは、基金の組み替えではないかというように感じた部分もあります。

また、収納対策については、経済状況、先ほど部長も言われましたが、この経済状況不安定な中、弾力的な対応が求められ、公正公平な収納体制を確立していかなければならない、そのように感じております。収納未済額がふえるのもこの不安定な状況でありますので、さらに充実をお願いしたい。

ごみ問題については、行政サービスと市民への協力をわかりやすくしていただき、瑞穂市ホームページにあるように、ごみ処理Q&Aを見ていますと、まだまだどのようにしていったらいいのか悩んでいるような質問も多くあります。今、部長の言われた分別の徹底などは特にわかりにくい部分でありますので、その部分については適切に市民へお答えをしていただきたいというように思います。

そんなことを感じながらの本日の3点の質問でありましたが、どうかまたよろしくお願いをしていただき、さらにこの私の考えた防災の大切な御近所づき合い、その部分の市民憲章に恥じない行政や福祉活動について積極的な取り組み、助け合い、支え合う、優しいまちづくりをお願いしたいと思います。

本日の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長(星川睦枝君) これで庄田昭人君の質問を終わります。

次に、5番 森治久君の質問を許します。

森治久君。

5番(森 治久君) 議席番号5番 森治久です。

議長のお許しをいただきましたので、これより、以下2点において一般質問をさせていただきます。

1点目は、小・中学校グラウンド拡張等の整備計画について、2点目は、特別養護老人施設の現状についてでございます。

詳細は質問席にてさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず初めに、市長のマニフェスト、セカンドステージ取り組み状況には、人と自然にやさしい、災害に強いまちづくり、そして、その中にはいろんな施策、方針、また事業展開等々が掲げられております。

そんな中で、まず1点目に、小・中学校グラウンド等の拡張についてのお尋ねをさせていただきますが、そのマニフェストに掲げられている文言、今現在掲げられておられますことが3 点ありましたので、まずこちら、読み上げさせていただきます。

まず1点目に牛牧小学校校舎整備、実施年度、平成23年から25年、実施内容、牛牧小学校整備基本設計作成。二つ目に穂積北中学校校舎整備、平成23年から平26年、穂積北中学校大規模改修方針検討。三つ目に穂積中学校グラウンド整備、平成23年度より、穂積中学校グラウンド整備拡張方針検討と掲げておられます。

そんな中で、これ以外に、今現在、グラウンド等の拡張、また校舎整備の計画を持っておられる案件があれば、お聞かせいただきたいのと、ただいまにおいては、この6月の補正にて予算計上がされてあると思いますが、施設維持管理調査費を設けられて、今年度中に調査をするということでございますが、今現状でわかる範囲でございましたら、お聞かせください。

議長(星川睦枝君) 林教育次長。

教育次長(林 鉄雄君) 議員御質問の今の3点ですね。穂積中、牛牧小、穂積北中以外ということですが、西小学校が現在のままでいきますと、余裕教室は実はないんですが、何とかいけると。ただ、社会増、転入等があれば教室不足になるということで、その状況を見ておるところですが、増築ということになるかもしれません。

小学校、中学校においては、順次進めてまいりましたので、今のところは解決したと思っておりますが、私どもへ来ました保育施設ですね。これも小・中学校と同時に今調査を行っております。保育施設につきましては、御存じのとおり老朽化している保育所が3園ございます。また、そのほか改修の必要な園もございます。そういった計画をしていきたいと考えておるところです。以上でございます。よろしくお願いします。

〔5番議員挙手〕

議長(星川睦枝君) 森治久君。

5番(森 治久君) ありがとうございました。

それでは、一つずつ詳細にお尋ねさせていただきたいと思いますが、まず1点目に、穂積中学校グラウンド整備、こちらは平成23年度からということで、終わりの年月日の明記がなかったものですから、まず初めにお尋ねをさせていただきます。

現在、穂積中学校におきましては、増築、大規模改修工事が完了しまして、はや1年と2ヵ月ほどが過ぎる中、グラウンド整備計画の有無、当然あると思いますが、1年2ヵ月たった今も整備がなされない現状を考えますと、中学生は不便な思いの中で体育の授業、また部活動に当たっているのかなと考えます。穂積中学校グラウンド整備の計画、詳細があれば、お尋ねいたします。

議長(星川睦枝君) 林教育次長。

教育次長(林 鉄雄君) 穂積中学校につきましては、校舎の増築を行いました。それに伴いまして、グラウンドが以前より狭くなったということで、御存じのことだと思います。それで、これまでにも南側の民地を購入して、テニスコートを移設して、グラウンドを拡張したいという計画で進めておりましたが、事業ヒアリング、あるいは財政状況をかんがみまして、膨大な費用がかかるということで断念せざるを得ないという状況であると。これは、さきの議会でも報告させていただきました。こういった状況であります。

それで、次の一つの案としましては、市民テニスコートを移設するという案がございます。 これにつきましても現在検討しております。移設の一つの案としては、生津ふれあい広場がご ざいます。まだほかに適地があれば、そちらへということも考えますが、生津ふれあい広場に つきましては合併特例債を発行いたしておりますので、今年度繰り上げ償還をある程度させて いただきました。そういった起債の発行が解決しないことには目的変更ができないということ でございます。繰り上げ償還、あるいは関係機関との調整をして進めていきたいということで ございますので、いつまでにできるという年度の設定が困難であるということで、そういった 年度表示になっておるということを御理解いただきたいと思います。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

議長(星川睦枝君) 森治久君。

5番(森 治久君) ありがとうございました。

ほかの施設との、またほかの予算との関連性、関係があるというようなことでございましたので、生津ふれあい広場のスポーツ施設の整備計画をしっかりと立てていただく中で、穂積中学校のグラウンド拡張においても、今御答弁いただいたとおり、スポーツ施設はもちろんのこと、市民のテニスコートの計画もしっかり立てていただきたいと思っております。

次に、穂積北中学校、本日はグラウンドをメインに御質問させていただきますので、穂積中

学校は大規模改修の整備計画を持たれておりますが、グラウンドの排水処理、こちらも大変グラウンドが遊水池にある関係上、堤内にある関係もあって、排水が悪いというようなことで、現在、工事の方を進められているということでございますので、10年、20年にわたって、子供たちがしっかりと部活動にいそしめるような整備をしていただけたらと思っております。

次に、牛牧小学校の校舎整備計画、こちらは平成23年から25年とうたわれております。校舎の整備計画はもとより、今現在も牛牧小学校は児童数が増加している現状の中、文部科学省が示しております面積基準に達しておらない。逆に言えば面積が足らないというようなことでございます。グラウンド拡張を見据えた増築計画を持たれているのか。今後、またそのようなことも考えられているのかをお尋ねします。

議長(星川睦枝君) 林教育次長。

教育次長(林 鉄雄君) 市内の小学校、7校ありますが、グラウンドが基準面積に不足して おるのは牛牧小学校だけでございます。正確に言いますと、わずかと言えばわずかなんですが、 120平米の不足ということです。

それで、現在、牛牧小学校につきましては増築の基本設計をいたしております。来年度、できれば実施設計、詳細設計をして、発注までいきたいと。できなければ、25年度に発注して完成ということになるんですが、そのような計画をいたしておりますが、私ども、現在、当面は教室不足とか、子供たちの安全・安心のための施策、そういったことを優先して実施したいということで、これまでもそういったことで進めてまいりました。牛牧小学校においても、グラウンド不足は今言いましたようにあるんですが、当面建物、施設、教育施設を優先して行いたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと。御猶予願いたいと思っておるところでございます。以上です。

〔5番議員挙手〕

議長(星川睦枝君) 森治久君。

5番(森 治久君) ありがとうございました。

あすは市内の小学校 7 校が運動会でございます。おかげで台風の被害もなく、あすは台風一 過の秋晴れの中、子供たちが日ごろの練習の成果を家族の皆さん、また地域の皆さんに見てい ただいて、大きな声援をいただく中で、1年の楽しい思い出をつくる機会であろうかと思って おります。

そこで、市長にお尋ねしますが、ただいまは次長より、校舎の整備計画だけをまずは念頭に 置いてということでございましたが、あすも市長には牛牧小学校にもお越しいただいて、子供 たち、牛牧っ子の頑張る姿を見ていただけると思いますが、どう考えておられるか、グラウン ド整備拡張においてお聞かせください。

議長(星川睦枝君) 堀市長。

市長(堀 孝正君) ただいま森議員の方から、各小・中学校の校庭整備、運動場整備を初め、いろんなことをお尋ねでございます。

いずれにしましても、この瑞穂市、合併をしまして、まるっと8年が過ぎまして、9年目に入っております。岐阜県21市、42市町村でございますが、その中で人口増は約6の市町でございます。そこの中で特に増加率の高いのはここでございます。あとの市はすべて人口がどんどん減っていくところでございますが、瑞穂市だけ、大体合併しましてから4,000人以上、年平均しまして500人以上の増加を見ておるところでございます。

そんな中、学校、また保育所、そういったものの校舎、園舎を拡張しなくてはいけない。こ んなところは瑞穂市だけではないかと思っております。

そういう中におきまして、年々その整備をいたしておるところでございますが、これからの整備状況はどうか、こういった御質問でございます。牛牧小学校の、特にお地元でございまして、どういう考えかということで、先ほど教育次長の方からお答えをさせていただいておりますが、私ども、もちろんすべての部課長の答弁は私とすり合わせをしておるわけでございます。そういう中でございますけれども、この牛牧小学校はいち早くやらなくてはいけないということで、このことにおきましては、私、今も副市長とお話をしておったところでございますが、この議会が終わりましたら、運動場のこともございます。こちらの思いもございます。そこら辺をまず文教の委員さん方にとりあえずお話しさせていただき、そういったことを進めていきたいなと、このように思っております。一方的にやりますと、また一方的にやったということになりますので、今度は本当に市のあれでございますので、そこら辺のところをまず話をさせていただいて、進めていきたいなと。一番緊急なあれは牛牧の関係ではないか、このように思っております。

いずれにしましても瑞穂市、これまでに本当に合併してからいろんな整備をしてまいりました。老朽化したもの、また今のお話で、どんどん児童、園児がふえる、こういう関係もありまして、本当に頭を痛めておるところでございます。

ただ、穂積中学校のこともありました。実は過去に周辺の土地をもっと買収して、また民家も建っております。こういうのも立ち退けてという話も委員会の中ではしておったところでございますが、なぜ変更したかというところでございます。御案内のように、私、今回のセカンドステージで、「人と自然にやさしい、災害に強いまちづくり」を掲げておりまして、本当に災害に対する公園整備を初め、そういったことをしなくてはいけない。立ち退きとか、そういうことをやりますと莫大なお金がかかります。その前に、災害に強いまちづくりを考えていかなくてはいけないというところで、先ほどございましたテニスコートを外へ出せば、グラウンドも相当広くなる。そういうことも考えまして、できればテニスコートを早く、来年度あたりに出しましてということで、いろいろ計画も持っておる。こういったことも、また今後おいお

い議会の皆さんとも御相談を申し上げながら決定してまいりたい、このように思っておるとこ るでございますので、よろしくお願いをして、私の答弁とさせていただきます。

〔5番議員挙手〕

議長(星川睦枝君) 森治久君。

5番(森 治久君) ありがとうございました。

きのうの一般質問でも、また本日の一般質問でも、小学校、中学校の校舎、グラウンドが、今までもでございますが、これからも災害時における市民の重要な避難場所になる施設でございます。人口が増加するまちとして、校舎を整備するときには人口増加率も頭に入れた中でグラウンド等の整備計画を持っていただきたいと思いますので、その点をよろしくお願いさせていただきます。

次に、高齢者福祉についての質問をさせていただきます。

こちらも、市長のマニフェスト、セカンドステージに明記されております。文面を読ませていただいてから、質問に移させていただきます。

互いに助け合うコミュニティづくり。施策・方針、住民が安心して暮らすことのできる地域づくりを目指して、市は社会福祉協議会とともに活動を始めています。その活動をさらに深めて、より着実に進めます。実施事業、地域福祉活動計画に基づいた社会福祉協議会との連携強化。実施年度、実施内容は、平成23年からで、見守りネットワークの充実。民生委員等にネットワークの重要性を説明。もう1点の実施事業が、自治会を単位とした近隣助け合いネットワークの構築。実施年度、実施内容は、平成23年から26年。ネットワークづくり研修、また好老文化の推進、高齢者の生きがいのあるまちづくり。施策方針として、高齢化社会が進むに当たり、お年寄りが生き生きとして暮らせる環境づくり事業を推進。こちらも実施年度、実施内容は、平成23年から26年で、障害者福祉計画実施策定委員の公募選考。また、障害者福祉計画策定業務委託契約締結ということで、こちらは既に7月12日、26日ということで、終了しておることと思います。もう1点が、市長支援システム構築、実施年度、実施内容が、平成23年度で、構築に向けての調査研究、デモ開催で、こちらも7月5日、既に終了しているということで理解しておりますが、このような、高齢化社会に向けた施策、方針が掲げられておりますことをかんがみた中で、お尋ねをさせていただきます。

地域、地区によっては、著しく高齢化が進む地区と、また逆に、若年層の転入等により高齢 化率が抑制される地区等があり、地域、地区によって格差が生まれてくるのではないかと考え ます。そして、瑞穂市のような狭いまちであっても、今後ますます地域、地区の特性がしっか りと明白になり、生まれることにつながってまいります。

そこで、お聞きいたします。自治会活動等の事業目的、内容によっては、隣接、近隣の地区 が連携し合い、また助け合い、支え合う体制づくり、そして補い合うという自治会相互の互助 精神の意識の向上が今後重要かつ大切であろうと考えますが、いかがお考えですか。

議長(星川睦枝君) 宇野福祉部長。

福祉部長(宇野睦子君) 森議員の御質問にお答えします。

先ほど来、市長のマニフェストに基づいて幾つかの項目を上げていただきましたけれども、その中で、今年度だけではないんですけれども、やはり福祉全般としまして、高齢化率、先ほど市長が若いまちということで、人口がどんどんふえているということでお話ししておりますけれども、その中で高齢化率もどんどん上がってきております。それで、地区によって、私の方も分析しておりますけれども、きょう、表は持ってきておりませんけれども、自治会ごとの高齢者率も把握しております。その中で、地区の大きな高齢化率があるということを把握しておりますけれども、今後、自治会を含めて、それから民生委員さんを含めて、どのように高齢化の施策をしていかなきゃいけないかということで、今年度、地域福祉計画とか、老人福祉計画のもとにそういった考えを盛り込んでいきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

〔5番議員挙手〕

議長(星川睦枝君) 森治久君。

5番(森 治久君) ありがとうございました。

市民主体、また市民協働参画のまちづくりという中で、しっかりと自治会が中心となって助け合い、支え合い、補う合うというような精神、心は、私たち市民でしっかりとやっていかなければならないことだと考えます。

以上の点を踏まえた中で、人間の一生で考えるならば、福祉の集大成とも言えます介護福祉、 とりわけ特別養護老人施設の現状についてお尋ねいたします。

もとす広域管内にある施設の利用状況と待機状況について、お尋ねいたします。

議長(星川睦枝君) 宇野福祉部長。

福祉部長(宇野睦子君) まず、もとす広域管内にある施設について、お話を申し上げます。

皆さん御存じのとおり、瑞穂市内には、宝江にありますほづみ園、それから、この前、9月 1日から施設に入っていただいておりますけれど、只越にありますサンビレッジ瑞穂、それか ら本巣市内、佐原にございますさはら苑、それからおりべ、それから、皆さん御存じの本巣市 の曽位中島にあります大和園、5ヵ所でございます。

利用状況等で、定員は、ほづみ園が90名です。その中で瑞穂市内の方は57名お見えです。サンビレッジ瑞穂は、先ほどお話ししたとおり9月1日から入っていただいておりますけど、72名のうち瑞穂市内の方が25名、さはら苑が80名のうち20名、おりべが100名のうち8名、大和園が80名のうち18名ということでございます。

〔5番議員挙手〕

議長(星川睦枝君) 森治久君。

5番(森 治久君) ありがとうございました。

今後、増加すると思われる入所希望者への対応、課題についてお尋ねいたします。

議長(星川睦枝君) 宇野福祉部長。

福祉部長(宇野睦子君) 待機者数といいましても、これは1ヵ所だけ申し込むわけではなくて、その御家族、御利用者にあって、複数、重複して申し込んでいらっしゃることをまず申し上げておきますけれども、ほづみ園は今327名お見えになります。その中で、瑞穂市の待機者数、9月13日現在でございますけれど147名。それから只越サンビレッジ、まだできたばかりですけれども、これは147名で、瑞穂市の待機者数は47名です。さはら苑は334名のうち18人、それからおりべが565人のうち44名、大和園が536名のうち89名でございます。

こうやって、待機者数もたくさんお見えになるということは私の方も把握しておりますけれども、これからの課題としまして、いろいろな問題がありますけれども、瑞穂市としては、まず施設を整備していくのはもちろんですけれど、その前に、皆さんが要支援とか要介護の申請をされて、それから実際に入られる方は、施設でいくと、パーセントまで今記憶しておりませんけれど、ほんのわずかな方なんですね。ほとんどの方が在宅とか、介護保険とか、それから医療のお医者さんにかかりながら在宅で暮らしていらっしゃる方がほとんどです。

その中で、介護サービスの整備期間のための介護保険料等の一部を改正する法律によりまして、可能な限り、高齢者が住みなれた地域で自立した生活を営めるよう、医療機関との連携の強化とか、介護は介護サービスの充実・強化、それから予防推進、それから見守り、配食、きのうも問題になっておりましたけれど、配食。それから、買い物などの多様な生活支援のサービスの確保とか、権利擁護です。

それからもう一つ、高齢期になっても住み続けることができる高齢者住まいの整備ということに取り組んでいきたいということで、それに向けて、今年度策定されますもとす広域連合の5期の介護保険計画においてもこれらを位置づけされて策定される予定でございます。

先ほども何回も申し上げておりますけれども、この中で、特に皆さんにこれから訴えていかなきゃいけないのは、医療と介護保険を使っていただきながら、介護予防に関心を持っていただきまして、介護予防の事業を推進していきたいと考えております。

それから、こういった整備をする中で、施設をどんどんどんどん、この前、22年度の決算で特別養護老人ホームの建設基金としまして、22年度と23年度において補助金を出しておりますけれども、こういったことも考えていく必要があるというふうに考えておりますけれども、その中で、私の方、介護保険の補助金のあり方ということも調べさせていただきました。介護保険ですが、やはり他市町も、今までは瑞穂市、本巣市、北方町で県の4割程度を限度として補助金を出させていただいておりますけれども、岐阜市は中核都市ということで、県の補助金と

同額、それから大垣は県の補助金プラス県の補助金の1割、それから羽島市は県の補助金と同額ですけど、各務原市においては平成18年度から県の補助金のみで、各務原は補助金を出しておりません。こういうこともやはり考えていかなきゃいけないということと、それから、第1号の被保険者の保険料の1人当たりの全国平均ですが、第2期においては3,293円、第3期は4,090円、第4期は4,160円で、私の方のもとす広域連合の介護保険料は全国平均よりは下回っているものの、今度、国は第5期の介護保険料の見込み額を5,000円程度としておりますけれども、こういった介護保険料の分とか、それから補助金の分、そういうことも含めて、とにかく瑞穂市としては、今後やはり在宅でできるだけ介護サービスを使っていただいて、御自分のところで、もちろん施設に入っていただく必要のある方もありますけれども、そういう方向で力を入れていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

〔5番議員挙手〕

議長(星川睦枝君) 森治久君。

5番(森 治久君) ありがとうございました。

在宅で介護が受けられる高齢者の方であれば、先ほど人間の一生のうちの集大成という言葉を使いましたが、幸せであろうと思いますし、私が考えます高齢者の方は、できれば家族、また子供の介護を受けずに安らかな一生を終えれたらなあと思うのが人間の常かなと思っております。

そんな中で、在宅介護、また先ほどの施設等々がございます。その中には、広域で運営します公設公営もございますし、民間ですね。部長、今お話のございました補助を出される中での民間の参入の中での民間の運営もございます。公設公営の大和園と、最近できましたサンビレッジ瑞穂ですか、こちらの入所料金も大きな差がございます。もちろん施設の内容、また入所の内容によっても金額の差があるかとは思いますが、サンビレッジ瑞穂においては、先日もお聞きしましたら最上階の特別室が20万円超、それ以外の個室においては13万円から14万円、これは多分入所時の一月の最低の入所料金であろうと思いますので、それにもろもろがかかるとすると、これより安いということはありませんので、これ以上と考えられます。そう考えますと、国民年金、また厚生年金等々、いろんな年金がございますが、年金で賄えるだけの入所料金ではございません。

公設公営であります大和園においては、先ほど申し上げました金額に比べますと随分安い金額であろうと思いますが、いずれにせよ低所得者、また高齢でおひとりでお住まいで、家族等と一緒にお住まいでない方、また生計をともにせずに、支援もいただけないような高齢者の方が多くおられる現状を考えますと、在宅介護を推進されること、予防は大切でございますので必要であろうと思いますが、どうしても人の介護を受けなければならない高齢者の方においては、何か行政としての対策、施策が必要でないかと考えます。

そこでお尋ねいたしますが、介護保険制度とは別事業として、瑞穂市内に一定期間以上定住をされた高齢者の方においては、経済的な条件、また家族構成、家庭環境等々のさまざまな条件は別に設けるとしまして、瑞穂市独自の施設として優先的に安心して入所できるシステムづくり、そのような瑞穂市独自の施設の建設、整備についてのお考えを、福祉のまち瑞穂市の部長であられます福祉部長と、その長であられます堀市長にお考えをお尋ねいたします。

議長(星川睦枝君) 宇野福祉部長。

福祉部長(宇野睦子君) まずその前に、生活保護の方を例にとって、ちょっと御説明させていただきます。

特別養護老人ホームに、この前、皆さん御承知のとおり、サンビレッジ瑞穂においては5階が20万円、それから2階から4階までがそれよりは低いものの、結構高額であるという話をさせていただいておりますけれども、今は入所満タンでございますけれど、もちろん低所得者、それから生活保護の方以外に普通の方も待機していらっしゃいますけれども、この特別養護老人ホームの中に生活保護の方とか、そういう低所得者の方が入れないわけではございませんので、よろしくお願いします。

それから、生活保護の方におきましては、介護保険料も、もとす広域において介護保険料は 4,072円でございますけれども、これと同等額を私の方の生活保護の分に上乗せして払ってお りまして、本人さんとしては介護保険料は御負担いただいていないという事実でございます。

それから、例えばその方が入られた場合の入所の負担ですね。普通原則 1 割でございますけれども、生活保護者の介護サービスの負担は実質はございません。

それから、実際にこういった施設にもう既に入っていらっしゃるところがございますので、 ちょっと補足説明でございますけれども、例えば生活保護者の方で大和園には1名入っていらっしゃいますし、それからほづみ園にも入ってみえます。ということで、全くこういう方が入れないというわけではございませんので、その点よろしくお願いします。

それで、瑞穂市独自のそういった施設を建てられないかということですけれども、介護保険とか、そういうものの状況を精査して、それから待機状態なんかを考えて、また瑞穂市の中で全体で考えていかなきゃいけないということで、今、早急にということは考えておりませんので、よろしくお願いします。

〔5番議員挙手〕

議長(星川睦枝君) 森治久君。

5番(森 治久君) ありがとうございました。

市長にお尋ねします。私がお聞きしたいのは、福祉のまち瑞穂としての独自の施設ですね。 それは、特養においての施設を申し上げておりますので、先ほど来、部長は生活保護であると かなんとかとかいうことをおっしゃっておられますが、生活保護を受けての何かの施設にとい うことを私申し上げておるわけではございませんので、あくまでも特養で在宅介護、また家族の介護を受けられないような高齢者の方が、その13万円、14万円、20万円のお金が出せないというようなことであれば、先ほどのさまざまな条件がクリアできる、瑞穂市に定住を何年もされておられる方においてはとか、そこは今後議論されるところであると思いますが、そのようなことを瑞穂市として考えるべきではないかということで御提案をさせていただいておりますので、それに対して市長のお考えをお尋ねいたします。

議長(星川睦枝君) 堀市長。

市長(堀 孝正君) ただいま森議員の方から、老人福祉の関係で、特に特養の関係でいるい る御質問いただいております。福祉のまちということで、いろいろ考えられないかというとこ るでございます。

今回のセカンドステージにおきまして、いろいろ掲げさせていただいております。好老文化 の推進。「好老」というのは、好まれる老人、そして好む老人、こういった文化がつくれない か。これは民間の人の発想でございまして、それじゃあ、施策は何かということでございますが、それはやっぱりこれからしっかりと話し合って考えていこうと、こういうところでございます。

特に高齢者の関係、弱い立場の人の福祉におきましては、この瑞穂市としましては、独居、また老人世帯に徹底した見守りの福祉をしていこうということで、民生児童委員の方々、ボランティアを含めまして、このことについてはしっかりと取り組んでいこうということで、今、福祉部の方においてもそういった問題につきまして取り組もうとしておるところでございます。

そんな中におきまして、どうしても所得の関係、また年金の関係、少なくて、悪くなったときに施設に入れない状況、そういうのを瑞穂市として考えられないか、こういう御質問ではないかと思っております。

もとす広域連合の中で、大和園に老人福祉施設がございます。こちらは身寄りのない人とか、 どうしてもお一人でやっていけない人をしております。ここは60名でございまして、満杯でご ざいますが、ここの中にお見えになりまして、亡くなる方も結構ございます。特にこういう人 に入っていただく。

また、瑞穂市独自で考えようとしますと、これから議会の皆さんと、いい御提案があればと思います。瑞穂市はどんどんアパート経営もされておるところでございます。そんな中で、空きアパート等も現実に相当できてきておると思います。そういったものを安く利用して、民間のボランティアとか、介護保険の一部も使いながら、市として考えられないか。相当これからは古いアパート等々を少し整備して、そういったことも方法によっては考えられると思います。そういったことも含めて、これから考えなくてはいけないか、こんなことも思っておるところでございます。

ぜひとも議会の方からも、こういったことに関心を持っていただいておるということは、いるんなお考えもあろうかと思います。そういったこともお聞きをしながら、最もいい瑞穂市独自の福祉ができればと思っておるところでございます。ぜひともいい御提案等々ございましたら、一緒になって福祉のまちづくりに取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げて、答弁とさせていただきます。

〔5番議員挙手〕

議長(星川睦枝君) 森治久君。

5番(森 治久君) ありがとうございました。

ただいま市長からは、例えばのお話でございますが、古いアパートを買い取って、また借りて、ボランティア、またNPO等、いろんな民の力もかりる中で、瑞穂市独自の特養にかわるような施設、これは広域でもございません。瑞穂市独自の施設として、高齢者の方が安心して余生を送っていただける。それもできれば生きがいを持って、前日までグラウンドゴルフ、また老人会の活動で楽しい一日を過ごす中で、次の日に一生を終えられるというようなことがあれば、これもまた幸せな一生の送り方かと思いますが、どうしてもそのような一生が送れる方ばかりではございません。願ってもいないのに人の介護を受けなければならないような状態で、この世に生を持っていなければならないというのも現実にあるのを皆様に御理解いただきたいと思います。

そのような中で、先ほど庄田議員が質問された中で、福祉基金というものがあるそうでございます。こちらを老人福祉会館の建設費として活用できたらなというようなお話もございました。このような基金をしっかりと積み立てていただいて、瑞穂市独自の施設を持っていただくことをお願いさせていただきたいと思います。

また、特別養護老人施設において、公設公営は限界があるということであれば、民にしっかりと担っていただけるためにも、公として適切な行政指導、またそれにふさわしい補助金等々を補っていただき、福祉のまち瑞穂に恥じない対応、対策、施策をしていただきたいと思っております。

以上で私の本日の一般質問をすべて終わらせていただきます。ありがとうございました。 議長(星川睦枝君) 以上で、5番 森治久君の質問を終わります。

議事の都合により、しばらく休憩します。

午後3時35分から再開します。

休憩 午後 3 時19分 再開 午後 3 時35分

議長(星川睦枝君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の会議は、議事の都合によって、あらかじめ延長します。

7番 広瀬武雄君の発言を許します。

広瀬武雄君。

7番(広瀬武雄君) 議席番号 7番、新生クラブ、広瀬でございますが、ただいまは議長のお 許しをいただきましたので、主に 6 点にわたりまして御質問をさせていただきたいと思います。

その第1点目は当市の本庁舎建てかえについて、2番目が名古屋紡績跡地の進捗状況につきまして、3番が市内の橋のかけかえ計画について、4番目がシルバー人材センターの現状について、5番目が学校給食に対する放射線対策について、6番目はライフスキル教育についてということでございますが、6項目でございますので、私自身の質問もなるだけ手短にしますので、答弁の方もよろしくスピーディーな御答弁を御協力のほどお願い申し上げます。

以下、質問席よりよろしくお願い申し上げます。

それでは、ただいま申し上げました第1点目の質問でございますが、当市の本庁舎建てかえ につきまして質問をさせていただきます。

この本庁舎は、皆様御存じのとおり、新築されましたのは昭和40年3月でございます。思い起こしますと、前の岐阜国体の年に合わせてこの庁舎ができたと伺っております。以来、既に46年の経過をしたわけでございますが、また昨今の東日本大震災、あるいは近々では紀伊半島の豪雨災害、また当地における昨日の15号台風における災害など、日本列島が災害列島化しているような様相を呈しているのが今日の姿でございます。

今後におきましても、東海・東南海、あるいは南海地震が予測され、特に3地震が連動いたしますと、首都はもちろんのこと、この名古屋圏、京阪神に至るまで、3大都市圏が全部巻き込まれる可能性が十分あります。その各地域は、昨日の答弁にもございましたように災害時には一時的に孤立するわけでございまして、初めは他地域からの救援は期待できません。さらに、隣県の福井県におきましては幾つもの原子力発電所がありまして、万が一事故が発生いたしますと、その放射線の影響は当地にも大きく影響があり、避けることが不可能でございます。

そのような観点に立ったとき、果たしてこの本庁舎が救援活動の采配ができる災害対策本部としての司令塔として発揮できる設備が整っているのかどうかなど、築年数はさることながら、防災拠点としてこの本庁舎がさまざまな機能を十分果たせるかどうか、その辺が大変日ごろより不安に思っていたところでございます。したがいまして、建物を建てかえるということは、同時に電気・通信など、インフラが十分稼働させることができる庁舎であるかどうかも含めました検討が十分になされるべきと考えるところでございます。

したがいまして、当市は、財政も厳しいとは思いますが、それなりにある程度の余力が今のところはございます。本庁舎建設を目的としました基金などを積み立てられまして、来年度あたりからこの本庁舎の建てかえの計画を進められるべきではないかと、このように思うわけでございますが、その所信をお伺いいたしたいと思います。

議長(星川睦枝君) 早瀬総務部長。

総務部長(早瀬俊一君) この南庁舎は、今、議員がおっしゃったように、昭和40年3月、そして北庁舎が平成元年5月、巣南庁舎が昭和62年の4月ということでございます。

それで、この南庁舎は46年が経過をしておるということで、実を言いますと、先般の台風12号の際にも2階の南側で雨が一部しみ込んできておるという状況でございます。これらにつきましても、原因はおおよそわかっておるんでございますけれども、また大規模な改修のときに補修をしたいと考えております。

そして、耐震工事につきましては、平成11年に一応完了しています。今回、東日本大震災では津波ということで影も形もなくなってしまったということでございますけれども、このあたりではそこまでとは思いますけれども、やはりどんなことが起こるかわかりません。また、私たちも、この庁舎の責任者として、職員の命を守るということがまた市民の皆さんを守ることになります。といって、庁舎の建設というのは、施設をつくる中では一番市民の皆さんに御理解が得られにくい建物でございます。ですので、今回、少し予算をいただいております。調査項目等を点検し、調査を実施した上、少しでも庁舎の長寿命化ができないかを一度検討し、進めたいと考えております。

また、今、基金のお話がございました。少しでもためておいて、若い職員のためにもと考えておりますので、前向きに検討したいと思います。以上でございます。

[7番議員举手]

議長(星川睦枝君) 広瀬武雄君。

7番(広瀬武雄君) それでは次に、市長にお尋ねをいたします。

岐阜県庁、並びに岐阜市役所も、御存じのとおり同時期に、1年か2年差があるわけでございますが、新築されておりますが、最近の新聞、あるいはテレビの報道によりますと、特に県庁におきましては、すぐやりたいんだけれども、相当な財政難ということで古田知事も苦しんでおるところでございますが、そうはいっても、平成25年度から基金の積み立てをすると、はっきりと県庁建てかえを表明しております。岐阜市役所ももとの県立岐阜病院の跡地に移動するということを細江市長は表明しております。

当市におきましては、堀市長は、平成20年第3回定例会におきまして、地方分権の推進や広域連合の事務を当市で処理できる体制の整備、並びに分庁舎方式の解消を考えると、新しい庁舎を検討するのは性急だと答弁しておられます。それ以後、若干年数はたちましたが、現在のお考えはいかがなものか、御答弁を願いたいと思います。

議長(星川睦枝君) 堀市長。

市長(堀 孝正君) ただいま広瀬議員から、この本庁舎の建てかえについて御質問をいただいておるところでございます。

御案内のように、合併をいたしまして9年目に入っております。今、庁舎は、この本庁舎と 巣南庁舎に二分されておるところでございます。この本庁舎は人口約3万人の想定をして建設 されております。また、巣南の方におきましては、2万人の人口を想定して建てられておる。 こういう中での合併でございます。そんなところから、到底3万のところへ5万のあれは無理 なことでございまして、今、両方に分かれておるところでございます。この職員の移動に当た りましても、職員が大体移動しますのにすべて2人ずつで、複数で動いておるのが実態でござ います。そういうことを考えますといろんな口スも相当出ておる。これは否めない事実でござ います。

そういう中におきまして、老朽化もしておるから、本庁舎の建てかえを考えるべきじゃない か、こういう御質問ではないかと思っております。

実は、私は過去、この合併の前に、平成の合併を考えるときに、本巣郡は一つということを 声を大にして、平成8年から始めまして、10年ごろからまた本格的な協議をしまして、最終的 には平成13年の3月にこの一つは無理だということで、7ヵ町村が一つになれずに、三つにな った経緯がございます。その当時、旧本巣郡としまして人口は9万8,000人でございましたが、 今では10万6,000人を数えております。本来でございますと、行政の規模は10万人ぐらいの規 模が一番妥当ではないかと思っております。どこのまちにおきましても、大体10万人で、面積 が二、三百平方キロから400平方キロ、このぐらいですと一番行政の規模としてもいいことだ と思います。

ところが、瑞穂市は、面積28.18平方キロの中に5万2,000人、岐阜県21市の中で岐阜市に次いで、1平方キロ当たり約1,800人でございます。河川を差し引きましたら、この瑞穂市が人口密度は一番高いのではないかと思っておるところでございます。

本当に10万ぐらいでしたら、即そういうことも考えて、一つの郡の真ん中にどんとして、10万ぐらいの人口規模で行政運営したら、広域連合も設けなくても、すべて一つの役所の中で終わってしまう。それこそ本当に合理的な形で、さらに福祉とか、いろんなところへ回せるんではないか、このように思っておる一人でございます。そういうことにつきましては、本当に今でもそういう気持ちを心の片隅に持っておる一人でございますが、これはなかなか容易に進むものではございません。

そんな中におきまして、この瑞穂市として、どのように考えておるかというところでございますが、今、総務部長もお答えさせていただきました。いろんなことをかんがみますと、やはり昭和40年でございます。ことしは昭和でいきますと86年でございます。46年が経過をいたしております。耐震補強もしてございますので、まだまだあれでございまして、この庁舎施設の長寿命化をして、まだまだ瑞穂市の場合はやらなくてはいけないことが本当にたくさんございます。やはり庁舎建設よりも、インフラ整備を初めとしまして、各公共施設、学校、保育所、

いろんな関係がまだまだございます。安全・安心のため、また災害に強い、そういうまちづく りを進めようとしますと、まだまだ到底庁舎のことは私としては考えておりません。まだまだ 時期尚早であると、このように考えております。このことをはっきり申し上げまして、私の答 弁とさせていただきます。

〔7番議員举手〕

議長(星川睦枝君) 広瀬武雄君。

7番(広瀬武雄君) どうもありがとうございました。

この項目は、時間の都合上、これで終わらせていただきまして、次の質問に入らせていただきます。

2番目としまして、名古屋紡績跡地に誘致される工場、あるいは量販店等々の進捗状況はどうかと、こういう質問になりますが、名古屋紡績が撤退いたしまして随分期間もたちました。 その間、きのうも若干関係ある質問もございましたが、昭和31年ごろに話があり、34年に建物が建ったということでございましたが、撤退してからはもう随分になります。

その間、平成18年から20年にかけましてイオンモールの進出の可能性がございましたが、いるいるな問題点等がありまして、立ち消えとなりました。以後、結果として、どこかの量販店とか工場の進出の気配もないようでございますが、さきの平成23年第1回瑞穂市定例会におきまして承認され、瑞穂市企業立地促進条例も制定されましたが、その後の動きについて、どのような状況になっておりますか、福富部長にお尋ねしたいと思います。

議長(星川睦枝君) 福冨都市整備部長。

都市整備部長(福富保文君) 議員言われましたように、名古屋紡績の跡地につきましては、イオンモールの撤退後、かなりの期間がたっております。現在、新たな商業施設の開発計画が検討されています。現在の進捗状況としましては、交通量調査、交通解析を終えまして、関係機関に対して事前協議に入るための調整を行っている段階でございます。

具体的には、いろいろな課題もあり、基本設計に取りかかる段階にまで至っておりませんが、 いずれにしても早い時期に方向性を出して、公表できるような段階に早くできればと思ってお ります。

いずれにしても、瑞穂市の玄関口に当たりますので、いつまでも未利用地として放置された ままでは瑞穂市のイメージダウンにもなりかねますので、適切な跡地利用となるよう調整を図 ってまいりますので、よろしくお願いします。以上でございます。

[7番議員挙手]

議長(星川睦枝君) 広瀬武雄君。

7番(広瀬武雄君) この名古屋紡績の跡地につきましては、今御答弁いただきましたが、大変市民の関心が強いわけであります。当然ですが、別な観点からは、税収面からも、あるいは

まちづくりの面からも、早期に跡地が有効活用されんことを祈るばかりでございますが、執行部を初めとする市長が先頭に立たれまして、多分もう、今の答弁から推測しますと、間近に市民の期待どおりのものが進出するものと、このように推測するところでございます。どうかひとつ御尽力いただきまして、一日も早く進出が成就しますように心からお願いを申し上げまして、手短な質問となりましたが、次の質問に移らせていただきます。

3番目の質問でございますが、まず市内の川にかかる橋のかけかえ計画につきましてお尋ね をしたいと思います。

まず最初に、瑞穂市当局が管理しておられます橋の数はどのぐらいあるのかということをお 尋ねしますと同時に、その橋を管理していく内容は、さまざまな観点から管理されていると思 いますが、特に耐震、あるいは橋梁耐震点検と申しますか、そのようなものなどのデータをも とに判断されていると推測するところでございますが、以下、次の2ヵ所の橋に絞りまして質 問をさせていただきますが、特に1点目は、別府地区における、一番東の長良川沿いに天王川 が流れておりますところにかかっております前野橋という橋でございますが、あの橋は、けさ、 私も再確認してまいりましたが、欄干にプレートが埋まっておりまして、昭和27年にかけられ たという表示がされております。

昭和27年と申しますと、私もまだ小学生でございました。歴史を学んでおりますと、当時は多分その前年がサンフランシスコ講和条約が結ばれた年だと、このように認識しておりまして、その翌年の27年にその条約が発効されたという年でございまして、まさに我が国が敗戦国から、いわゆる独立国となった記念すべき年にあの橋がかかったということでございまして、子供心にあの橋がかかったときの喜びをいまだに脳裏の片隅に残しておるところでございます。人間の年でいいますと、十分にその使命を果たし、還暦を迎え、第2の人生を歩もうという年月がたっております。したがいまして、かけかえの考えはどのようにおありになるのか。あの橋の上を大きな産廃のトラックが走っております姿を見ますと、今にも落ちるんではないかという不安に駆られます。この点につきまして、担当部長の福富部長に御答弁をお願いいたします。議長(星川睦枝君) 福富都市整備部長。

都市整備部長(福冨保文君) まず第1点目の瑞穂市の永久橋の数ですが、事業報告書にもございますように589橋ございます。これを管理しておるということでございます。

それと、前野橋につきましては、先ほど言われましたように昭和27年に設置されておりまして、約59年が経過しております。この橋につきましては、平成11年に橋梁の耐震点検をしておりまして、上部工は、多少の損傷が見られ、補修補強の必要性はあるが、緊急を要するものではないということで判断されておりまして、下部工については、特に対策の必要はないというふうに判断されております。

また、地震時における落橋につきましては、けたがかりが1メートルございます。標準的に

は76.6センチということになっておりますので、それ以上ありますので、補強を要しないというふうに判断されております。

それと、先ほどの損傷の主な原因につきましては、施工後の経年劣化や雨水による侵食などでした。このため、その翌年、平成12年に補修の必要性がある構げた、高欄、支承等の補修をいたしておりますが、今後の維持管理を適切に行うことにより、かけかえることなく、橋梁の長寿命化を図っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

ちなみに前野橋につきましては、南側に別で歩道橋が既にかかっておりますので、御理解の 方、よろしくお願いしたいと思います。以上でございます。

〔7番議員挙手〕

議長(星川睦枝君) 広瀬武雄君。

7番(広瀬武雄君) どうもありがとうございました。

ぜひひとつ安全な橋の管理をよろしくお願い申し上げたいと思います。

2ヵ所目の橋につきまして質問させていただきます。

過去にも、私、あるいは他の議員も質問いたしましたが、いわゆる朝日大学の西北にかかります柳一色橋のかけかえの件でございますが、平成21年第2回定例会におきまして私から質問をさせていただきました折、答弁といたしまして、橋の拡幅やかけかえ、歩道橋の単独設置など、整備方法を早急に検討すると答弁されておりましたが、その後、他の橋の優先順位もありましょうが、大体どの時期にこの橋のかけかえが実行されるのか、御答弁をお願いしたいと思います。

議長(星川睦枝君) 福冨都市整備部長。

都市整備部長(福冨保文君) 中川にかかります柳一色橋につきましては、五六川にかかります野田橋とともに、平成21年度に橋梁予備設計を実施し、橋のかけかえ方法や構造の検討、それにかかる概算工事費を算出しております。

その中で、柳一色橋につきましては、既存の橋とは分離した形で、独立した歩道橋を現在の橋の下流側、南側に設置するという形で、歩行者、自転車の動線、取りつけ道路の用地取得や施工性の難易度、周辺住宅への影響などの点から最も有利と判断して、概算設計を行いました。概算工事費としましては約9,500万円と積算しております。そのほかに、取りつけ道路の用地費、補償費等は別途必要になってきます。

今後の整備につきましては、都市整備部が実施しています他の事業の進捗状況と市の財政状況とを総合的に判断して進めることとしておりますが、いずれにしても、一緒に予備設計を行いました五六川にかかる野田橋、こちらの方が穂積駅、穂積中学校への歩行者、自転車、車等の交通量の多さ、危険度の度合いを考えますと、そちらを優先して整備するのが先決ではないかというふうに考えておりますので、その後という形になるかと思いますが、いずれにしても、

野田橋を含め、柳一色橋についても早い時期に整備を進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いします。以上でございます。

〔7番議員挙手〕

議長(星川睦枝君) 広瀬武雄君。

7番(広瀬武雄君) どうもありがとうございました。

ぜひひとつ一日も早く安全・安心なまちづくりの前提に立たれまして、あの危険な朝夕のラッシュ時を解消できる体制を整えていただけることを期待いたしまして、この質問は終わります。

次に、シルバー人材センターの現状について質問をさせていただきます。

この件につきましては、昨日も小寺議員、西岡議員が御質問されました。また、今までにも 西岡議員は9月、12月、3月、そして他の議員も3人程度、御質問をされておりまして、大変 このシルバー人材センターにつきましては関心度が深い項目でございます。

そのような意味合いから、いろいろ現状についてという私の項目になっておりますが、現状につきましてはおおよそ承知しておりますので、いわゆる補助金関係を中心としましたところに絞り込みまして、質問をさせていただきます。

きのうの質問でもるる議員の方から御質問がありましたことに対しまして、昨年以来の御答 弁のとおりでございまして、市長の答弁は、「登記されておりますから、それに基づいて適正 な運営をされるように云々」と。「そうでなければ、市としては補助金は出せません。施設の 貸与もできません。そのことを申し上げて、指導していきたい」と答弁しておられます。

この答弁の内容はその前段がありまして、いわゆる平成22年6月17日に岐阜法務局に登記されております理事の皆さん、そして代表理事2人、具体的な名前を、失礼ながらあえて申し上げさせていただきますならば、森亀治郎さんと井上源人さんが代表理事として登記されておる件でございます。

その法務局に登記するときに持ち込みました書類は、結果的に不備があったけれども、法務局の指導によってきちんと登記がなされたと、複数の理事の皆さんに私面談しておりますが、このようにお聞きしております。

ところが、きのうも御質問がありましたように、毎年シルバー人材センターが当市に請求依頼しております約600万前後にわたります補助金申請に添付した書類と、岐阜法務局の登記時に法務局へ提出した書類とに差があると。だから、その書類は偽造だと。けしからんと。法律によって処罰されるべきだと。100万以下の罰金にも処せられるが、心しているのかどうかというような御質問もございました。私は、個人的にはそれはそれとして、そういうやり方が正しかったのか、正しくなかったのか、だれがよかったのか、悪かったのかという問題にまでは言及しませんし、入り込んでおりません。

ただ、一つ言えることは、現在の瑞穂市のシルバー人材センターがどのような現状になっているかということですね。実を言うと、きのう、議会中でございましたが、昼休みにもちょっと歩いて事務所へ行ってまいりまして、聞いてまいりましたところ、補助金がおりてこないんで資金繰りに苦労していると。毎月10日に支払いが来るそうでございますが、来月は10月10日ですが、お休みですので、10月7日に支払い日が来るということで、もうかつかつですというような女性事務員の現実的なお話がございました。

書類面におけるそういう不備、あるいは意識的に偽造したのかどうかは本人に聞かないとわかりませんけれども、そういうことによって、瑞穂市としては補助金が出せないよという結論に今のところなっているわけでございますが、ならば、今申しましたように、現状におけるシルバー人材センターの運営は今後どのように取り仕切られていくんであろうかという不安がここに生ずるわけですね。正直言いまして、いろいろ別の理事、私、存じ上げておりますので、一体全体どうなっているのかということを1週間くらい前には当然聞いております。それから、おやめになった方からもちょっと聞き取りをいたしましたが、600万前後の年間補助金をいただかないととてもやっていけない体制になっているということは事実だそうでございます。

ところが、今申しましたような内容によって、それがストップされていることは大変このシルバー人材センターにかかわっておられます会員の皆様を初め、過去にお仕事を依頼された市民の方々にとっては大変不安なことだろうと、このように思っておりますし、私の知り合いにも実は会員としてそこで働いている方もおられます。一体全体どうなるんだろうという不安に駆られているそうでございますが、これは、突き詰めて、簡単に丸めて考えますならば、先ほど申しました森亀治郎さんとおっしゃる、いわゆるおれは理事長だとおっしゃる登記簿上代表理事、それから井上源人さんとおっしゃる、これも登記簿上代表理事のこのお2人の、わかりやすく言いますと、このお2人が、想像していただければわかるんですが、舞台の上に立って、お2人が刀を抜いたり、あるいは棒を振ったりして、けんかしているんですね、市民という観客を前にして。私はそういう物語というような理解をしております。

したがいまして、2人だけがそのような争い事をしていることによって、それを取り巻く近隣の理事の皆さんも、今申しました会員の皆さんも、あるいはお仕事を依頼される市民の方々も皆迷惑がかかる、あるいはこれからもかかっていくであろうと推測すると、大変懸念するところでございます。

したがいまして、全く素人感覚で申しますと、一括で600万はちょっと書類面の問題もあるんで難しいのであれば、例えば来月から資金が枯渇するということであれば、どなたか、今の森亀治郎さんか、井上源人さんが100万でも出してくれればいいですけど、多分よう出さないと私は考えております。出すというのは、借りるということでもいいんです。あるいは立てかえでもいいんですが、そうでなければ、あのシルバー人材センターは再来月あたりから閉鎖し

なきゃならんかもわからない。あるいは、普通の民間会社でいうなら倒産ですね。資金繰りに 行き詰まって倒産、こういう形態になるわけですが、果たしてそれでいいのかどうかという心 配を、この質問を通告いたしまして以来、いろんな方に会ってお話を聞くたびにそんな感じを 持ち合わせたところでございますが、その辺のところはどのようにお考えなのか、副市長さん の御担当になられるのかどうかわかりませんが、御答弁をお願いできたらと思います。

議長(星川睦枝君) 奥田副市長。

副市長(奥田尚道君) それでは私の方から、今、広瀬議員おっしゃられますように、当該法人は、善良な市民を構成員としまして、しかも市民のために提供する法人であることは重々承知しておるところでございますが、先ほど来おっしゃられましたように、このシルバー人材センターが問題を抱えているということが西岡議員の質問でもって明らかになってきたわけでございます。その西岡議員が御指摘してみえます地方自治法第221条第2項の規定に基づく、いわゆる補助金に関する調査権について調べてみましたところ、補助金を交付する対象として、その状況を調査し、または報告を徴することはできることとされているものでございますが、やはリー定のルールに沿って認められている調査権でございまして、逐条解説にも、調査の範囲は当該予算の執行に限定されているものであるから、いやしくも権限の乱用に陥り、業務全般の調査を行うような態度をとらないようにしなければならないと記されておるわけでございますね。

こういったことを考えますと、市としては、あくまで報告されている内容及び口頭で聞き及んでいる内容と、登記という法律的な行為との関係で今考えているわけでございますが、先ほど来おっしゃられましたように、今運用されている実情と登記とに乖離があるわけですね。それを埋めてくださいよというお話をしているところでございます。それを埋めるには、要は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律という法律に基づいて運用してみえるわけでございまして、この法律の定めによる定款によって理事会なり総会なりを開いてみえるわけなんですね。この定款によって適切に運用がされておれば、現状のような法律とのそごは生じないだろうというのが私たちの素朴な考え方なんですね。

そうすると、そうしたそごが生じた状況で安易に補助金を交付するとなると、いわゆる補助金は血税で原資をなしていることを考えれば、やっぱり適正でないと。シルバーの内情のことについても憂慮してはおりますが、やはり補助金というのは血税であるということでありますので、実態がどうであっても、いわゆる組織としての自浄でまず正していただくのが先決問題だろうという考えを持っておるところでございます。

以前ですと、シルバーの方に理事として市の職員が関与しておりました。そういった実態があったんですけれども、いつの間にか理事を外されておるという状況で、なかなかシルバーの全容というか、内容が把握できていない。とすると、やはり今申しました法律に基づいた権限

でもって出された書類等と照らし合わすしかないということでございますので、そういった範疇の中で補助金を執行するとなると、1円でも600万でも同じという考え方になりますので、シルバーの内情を今お聞きした範囲では相当苦しいということは認識をさせていただきましたが、今の時点ではまだ支払える状況ではないというふうに判断しております。以上です。

〔7番議員挙手〕

議長(星川睦枝君) 広瀬武雄君。

7番(広瀬武雄君) どうもありがとうございました。

今、市当局としての見解を述べていただきましたが、私も瑞穂市補助金交付規則というのを何回も読んでおりますと、今、副市長がおっしゃることは当然のことだというふうにも感ずるところでございます。しかしながら、先ほどの話じゃないですけど、じゃあどうするかという問題になりますと、非常にいい案が大勢寄れば出てくるかもわかりませんが、私の今の知恵では浮かんでこないわけですね。

例えばの話ですので、大変恐縮な話ですが、じゃあその補助金の申請に添付した書類が、西 岡議員がおっしゃるように登記申請したときの書類と違うんだからということであれば、それ を素直にシルバー人材センターが認めて、一番トップと公言しておられる森亀治郎さんが代表 なんだから、大変申しわけなかったと。私のやったことではないかもしれないが、この書類を 差しかえさせていただくと。正当なものに差しかえさせていただきたい。だから、ぜひとも補 助金の交付をお願いできないだろうかと。例えばですよ。そのような事実が行われたと仮定す るならば、市としてはどのように対応されるのか、再び御答弁をお聞かせいただけたらと思う んですが。

議長(星川睦枝君) 奥田副市長。

副市長(奥田尚道君) まず、いわゆる瑕疵があったということの立証が、先ほど申しました、いわゆる手続に沿って立証されてくれば、それは問題ないと思いますね。ただ、それが、補助金を得たいがために表紙をかえたということであってはいかんわけですわね。やっぱり人格を持った団体ですので、定款というのをお持ちなんですわ。その定款、私たちも見せていただいておりますが、当初は代表権を持つ人が3名であったというようなことになっておりまして、その後、どういうふうに変えられたか、今の書類の中では把握しておりませんが、そういった定款の変更についても、やはり総会とか、社団法人ですから社員総会とか、そういった手続を経て出されてくるだろうというふうに私たちは解釈しております。正常な手続を経て変えていただければ、市としては当然補助金交付に値するというふうに解釈はします。

〔7番議員挙手〕

議長(星川睦枝君) 広瀬武雄君。

7番(広瀬武雄君) ありがとうございます。

今のお話は、正当な手続がなされた姿を提示していただければというふうにおっしゃったと いうふうに解釈しておりますが、実はお聞き及びかもわかりませんが、理事会は何回も開いて おられるようですね。そこに、代表理事の森さんも井上さんも御出席いただかれて、議事録は 当然出席者が署名捺印しなければならんという定款第42条の2項に、理事会の議事録について は、出席した理事及び幹事がこれに署名、もしくは記名、捺印しなければならないという規定 が掲載されております。これはこちらの専門的な本で読んでも法律的に規定されているもので ございますで、それがそっくり定款に載っているというふうに解釈しておりますが、それを、 具体的な名前を何回も申し上げて御本人には恐縮なんですが、森さんが、おれは知らんという ことで判を押されない。それが、いわゆる22年の6月17日の登記から全く前進しない、変化し ない状況になっているということでございまして、大勢の御出席された理事の皆様方は、皆さ んがそれを認識して、あるいは承諾して御捺印なさっているというふうに、ほかの理事の皆さ んからもお聞きしております。ただ一人、判が押せてないのは森さんだけだと。その方が押せ ば、法務局も受け付けると言っていると。それは個人の判じゃなくて、社印なんですね。社印 は会社にあるそうでございます。だから、押す気になれば、いつでも押せるんだけれども、お れは気に入らんで押さんのとか、それは内部的な問題ですけど、そういうふうなことで押され てない。仮に説得に説得を重ねて、押していただければ、登記は前進するわけですね。

今の現状の姿が登記面にあらわれると、こういうことになるのが本当の姿なんですが、そこまでやるかやらないかは別としまして、いずれにしてもそういう現状の中で、イコール補助金が支給されないというところへ結びついているということになれば、私の大変恐縮な考え方を申し上げるんですが、このお2人のけんかなんですから、先ほど申しましたように。2人が舞台の上で踊っているわけですね。それによって、周辺の皆さんから観客に至るまで随分迷惑がかかっているということであれば、いっそその言うことを聞いていただかないこの2人は、全部2人とも舞台からおりていただくというか、退場願う。こういう方式がとれないかということをある方と私しゃべっておりました。ある知り合いの司法書士にその辺をお尋ねしますと、そういう場合は、現在の理事の方々の印鑑証明と実印をそろえていただいて、法務局に上申書を上げていただければ、それはできるというふうに聞き及んでおります。

したがいまして、どうしても補助金がおりないのであれば、つぶれてもいいならいいんですけど、つぶさないという前提に立ったときには、そういうことでもして、何とか市当局から補助金が、仮の補助金でもおりるような形ででも対応しなければならんのではないかなと。

それも言うことを聞かれないということであれば、私は、今までのいきさつを聞いておりますと、何かお二方とも辞任してもいいとか、やめてもいいとかというご発言もあるそうですが、 辞任届さえ出れば、やめていただくことは簡単なんですね。もちろんそれは理事会や総会にも う一度かけていただく必要がありますが、それすらも協力いただかなければ、これは市当局の 皆様方にそういうことを申し上げてもいたし方ないかもわかりませんが、シルバー人材センターの中で解任動議を出して、2人とも解任してしまうと。理事会や総会で解任すると。そして、 先ほど申し上げたようなやり方で法務局に登記してしまうということであれば、お二方はこの 瑞穂市のシルバー人材センターから消えていただけるわけですね。はっきり申し上げると、2 人が邪魔なんですよ、多分シルバー人材センターは。

ということで、今後の大きな課題というふうに認識いたしますならば、この辺をどういう形で改善していくか、あるいは解任をしていくかということは、理事の中の、あるいは幹事の中の主要の方と打ち合わせをして、今後の改善策に取り組んでいかれるべきではないかなと。このまま放置しておくというのは、大変言いにくい話ですが、市としても無責任とは申しませんが、何か見て見ぬふりして、自然に沈んでいくのを見ておるというふうなことになりますので、ひょっとして、大変申しわけない質問をしますが、市長か副市長の方に、シルバー人材センターをこんなふうに持っていきたいんだと。例えば今おっしゃるように、別な方を入れてやっていきたいんだという、そういう腹がおありになるのかどうか、再度御答弁いただけたらありがたいと思います。

議長(星川睦枝君) 奥田副市長。

副市長(奥田尚道君) 実際、私、副市長になってから、7月の4日に井上さんとお会いしています。それ以後に森さんともお会いしまして、仲介がとれないかというお話も、森さんは7月21日です。努力をさせていただきました。ただ、今おっしゃられたように、お二方それぞれ意見の食い違いがありまして、一方の方は、身を引いてもいいというようなお話をされたんですが、もう一方の方は、法律問題があるので、ほうっておいてくれというようなお話でございました。

それ以後にも4人の方が見えられまして、市長も交えて面談をしておりまして、その際にも 解決策を御提案させていただいたこともあります。

ただ、そういった提案をさせていただいておりますけれども、現実的には進展していないというふうなことで、そうしている間にもどんどんどんどんらのお話、資金が枯渇して、窮してきているというふうな状況になっておる。決して市としてもそれを好ましい状態と思っておるわけではございませんが、やはり今おっしゃられたように、お話を伺うところ、理事全員が辞表を出されたと。2名の方だけが辞表を出されなかった。その後、動議として解任が出されたというようなお話も聞いています。そういった耳で聞くお話が、実際、先ほど申しました法の手続、いわゆる定款にのっとった会議で開催されているかどうかということの心証は得ておりません。

それで、きのうの御質問にもありましたように、市の方からもまた文書でもって、その後の 経緯について、3月以降の経緯について確認をとらせていただいておるわけでございますが、 一方では、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律というのがあるんですが、その97条に 議事録等の公表については裁判所の許可が要るというような回答が来ておるぐらいでございま して、なかなか前向きに、こちらの方は前向きに御相談申し上げたいというふうに思っておる ところでございますけれども、そういった実態でないということが非常に残念に思っておると ころでございまして、決して市としても、市民が会員であって、そして受益者が市民であると いうことも考えますと、いち早く解決したいなという思いは持っておるところでございまして、 それこそ先ほど来お話ししていますように、まず会員の皆さん方から声を上げて、定款に沿っ た手続でなされるのが一番手っ取り早いなというふうに思っておるところでございます。

〔7番議員挙手〕

議長(星川睦枝君) 広瀬武雄君。

7番(広瀬武雄君) 時間も大分迫ってまいりましたが、追加で若干申し上げておきますと、今、副市長から申されましたように、多分にお2人の中は訴訟問題も発生しておると伺っておりますので、いわゆる名誉棄損で森氏が井上氏を訴えているわけですね。それから、最近聞き及ぶところによると、森代表理事は登記簿上の代表理事ですね。社印を法務局に行って変えてしまったと。しかも、それが社印らしくない、「森」という大きな個人印のような判に変えてしまったという話も聞き及んでおります。また、市から1億円の仕事をもらってくるということを理事会の席上で豪語しておるというような、いろんな話が伝わってきておりますので、この辺がまた逆に、解決にはなかなか難しいというところに結びついていく原因になっておるのかもわからんと、このように考えるところでございますが、いずれにいたしましても、市当局としては、これ以上正当な対応がなければ何ともいたし方ないですよという結論かと思われます。したがいまして、シルバー人材センターを担当されます部長さんが今後どのように指導されていかれるかという点も含めて御答弁いただきたいんですが、時間がございませんので、割愛をさせていただきまして、次の質問に短時間で移らせていただきたいと思います。

学校給食における放射線対策ですが、当市の給食センターに寄ってまいりましたら、食材は 地産地消だから大丈夫ですよと言っているんですね。だけど、他の市町の情報を得ますと、例 えば大垣市あたりは地産地消の証明のない食材や1人当たりの摂取量が多い食材を毎日3点ほ ど抽出して、放射線量の測定をしておると。そういう機械も買っているということであります が、この点につきまして、林次長にお尋ねいたします。

議長(星川睦枝君) 林教育次長。

教育次長(林 鉄雄君) 結論から申し上げますと、放射線検査は現在考えておりません。県内でそういった測定器を入れているのは大垣市、それも給食センターは幾つかありますが、1ヵ所だけだと確認をいたしております。先ほど言われました1食材について20分ぐらい検査に時間がかかるんです。それで、1日に3食材ぐらいしかできないと。私どもも大垣もそうです

が、1日に20品目ぐらいの食材を仕入れております。全部できないということで、なかなか有 効利用されていないというのが実情だと思っております。

そこで、私どもの対応としましては、安心できる食材の購入ということで、産地を確認して 行いたいということで、被災地、該当地域の食材については現在購入を控えているという状況 です。そんなふうで進めたいと思っております。以上です。

〔7番議員挙手〕

議長(星川睦枝君) 広瀬武雄君。

7番(広瀬武雄君) という答弁でございますが、もう少し突っ込んでみますと、やはり見えないものに対する食材情報ですね。これを他人任せにしていると。例えばJAとか、あるいはGKSとか、業者ですね。そういうところから仕入れているんだけれども、そちらに任せているということで、果たして本当に大丈夫かという不安を感じておりますので、今後もぜひひとつその辺を含めた御検討をされますことをお願いさせていただいて、この項目は終わりたいと思います。

次に、最後になりますが、ライフスキル教育、あまり聞きなれない言葉ですが、意思を伝え合う力や自分の感情を管理する力を育てるなどするライフスキル教育、学校現場では総合的な学習の授業などに採用されまして、成果を上げているという情報を得ておりますので、ぜひとも教育長、当瑞穂市の教育にも御導入いただくことを期待いたしまして、私の質問はすべて終わらせていただきたいと思います。

議長(星川睦枝君) これで、7番 広瀬武雄君の質問を終わります。

続きまして、8番 松野藤四郎君の発言を許します。

松野藤四郎君。

8番(松野藤四郎君) 第3回目の定例会の一般質問の最後ということで、執行部を初め、傍聴者の皆さんには遅くまで大変だと思いますが、もう少し時間をいただきたいというふうに思います。

8番、民主党の松野でございますが、議長さんから発言の許可をいただきましたので、3点について質問をいたします。

内容については、宿日直の勤務状況等について、2番目に企業誘致、3番目が穂積コミュニ ティセンターと公園整備ということで、三つについて質問をいたします。

まず最初に、宿日直の勤務状況、あるいはあり方について、執行部の考えを求めたいという ふうに思います。

この業務については、住民サービスの観点から、宿日直は以前から穂積、あるいは巣南、両 庁舎とも実施をされてきておりますが、業務等の見直し等から、昨年でしたか、巣南庁舎は宿 直を廃止されました。その後、日直はやっておるわけですけど、宿直について廃止をした結果、 あの地区からといいますか、巣南庁舎に関する市民からの問い合わせ、あるいは苦情、こういったものがあったのか。あれば、その内容というのはどういうものかということをまずお聞き したいということ。

それから次は、宿日直、週休日とか、あるいは日曜日、休日等、平日もあるわけですけど、 そういったときの勤務時間、それから勤務形態、何名で行っているかというような話があるわ けです。そのほかに、宿日直等についてはどんな業務をしているのかなあということ。それか ら、年間を通し、あるいは1日でも結構ですけど、何件ぐらいの件数があるかということをま ずお聞きしたいと思います。

以降については質問席からいたします。よろしくお願いします。

議長(星川睦枝君) 髙田市民部長。

市民部兼巣南庁舎管理部長(髙田 薫君) 私、巣南庁舎管理部長を兼任しておりますので、 巣南庁舎の宿直の廃止のことについてお答えをさせていただきます。

平成21年4月1日から巣南庁舎の宿直が廃止になりましたが、廃止するに当たりまして、自 治会長会にての説明会、広報「みずほ」への掲載等によりPRを行って、実施をしておるとこ ろでございます。

また、警備員を置かないということでありますので、穂積庁舎への外線電話の転送や穂積庁舎用へのインターホン設置など、住民サービスの低下をできるだけ招かないようにということで、そういった設備の改善にも努めたところでございます。

そうした中、先ほどもお話しいたしましたが、宿直廃止後の巣南庁舎担当課への電話という ものは当然ございますので、穂積庁舎でもとれるようにして対応をいたしております。

来庁者が事前に担当課と連絡をとって、時間外での対応をしたりということも実施しておる ところでございます。

しかしながら、巣南庁舎閉庁後に、特に戸籍の届け出で来庁される方がまだ時々ございます。 その都度、丁寧に御説明をしているところでございますが、ここからまた穂積庁舎へ行かなければならないという不満感という住民感情は払拭できないというようなところかと感じておるところでございます。

議長(星川睦枝君) 伊藤企画部長。

企画部長(伊藤脩祠君) それでは、松野議員の2点目の御質問でございますが、職員の勤務時間、勤務条件ということでございますが、給与に合わせて、これは地方公務員法第24条で条例に定めるという規定がなされております。それを受けまして、条例で職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条で、正規の勤務時間以外の勤務、一般に断続的な勤務を命ずることができるという規定がございます。さらに、同規則5条で宿日直勤務を定めるという規定がございまして、それを受けて各種規定がございますが、宿日直勤務規定第2条で勤務時間ということ

で、宿直は午後5時15分から翌日午前8時30分まで、日曜日、土曜日、祝日の日直は午前8時30分から午後5時15分となっております。それに従事する職員としましては、同規定の3条に、宿直は男性職員1名、日直は女性職員2名で行うことと規定をされております。

それで、同規定の第8条で、職務の内容ということでございますが、庁舎及び構内の取り締まり、それから到着文書及び物品の受理及び送達、3点目に埋火葬許可書の交付、4点目に気象情報及び災害情報の受理及び伝達等となっております。

この処理件数ということでございますが、ずっと調査をさせていただきまして、22年の1月から12月、これまでの宿直日誌等から件数を拾い上げてまいりました。それで、分離があまり細かくできないで申しわけございませんが、大きく分けて、電話、それから来庁者、さらに戸籍関係の届け、この三つに分類して調査をしました。巣南庁舎、穂積庁舎合計でございますが、電話に関しましてはこの1年間で3,962件、そのうち宿直業務ということに限っては、概数になりますが、おおむね2,400件ぐらいの電話かなと。さらに来庁者は全体で1年間で563人、宿直の段階では60人です。それから、戸籍関係の届け出で325件、宿直では80件くらいになろうかと思います。トータルで4,850件の処理を宿日直者で対応している状況でございます。

〔8番議員挙手〕

議長(星川睦枝君) 松野藤四郎君。

8番(松野藤四郎君) それぞれ部長さんの方から御回答をいただきました。

年間といいますか、合計で4,850件の件数があるということであります。ここは数字的な話で、次に行きます。

この宿日直等をしてもらう職員等についてのお話ですが、例えば宿直をやる場合、日直の仕事を終えて、引き続き宿直をやるというような格好が続いていると思いますし、宿直をしますと、拘束時間というのは15時間以上あるわけですね。その中には仮眠時間もあるというふうに思いますし、宿直明け後も、聞いていると引き続き平常業務をしているということでありますし、日曜日についても同じですね。日曜日の勤務をすれば、また月曜日に仕事をしているというような状況があるというふうに聞いておりますが、こういった状況については、労働基準法の適用を受けて宿日直をやっていますので違法にはならないわけです。要は軽易な作業ですので、引き続き業務をしてもいいというふうに基準法に書いてあるわけですけれど、しかしながら、1週間40時間とか、1日8時間というような縛りがあるわけですけれど、そういったことを見ますと、引き続き業務をするというのは、やはり職員の健康管理から見ますと非常にまずいんではないかというふうに思うわけですけど、これについては、今の形態が基準法に合っているからいいのか、そこら辺、行政当局の考え方をお聞きしたいというふうに思っています。

議長(星川睦枝君) 伊藤企画部長。

企画部長(伊藤脩祠君) まさに御指摘いただいたとおりの状況でございますが、定義的には、

宿日直業務というのは労働基準法等にも規定してございますが、正規の勤務時間以外の勤務ということで認められるといいますか、命令できるという形にはなっておりますが、休みを特別休暇でという形も制定されておりませんし、正規の勤務時間であれば振りかえをとるとか、そういうことも可能かと思われますが、やはり宿日直勤務ということでございますので、さりとて、宿直している職員におきましては体を休める環境を整える必要も当然御指摘のとおりございますので、宿直明け、あるいは日直が続いた職員につきましては、業務に支障のない限りにおきまして年休をとっていただいて、体を休めるなり、そういう環境をつくっていただくというふうに呼びかけまして、職員の有給休暇の取得の推進を今現在図ってやっているところでございます。年休も、皆さん、十分にはとっていないのが実態でございますので、それに合わせて皆さんに呼びかけを行っている状況でございます。

[8番議員挙手]

議長(星川睦枝君) 松野藤四郎君。

8番(松野藤四郎君) 宿直、日直をしますと、手当という格好でお金が出るわけですね。1日すれば4,200円とか、5時間未満ですと2,100円となっているんですが、これは各市町の自治体もそれに類似をした手当を払っておるわけですけど、これの算出については、多分職員等の1ヵ月の平均賃金といいますか、そこら辺を1ヵ月30日で割って、その3分の1だというふうに解釈をしておるわけですけど、要は私が思うのは、宿日直という業務については、住民サービスの観点から、これは続けていかないとだめだなとは思いますけれども、業務の内容について、労働基準法に触れないような本当に軽易な作業だということを言っておりますし、電話の受け付けとか、戸締まりとか、戸籍の関係となっておりますが、戸籍は別としても、宿日直については、例えばシルバーとか、施設管理公社、ああいうところへ出してもいいんではないか。戸籍については、その人たちは住民の情報はとれませんので、そういったことについては、例えば管理者とかの当番がおって、そこへ電話して、その人に駆けつけてもらって、処理をするというような格好もできますので、そこら辺、ひとつどのように考えてみえるか、すみません。議長(星川睦枝君) 伊藤企画部長。

企画部長(伊藤脩祠君) ありがとうございます。まさに宿直業務という部分を第三者に委託している自治体もあると聞いております。今、それの調査をかけておりますが、御指摘いただいたとおり、戸籍の受領とか、埋火葬の許可の交付、さらには緊急時の対応とか、そういう解決する事項が多々ございますが、他市で現実に委託されている状況を見ながら、さらには専門的に従事してもらう嘱託職員とか委託業者があるのかどうか、そこら辺も調べてまいりたい。さらに、戸籍等に関する事務についても、簡素化できないかということで、先月も市民課の方とうちの人事担当、秘書広報課と詰めておる段階でございますので、委託に関する部分についても一度考えてみたい、進めたいというふうに思っております。

〔8番議員挙手〕

議長(星川睦枝君) 松野藤四郎君。

8番(松野藤四郎君) いろいろと検討なりをしたいという話ですので、ここら辺は、やはり 実際に業務等を行っている市の職員等含めて、今後の宿日直のあり方について検討をする必要 があるんではないかと思いますが、そこら辺の動きがあるのか、お尋ねをしたいと思います。 議長(星川睦枝君) 伊藤企画部長。

企画部長(伊藤脩祠君) いずれにいたしましても、宿日直業務に関して、勤務の内容、条件、さらには、先ほどお示しいただきました手当の額、さらに業務委託ですね。市民の皆さんのためにということで継続ということも含めて、他市の状況を参考にしながら検討し、さらにまとめ上がったものを、宿日直検討委員会というものもございますので、諮りながら、随時調整をさせていただきたいと思いますので、いま一度御理解のほどをよろしくお願いいたします。

〔8番議員挙手〕

議長(星川睦枝君) 松野藤四郎君。

8番(松野藤四郎君) やはり行政というのは住民サービスが基本でございますので、そこをおるそかにするというのはまずいもんですから、そこら辺をよく検討しながら、職員の健康管理もありますし、私も以前質問したことがあるんですが、市の職員の休暇のとり方が非常に悪いと、日数がね。そこら辺もありますので、いろんな要素を含めて、職員の皆さんでよりよい宿日直をどうしていったらいいかという、そこら辺の話を進めていく会を設けて、早急にやっていただければというふうに思っております。

次は、2番目の企業誘致の関係でございます。

まず税の話をするわけですけど、瑞穂市のこの数年間の一般会計、あるいは特別会計の決算状況から見てみますと、この数年間は総額で210億円から230億円で推移をしておりますし、これを一般会計で見た場合に、歳入は140億から175億円、歳出は130億から160億円となっております。市の財政基盤となる財政力指数ですね。要は基準財政収入額よりも需要額が多いということですね。平成19年度の0.91をピークとして、年々悪化をしております。21年度については0.86、そして今年度、22年度決算状況では0.83となっております。こういった数字というのは3年間の平均をとってきますのであれですが、22年度の単年度、22年度だけで見ますと非常に悪く、0.795ということであります。

また、一方では、市債について見ますと、一般会計では、18年度現在額で93.67億円、21年度では117.8億円、それから今年度、22年度決算額では129.79億円となっており、額では18年度に比べると36億円の増加をしておるわけです。これは毎年10億円ずつふえていくわけですね。一方、お金を借りますと償還をせなあかんですね。償還額を見ますと、毎年10億円から12億円近くを元利分として償還していたのが、今年度、22年度では一気に18億円と急に増加をしてお

るわけですね。財政力指数等、あるいは市債償還、こういったところを見まして、これからの市の財政状況について、どのようにお考えになっているのか、ひとつお尋ねをしたいというふうに思いますし、国は900兆円から1,000兆円ぐらいの借金があるということは皆さん御存じでございます。これを、瑞穂市の借金から見ますと、一般会計では1人当たり、小さい子から御老人まで含めた話ですが、23万円あるわけですね。これをまた特別会計まで含めますと29億円の借金になるわけです。さらに、今後、下水道整備計画というものが上がっております。これが着実に進行していきますと、現在より3倍近く皆さんの負担が多くなるというような格好になるというふうに思います。

そこで、財政の確保というのは十分に検討されておるのか。私が思うには、やっぱり一般会計からの繰り出しというのは非常に多くなるんではないかというふうに予測をします。しかし、この財源が不足をしますから、したがって、市債を発行するとなっていくわけですね。そうしますと、一般会計をさらに圧迫し、住民の皆さんの福祉、あるいは教育等に対するサービス、そういったものの低下が懸念されるんではないか。こういったもののサービス等を現状のまま、あるいは維持向上をするための対策といいますか、施策というのは何を考えているのか、ひとつお尋ねをしたいと思います。

議長(星川睦枝君) 伊藤企画部長。

企画部長(伊藤脩祠君) ただいま松野議員、御指摘いただきました財政力指数につきましては、19年度の0.91というのをピークに年々減少傾向にございます。最終的に22年度では0.83という状況になったわけでございますが、財政の方で主な要因というのをちょっと調べてみてはいるんでございますが、まず基準財政収入額、これは御指摘どおり税収の減です。これは間違いなく下がっているということで、基準財政収入額が減っている。さらに、分母となります基準財政需要額は、国の特別枠というところでいろんなものが加算されてきております。ちなみに頑張る地方応援プログラムとか、それから地方再生対策とか、民主党政権になりまして、生活防衛のための緊急対策に基づく地方交付税1兆円増額、さらに22年では、地域活性化・雇用等臨時特例債の発行等によるもので、特別枠の加算ということで、基準財政需要額が通常より膨らんでおります。当然収入額を需要額で割れば、おのずと財政力指数が出るんですが、下がったのはそのような要因ではないかというふうに分析をしております。

さらに、財源という観点から見ますと、財政力指数が下がった分、逆に地方交付税、当然基準財政収入額と基準財政需要額の差が交付税になるものですから、この差が大きくなって、交付税は多くなっているというのが現状でございます。その分、依存度が高まったと見ていいかと判断はしております。

また、市債につきましては、平成22年度末の一般会計残高が129億7,900万円、さらに平成18年度末現在と比較しますと36億1,200万円増加したことになります。ただし、平成22年度末に

おきましては、下水道(コミュニティ・プラント)を一般会計に編入しておりますので、特別会計を差し引きますと26億800万円の増加となっておるわけです。これは何かということでいるいろ調べてみましたが、平成19年度以降、消防施設とか、給食センターの統廃合で設備を新築したとか、別府保育所、子育て支援センターとか、穂積中学校、まちづくり交付金事業等々、施設整備への借り入れが続いてきたためであると考えております。しかし、これらはすべて財源措置されます合併特例債を活用してきたものと考えておりまして、さらに地方交付税の減税補てんとされております臨時財政特例債の発行によるものかというふうに考えております。この臨財債につきましても100%の財政措置が行われるものとしておりますので、全体としては、借入額のふえた分については財政措置がなされるものというふうで判断をしております。

さらに、公債費の償還という話がございましたが、平成22年度元利償還金は18億1,600万円でありますが、この中には、後年度の財政負担を軽減するためということで繰り上げ償還3億9,100万円が含まれております。さらにコミュニティ・プラント分として1億7,253万円も含んでおりますので、これらを引くと12億5,200万円となっておる状況でございます。

起債残高、償還額の数値を見る限り、非常に高額な金額で推移しており、非常に厳しい状況 には間違いございませんが、財政上有利な起債の活用やら、後年度の負担を軽減するための繰 り上げ償還を実施して、収支バランスを今の現段階ではとっている状況にございます。今後に ついても、その均衡を図るために財政運営を図ってまいりたいと思っております。

さらに、先ほど健全財政を行うために財源確保がどうか、今後下水道整備が進むと一般会計の繰出金が非常に大きくなるが、ここら辺の対応、これによって、福祉とか、そういうものの施設整備に影響は出ないか、どういう財源を確保しているのかという御質問がございましたが、将来的に見ますと、やはり下水道の方の財政シミュレーションといいますか、ピークで7億9,000万の繰り出しが必要だというのが出ておりますが、それも前倒しをして平準化するために建設着工した時点から4億八千数百万円、約5億の負担が必要ですよということも出ていますので、それも承知しておりまして、まだ建設はなされておりませんが、もう今の時点から下水道準備基金に積み立てておこうということで、ことしの今回の補正予算にも4億円という基金の積み立てをお願いしておるところでございます。最終的には、基金としましては23年度末には11億ぐらいになろうかというふうに想定はしております。

また、今後の財政運営において、自主財源確保のためにどういうことを施策として考えておるかという御質問でございますが、内部的なことでございますが、税でいけば、適正な賦課をして、さらには平等な徴収を行う。さらに、この点も、庄田議員の御質問があったように、徹底して強化してまいりたい。さらに、歳出におきましては、全体を細かく見直し、効率的、効果的なものとして、必要な義務的経費に対応するよう努める覚悟でございますので、御理解をお願いしたいと思います。

〔8番議員挙手〕

議長(星川睦枝君) 松野藤四郎君。

8番(松野藤四郎君) 私が、先のことを危惧するのは市税ですね。固定資産税とか、法人税とか、個人、いろいろありますが、この瑞穂市は法人税が非常に少ないわけですね。市税というのは、市民税、あるいは固定資産税、軽自動車税、たばこ税とあって、一番取りやすい固定資産税が、市税63.9億円のうち固定資産税というのは31.65億円ということで、50%近いんですよね。逆に言ったら、法人税は3億ちょっとですね。取りやすいところから税を取ってやっておるわけですけど、今後、瑞穂市において、財政の安定化といいますか、それから雇用の関係もあるわけですけれど、そういったことを考えますと、将来優良な企業を呼んで、企業誘致をせなあかんと。そして、税を取って、まちの活性化をしてやらんとだめだと。今、本当に静かといいますか、本当に寂しいですね。

そういった生き生きしたまちをつくるために企業誘致というのはぜひともやっていただかね ばならないんですが、市長さん、これで2期目に入ったわけですけど、この4年間にどういっ た企業誘致をされてきたのか、ちょっとそこら辺をお聞きしたいと思います。

議長(星川睦枝君) 福冨都市整備部長。

都市整備部長(福富保文君) 瑞穂市のマニフェストの実行プログラムの中で、企業誘致について、施策として4年前に掲げてございます。現在、十七条の工場適地の方へ企業誘致として、カーサロンMとか、繊維関係の株式会社Kの企業進出がございます。それから、既存工場の規模拡大として、金型製造のKシステム、それから最近では、一般機械製造業のT工業の拡張計画、また田之上の工場適地の方では縫製業のレディースファッションYの企業進出がございました。

瑞穂市の企業誘致条例を本年4月から施行したことによりまして、既存工場の規模拡大と、本年度になりまして数社から今年度じゅうに着手したいという相談を現在受けております。それと、ちょっとおくれましたが、花塚地区、それから宝江地区の方でも企業の拡張が計画されております。それから牛牧地区、これは既存企業ですが、撤退したところにも日本クレーン協会、こういうところが教習場をつくっております。いずれにしても、瑞穂市の立地条件として、国道21号線や名神高速道路の羽島インター、それから将来的には東海環状自動車道の西回りの仮称大野・神戸インター、それから安八町の方で計画されておりますスマートインターチェンジ、こういう交通網の整備が予定されております。これを利用した物流拠点など、新たな産業集積など、多角的な視点から企業誘致施策を推進していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いします。

〔8番議員挙手〕

議長(星川睦枝君) 松野藤四郎君。

8番(松野藤四郎君) 市の方も積極的に企業誘致に携わっているということで、数社が計画、 あるいは来ているという話でございます。

名古屋紡績の話は、先ほど広瀬議員の方からありましたので、ヤナゲンの跡、それから旭化成、あるいは横屋の地内といいますか、あそこら辺の関係でございますが、ヤナゲンと旭化成というのは撤退、あるいは工場縮小、こういったことがあるわけですね。横屋については、どうも大型のSCの情報があるような感じを受けておるわけですけど、そこら辺についての情報といいますか、市の動きがわかれば、ひとつ御報告願いたいと思います。

議長(星川睦枝君) 福冨都市整備部長。

都市整備部長(福富保文君) 名古屋紡については、さきに広瀬武雄議員の質問にお答えさせていただいたとおりでございます。

それから、21号線の横屋地内でございますが、以前より商業施設の進出計画というのは企業側から聞いております。企業側から協議、地元への接触も既にされておりますが、具体的にまだ協議に入っている状況ではございません。いろいろ諸問題がございまして、協議に入っている状況ではございませんが、企業の方からはアプローチがございます。それから、ヤナゲンFALにつきましては、全国共済農業共同組合連合会が土地を持っておりまして、ヤナゲンが継続的に開発計画を立てているということで、企業とは調整に入っているそうでございますが、まだ具体的な動きはございません。また、追ってその辺の公表もできるんではないかなと思っております。

いずれにしても、岐阜県の商工労働部の企業誘致課とも連携をとりながら、情報の共有を図りながら進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いします。以上でございます。

〔8番議員挙手〕

議長(星川睦枝君) 松野藤四郎君。

8番(松野藤四郎君) 横屋については動きがあるということであります。

要は瑞穂市に企業が来る場合に、優遇措置というのがあるわけですね。巣南地区だと思いますが、巣南地区については固定資産税の特例に関する優遇措置ということで、農村地域工業等導入促進法、それからことしの4月に条例化されました企業立地促進条例、二つがあるわけですね。これはこれで、中身の件はわかるわけですけれど、この瑞穂市の方に企業が来やすい、瑞穂市へ来て企業をやりたいという優遇的な措置というのは、他市町より上を行かんと私はだめだと思うんですね。ありふれた立地条件といいますか、固定資産税の等価が幾らとか、人が何人とかというんじゃなくて、例えば工場が来たときには、3年間じゃなくて、5年間優遇するとか、固定資産でも3億円を1億円にするとか、こういうふうにやっていかんと企業は来ないと思いますね。その間については奨励金等を払いますから入ってきませんけれども、そこの

中の雇用、働く人もおるわけですね。そして、このまちも活性化するわけですよ。ですから、他市町よりも優遇的なことをする考えがあるか。まだ、この前、3月に立地法をつくったばかりだからできないよというんじゃなくて、せんだっての8月の新聞では美濃加茂市が言っておるんですね。2分の1にするとか、5年を10年にするとか、はっきり言っておるんですね。そのくらいのことをやらなあかんと思うんですが、これは部長さんでもいいですが、市長さんでもいいですが、お答えを願いたいですが。

議長(星川睦枝君) 堀市長。

市長(堀 孝正君) ただいま松野議員から、財源確保のために企業誘致を積極的に進めなく てはいけない。こういった御意見の中です。企業誘致をするには、それだけの特段の他のまち にない特典を与えてしなかったら誘致できんと。そういうことを考えておるんかという御質問 でございます。

いずれにしましても、先ほど来、都市整備部長の方からいろいろお答えをさせていただいて おります。いろいろ市内にございます企業が増設をするとか、旭化成の跡地にとか、ようやく にして名古屋紡の方も計画を今煮詰めておるようなところでございます。

そういう中におきまして、企業誘致をしますと、雇用の創出、働ける場所ができるというこ とでありますし、働ける場所があるということは、またそれだけの所得がそこに生まれるわけ でございまして、市としては大きな財源になるわけでございます。そんなところから企業誘致 は積極的に進めなくてはいけないところでございますが、ところが、何といいましても瑞穂市 は地の利、利便性のいいところでございまして、どこの企業誘致におきましても、大体誘致し ますと、もちろんまず市の方で土地の確保をして、こういったところがありますから来てくだ さいよと、こういう準備をしなかったら、話があってから、それ農振除外やとかなんとかとい ったら、とても企業誘致ができません。本当にやる気がありましたら、やはり皆さんの御理解 をいただいて、土地開発公社の方におきまして土地をまず市で取得して、そして、その用地も、 大体東海環状東回りを見ましても、これからできてまいります西回りにしましても、やはり企 業誘致の坪単価というのは結構安いわけで、そのような単価で出せればいいわけでございます が、瑞穂市は地の利、利便性がいいところで、結構な土地の単価がするわけでございます。そ こら辺を考えますと、企業誘致、本当に真剣に考えれば考えるほど難しいところでございます。 思い切った施策で、皆さんの御理解をいただければ、過去、穂積町のときに土地開発公社の方 でいろいろ問題がありました。本当に御理解いただいて、市で土地の確保をさせていただけれ ば、そういったいろんな手も打てるわけでございますが、なかなかそのことにおきましては難 しい。それよりも、現在ございます、あいておるところ、こういうところに入っていただきな がら、小さい企業でも内容のいいところ、そんなに面積をとらない、そういう企業が入ってい ただけんかな。ある程度、土地にも単価を出していただける。そういったあれも担当の方とし

ては県の企画部の方へいろいろお願いもしておるところでございます。なかなか企業誘致、一朝一夕にいかないということも御理解いただいて、少しでも前へ進めなくてはと思っておるところでございますので、よろしくお願いを申し上げて、答弁とさせていただきます。

〔8番議員挙手〕

議長(星川睦枝君) 松野藤四郎君。

8番(松野藤四郎君) 何かやる気があらんようなお話でございますね。先ほど言いましたように、市民税28億円が市に入ってくるんですよ。そうやけど、法人税、本当に3.9億円ですよ。あとはみんな個人税ばかりですよね。こんなふうで、将来この瑞穂市、よろしいでしょうか。今までの2日間の答弁を聞いていますと、何々をやりますよ、何々をやりたいよという答弁が多いですね。みんな、お金の話ばかりですよ。使うばかりですよ。入ってくることを考えてないんですよ。副市長、どう思われますか。収入の確保。

議長(星川睦枝君) 奥田副市長。

副市長(奥田尚道君) 私も企画財政で財政を担当しておった関係上、実際、議員おっしゃられるように三位一体改革が平成19年にあったわけですね。そのときに、いわゆる財源移譲が来まして、20年に上がったんです。それから、リーマンショックが9月にありましたね。それから落ち込んでいます。個人の方も本当にすごく落ち込んでおりまして、今おっしゃったように、法人は、逆に去年より上向いていますけれど、個人所得の方は……。

[「将来どうするかということです」と8番議員の声あり]

副市長(奥田尚道君) そういう状況の中ですから、法人が今上向いていることは事実なんですが、ただ、昨今のグローバルな経済情勢を見ますと、海外へ出ている状況なんですね。その中で、果たしてこの地域でどういった企業に誘致できるかという問題があります。そうなってくると、なかなか企業誘致も難しい中で、財政運営をどういうふうにしていくかとなってくると、要は使うのを減らすということになるわけですね。9月補正でも上げさせていただきましたように、将来の財政負担を軽くするために4億2,000万円の繰り上げ償還等をやっておりますし、それから、基金の繰り入れも減らしておるわけですね。そういった努力をしながら、とりあえず今この経済危機がどういうふうに動いていくかということを見詰めながら、弾力的な運用をせざるを得ないというのが実際なんです。

本当のことを言って、国もわからないところなんですよ。国自体が、これだけ円高になってきて、毎日私らも新聞を見ていますけれども、とにかく株も今は七千どれだけの状況になっているわけですね。本当に国もわからない状況の中で、地方自治体がどういうふうにやっていくかということを本当に今予測しがたい状況です。ですから、今はぐっと我慢して、繰り上げ償還をしたり、それから積み立てをしたりということで、支出を抑えるというのが今の各地方自治体でできることだというふうに認識しております。

ですから、将来と言われても、本当に将来を予測できないというのが実情でございます。

〔8番議員挙手〕

議長(星川睦枝君) 松野藤四郎君。

8番(松野藤四郎君) 国のお話もされておりましたが、国は国なりに無駄削減等を図りながら、財源を確保するために、例えば国有財産を売ったり、株を売ったり、公務員制度改革をすると言っておるんですよね。だから、瑞穂市においても、たまたま私は土地財産調査特別委員会におりますけれど、この中で未利用地がたくさんあるんですよね。あれ、売りゃあいいんですよね。数億円あるんですよ、今持っておる普通財産から行政財産を込めますと、施設管理公社があったときには合計でいきますと10億円近くあるんですよ。今、本当に土地が下がってしまって、数億円もないでしょうね、価値が。そういったものを本当に持っておっていいのか。本当はもっと早く処分せなあかんでしょうね。そういったことをせなあかんということですよ。もちろん企業誘致も大事ですけど、そういったところの見直しをしてほしいということであります。

最後になりますけれど、コミュニティセンターと公園の関係です。

ちょっとコミセンの資料、細かいやつを持っていませんので、頭の中に入っていることについてお尋ねします。

コミセンについては、平成18年か19年ぐらいからいろいろ会議を進めてまいりました。それから、私が議員になってから、平成16年に質問等をしております。その中で松野市長も答えておりますし、19年、21年ごろの質問等に対しては、堀市長、あるいは総務部長等もお答えをいただいておりますが、松野さん、穂積地区は本当に行政サービスにおいて格差がちょっとありますねと言っておるんですね、答えの中で。その中で、生活道路、あるいは用排水路、そういったものを含めて、コミュニティー等もありますが、そこら辺しっかりやっていきますので、任せておきなさいよというお話をされておるわけですが、現状について、今日までどのようにやっているかということをお尋ねします。

議長(星川睦枝君) 福冨都市整備部長。

都市整備部長(福富保文君) 穂積地区につきましては、地域間格差があるということを、前、松野議員が質問されております。このときに、市街化も穂積地区については進んでおります。他地区に比べて、生活道路、公園、また水路の浄化対策等、生活に密接に関係する基盤整備がおくれているとの御指摘がありました。平成20年度以降は地域間格差の解消を図りつつ、基盤整備に重点を置き、計画的に整備をしてまいりました。平成20年度では、歩道整備・道路補修等で1,370メートル、2,382万3,000円、児童公園873平米、554万4,000円、水路の復断面化工事を2,500メートル、2,247万3,000円にて整備を行っております。平成21年度には、遊歩道整備、道路拡幅、修繕等で4,050メートル、7,182万2,000円、水路復断面化を1,160メートル、1,343

万8,000円で整備を行っておりますし、平成22年度では、道路拡幅、修繕等で180メートル、1,136万3,000円、水路復断面化工事570メートルで480万4,000円にて整備を行っております。

このほかにも、穂積都市下水路沿いの縦道につきましても、宅地開発に合わせて6メートル計画に基づいて、積極的に道路用地の買収等も行っておりますし、この中には、用地費も含んでおりませんが、こういう要望で用地測量、用地買収を進めております。用地買収後は、順次道路拡幅等を実施する予定をしており、地域間の格差の解消が図られているのではないかというふうに考えております。以上でございます。

〔8番議員挙手〕

議長(星川睦枝君) 松野藤四郎君。

8番(松野藤四郎君) これは地域格差についてのお答えでございますね。

穂積地区のコミュニティセンターの話をするわけでございますが、例えば平成20年の3月の議会において市長さんの答弁を聞いております。これ、そのまま読み上げますが、「新年度予算に計上されておりませんからということでは全くありませんので、もう地元の要望、当然この地域のことは考えておりますから、その点は御心配のないよう、今一生懸命協議をしているところでございます」と答弁されております。

また、平成21年3月においても再度質問を行い、総務部長、市長さんからも「調査費を計上したので、これは330万円ですが、まとまり次第、補正でもお願いして、土地の取得をしたい。そして、順次建設のためのいろいろ準備をしてまいりたい」と述べられております。これは議事録のままですよ。

建設委員会としてもそういった話を踏まえて、数多く会議をし、最終的に、もう建設委員会としては何回集まっても同じ話だと。要は市がやるかやらんかの回答を待っておるんだということで、今日まで開かれておりません。執行部の方からも何らお答えがございません。

しかしながら、どこかの資料を見ましたら、1億円以上の工事の今後10年ぐらいの計画の中で、穂積コミュニティセンターについては、平成27年から31年の中に数字が出てきておりますので、ここら辺を信用して、これが現在進行しているのかということであります。

それから、最後になりますが、公園についてであります。

公園については、昨年から引き続きいろいろ論議をしながら、ことしの6月の議会でしたか、第2回目ですので3月の議会で、三つあった公園のうち一つがひょこっと出てきたわけですね、第2回のときに。この辺の内容を聞きますと、「熟度」という言葉を使っているんですね、都市整備部長が。予算に上げてきたということは、三つともあるということは、熟度が達しておるということですよ。達したから予算を上げてきておるんですよね。そういうふうに理解しておるんです。

牛牧をさきにやっていただくことには異論はございませんが、あと残っている公園の計画等

について、この9月の補正予算の中に残っている三つのうちの二つが入っておるわけですね。 そこを見ますと、面積的にもどうも当初の数字とは違うわけですね。二千七百何平米ぐらいあったやつが2,500とか言っておるわけですけど、ここら辺について、何か変化があったのか。 これはどういったふうなのか。あと残っている七つか八つの要望が出ておる公園については、 きのうの答弁の中にもありましたが、2年間でやると言いましたわね、市長は。失礼ですけど、 今後10年間といいますか、平成31年までの大型事業を見ていますと、公園については……。 議長(星川睦枝君) 松野藤四郎議員に言います。

1分しかございませんので、答弁の時間が必要でしたら、考えてください。

8番(松野藤四郎君) 公園計画について、本当に2年間で全部やってしまうのか。1億円以上の事業がまだ続いていますので、そこら辺の話をひとつ答弁願いたい。

議長(星川睦枝君) 福冨都市整備部長。

都市整備部長(福富保文君) まず面積につきましては、街区公園2,500平米を基準に設定したということでございます。前回は、あらかじめ地区を指定して2,700ということですが、街区公園規模で設定をしております。

それから、公園につきましては、財政の許す範囲内で整備を進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いします。以上でございます。

〔8番議員挙手〕

議長(星川睦枝君) 松野藤四郎君。

8番(松野藤四郎君) ということは、街区公園というのは、規模的に2,500だからという数字で上げているだけの面積。お金はどうですか。

議長(星川睦枝君) 松野藤四郎君の質問をこれで終わります。

以上で、本日予定しておりました一般質問は全部終了しました。

散会の宣告

議長(星川睦枝君) 本日はこれで散会します。

傍聴者の皆様におかれましては、早朝より傍聴していただきまして、まことにありがとうございました。

散会 午後5時38分